

資料編

資料編目次

1. 久留米市水道条例	1
2. 久留米市水道条例施行規程	19
3. 久留米市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程	30
4. 久留米市指定給水装置工事事業者規程	33
5. 久留米市田主丸地区簡易水道条例	40
6. 宅地造成および住宅建設等による配水管布設工事の負担金に関する規程	42
7. 建築基準法施行令第129条の2の5	45
8. 建設省告示第1597号	47
9. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律	50
10. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令	52
11. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	54
12. 給水管統合及び配水管布設申請について	56
13. 私道への配水支管布設取扱要綱	57
14. 宅地内漏水の修繕費用負担基準	66
15. 貯水槽式が必要な箇所を定める要綱	67
16. 貯水槽水道に関する要綱	69
17. 久留米市企業局手数料取扱要綱	72
18. 久留米市企業局手数料取扱要綱の解説	74
19. 久留米市企業局加入金取扱要綱	77
20. 久留米市企業局加入金取扱要綱の解説	79
21. 浄・活水器等の設置基準の解説	86
22. 増圧装置の設置場所及び維持管理用バルブの設置の解説	90
23. 各種様式	91
24. 各種認証マーク	94
25. 管の接合方法	95
26. 道路復旧標準図	106
27. メータボックス構造図	113
28. 保安施設図	131
29. 地下埋設物緊急連絡先	150

1 久留米市水道条例

昭和35年4月1日
久留米市条例第13号

久留米市水道使用条例(昭和29年久留米市条例第18号)の全部を改正する。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。

(昭41条例54・昭43条例45・昭57条例12・一部改正)

(給水区域)

第2条 給水区域は、久留米市水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和44年久留米市条例第15号)第4条第2項に定めるとおりとする。

2 管理者は公益上必要があると認めるときは、市外に分水することができる。

(昭40条例16・昭41条例43・昭44条例15・平16条例127・平21条例15・一部改正)

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給 水 装 置 給水のため施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 口 径 市の水道メーターに取り付けられた給水管の口径
- (3) 消火栓演習用 消防演習に使用するものをいう。
- (4) 定 例 日 料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。
- (5) 消費税等相当額 消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額を加えた金額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(昭35条例54・昭38条例22・昭39条例30・昭41条例54・昭43条例45・昭44条例10・昭44条例15・昭48条例10・昭57条例12・平9条例11・一部改正)

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1事業所が専用するもの。
- (2) 共用給水装置 管理者が特に認めた2世帯以上が共同で使用するもの。
- (3) 私設消火栓 消防の用に使用するもの。

2 前項第1号の専用給水装置は、特別の場合に限り、2世帯以上連合して使用することができる。この場合はこれを連合専用給水装置という。

(昭38条例22・昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の工事の種類)

第4条の2 給水装置の工事は、次の4種類とする。

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事(他の給水装置から支分し、又は連合専用給水装置を専用給水装置に変更する場合を含む。)をいう。
- (2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事をいう。
- (3) 修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事(給水装置の軽微な変更(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第13条の給水装置の軽微な変更をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。
- (4) 撤去工事 配水管又は他の給水装置の分岐部から給水装置を取り外す工事をいう。

(平9条例25・全改)

(給水装置工事の申込み等)

第5条 給水装置を新設し、改造し、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置を修繕しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に届け出なければならない。ただし、給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

3 管理者は、第1項の申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の同意書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(平9条例25・全改)

(工事の費用の負担区分等)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、次に定める施設の修繕に要する費用は、管理者の負担とする。

2 前項の新設又は改造に係る給水装置のうち主止水栓(配水管から分岐した最初の止水栓)までの施設は、市において維持管理するため、無償譲渡を受けるものとする。

(平9条例25・全改)

(工事の施行)

第7条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を完成したときは、直ちに管理者の工事検査を受けなければならない。

(平9条例25・全改、平14条例36・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(平9条例25・追加)

(工事の費用の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置の工事(第4条の2に規定する工事をいう。以下同じ。)の費用の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 事務費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事の費用の算出に関して必要な事項は、規程で定める。

(昭35条例54・昭44条例10・昭44条例15・昭48条例10・昭54条例15・一部改正、平9条例25・旧第8条繰下)

(給水装置の変更等の工事及び資材の所有区分)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える必要が生じたときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事により不用となつた部分の資材は、市の所有とする。

(昭38条例22・昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 管理者は給水の制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止によつて使用者に損害を生ずることがあつても、市はその責を負わない。

(昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

(給水契約の申込)

第12条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(昭44条例15・平9条例25・一部改正)

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

(管理人の選定)

第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは変更させることができる。

(昭44条例15・一部改正)

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(昭41条例54・昭43条例45・昭44条例15・一部改正)

(メーターの貸与)

第16条 メーターは管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与し、保管させる。

2 水道利用者等が、第20条の管理業務を怠つたために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(昭38条例22・昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

第17条 削除

(44条例10)

(水道の利用、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

(1) 水道の利用を中止又は廃止するとき。

(2) メーターの口径を変更するとき。

(3) 消防演習に使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道利用者等に異動があつたとき。

(2) 消防用として水道を使用したとき。

(昭44条例15・昭48条例10・昭57条例12・一部改正)

(私設消火栓の利用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を受けなければならない。

(昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置(市の所有する部分を除く。)を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを免除することができる。

3 第1項の管理義務を怠つたため生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(昭38条例22・昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置の検査又は供給する水の水質検査について、水道利用者等から請求があつ

たときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、請求者からその実費を徴収する。

(昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、第12条の規定により管理者の承認を受けたものが支払わなければならない。ただし、管理者が必要と認めた場合は、管理者の承認を受けたもの以外のものが支払うことができる。

(昭48条例10・全改)

(料金)

第23条 料金は、別表第1により算出した額とする。

(平19条例59・全改)

(料金の算定)

第24条 管理者は、2月ごとの定例日にメーターの検針を行い、計量した使用水量を各月均等に使用したものとみなし料金を算定するものとする。

2 管理者が必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があるときは、前項の定例日以外の日にメーターの検針を行い、その計量した使用水量により料金を算定することができる。

(昭41条例18・全改、昭41条例43・昭44条例15・昭48条例10・昭57条例12・一部改正)

(使用水量の推定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を推定し料金を算定するものとする。

(1) メーターに異常があつたとき。

(2) その他使用水量が不明のとき。

2 前項の場合において、管理者は、当該使用水量が判明したときは、料金の精算を行うものとする。

(昭48条例10・全改、昭57条例12・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第26条 水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の料金は、使用した日数に応じ、別表第4に定める日割計算の方法により算定する。

2 月の中途においてメーターの口径を変更した場合の料金は、使用日数の多い方のメーターの口径の料率を適用して算定する。ただし、使用日数が同じ場合の料金は、変更後のメーターの口径の料率により算定する。

3 共用給水装置及び連合専用給水装置について、管理者が必要があると認めるときは、各世帯及び各事業所ごとに管理者が別に定める基準により使用水量を認定し料金を算定することができる。

(昭48条例10・全改、昭57条例12・平14条例13・平16条例128・一部改正)

第27条 削除

(昭48条例10)

(料金の徴収)

第28条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時にこれを徴収することができる。

(昭41条例18・全改、昭44条例15・昭57条例12・平8条例2・一部改正)

(加入金)

第29条 給水装置の工事を申し込む者は、当該工事後のメーターの別表第3左欄に掲げる口径の区分に応じ、同表右欄に定める基準額に基づき算出した加入金の額を納付しなければならない。ただし、当該工事に係る給水装置について当該工事前に既にメーターが設置されているときは、当該工事前にメーターの別表第3左欄に掲げる口径の区分に応じ、同表右欄に定める基準額に基づき算出した加入金の額を前段の加入金の額から差し引いた額を当該工事の申込みを行う者が納付する加入金の額とする。

2 既納の加入金は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(平19条例59・全改)

(手数料)

第30条 給水装置の工事に係る手数料その他の手数料として、別表第5に定める額を徴収する。ただし、給水装置の工事のうち廃止及び修繕工事を除く。

2 特別の検査を必要とするときは、手数料としてその実費を徴収する。

3 前2項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(昭40条例16・昭41条例18・昭44条例15・昭48条例10・昭54条例15・平14条例13・平16条例128・平19条例59・一部改正)

(料金等の減免)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。

(昭41条例18・昭44条例15・昭48条例10・平19条例59・一部改正)

第5章 管理

(検査及び費用負担)

第32条 管理者は管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、これに応じないときは、自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(昭44条例15・昭57条例12・一部改正)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水装置の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平9条例25・全改、平14条例36・一部改正)

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、第29条の加入金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当の理由がなく、第24条のメーターの検針又は第32条の検査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 水質を汚染するおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(昭38条例22・昭41条例18・昭44条例15・昭48条例10・昭57条例12・平9条例25・一部改正)

(給水装置の切り離し)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用する見込みがないと認めたとき。

(昭38条例22・昭44条例15・一部改正)

第6章 貯水槽水道 (平14条例36・追加)

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第35条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例36・追加)

(貯水槽水道の設置者の責務)

第35条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下、小規模貯水槽水道という。)の設置者は、別に定めるところにより、当該小規模貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

3 貯水槽水道の設置者は、前2項に定める貯水槽水道の管理等の状況を、管理者に対して1年以内ごとに1回、報告を行うよう努めなければならない。

(平14条例36・追加)

第7章 罰則 (平14条例36・追加)

(過料)

第36条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去した者
- (2) 正当の理由がなく、第15条第2項のメーターの設置、第24条のメーターの検針、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 第20条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠つた者

- (4) 詐欺その他不正の行為により第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとした者
- (5) 前各号に定めるもののほか、この条例に違反した者

(昭41条例18・昭48条例10・昭57条例12・平9条例25・平19条例59・一部改正)

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(昭41条例18・昭48条例10・昭57条例12・平12条例7・一部改正)

第8章 補則 (平14条例36・旧第6章繰下)

(規則への委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(昭35条例54・追加、昭44条例10・旧第43条繰上・一部改正、昭54条例15・旧第42条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分等の経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の久留米市水道使用条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいてした許可、承認その他の処分であつて現に効力を有するものは、この条例の相当規定に基づいてした処分とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づいてされている請求、申込、届出その他の行為は、この条例の規定に基づいてされた行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づいて申込まれている給水装置の工事又は施行されている給水装置の工事について徴収する設計手数料又は材料検査手数料については、なお、従前の例による。

(合併に伴う特例)

5 平成17年2月5日から平成21年3月31日までの間、合併前の城島町又は三瀨町の区域において給水装置の新設又は口径の増変更を申し込む者は、次の区分による口径別加入金(消費税等相当額を含む。)を納付しなければならない。この場合において、口径の増変更の際の口径別加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額との差額とする。

合併前の城島町の区域

メーター口径	加入金
13ミリメートル	31,500円
20ミリメートル	73,500円
25ミリメートル	115,500円
30ミリメートル	168,000円
40ミリメートル	294,000円
50ミリメートル	472,500円
75ミリメートル	1,050,000円

合併前の三瀧町の区域

メーター口径	加入金
13ミリメートル	41,200円
20ミリメートル	61,800円
25ミリメートル	92,700円
30ミリメートル	144,200円
40ミリメートル	257,500円
50ミリメートル	401,700円
75ミリメートル	906,400円
100ミリメートル	管理者が別に定める。

(平16条例128・追加)

- 6 平成17年2月5日(以下「合併の日」という。)前に城島町水道事業給水条例(昭和48年城島町条例第4号。以下「城島町条例」という。)又は三瀧町水道事業給水条例(昭和50年三瀧町条例第16号。以下「三瀧町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平16条例128・追加)

- 7 合併前の城島町又は三瀧町の区域における使用に係る料金については、合併の日以後の使用に係る料金からこの条例を適用し、合併の日前の使用に係る料金については、それぞれ城島町条例又は三瀧町条例の例による。この場合において、料金の算定の基礎となる使用期間が合併の日をまたがるものについては、その使用期間のすべてについてこの条例を適用して算定するものとする。

(平16条例128・追加)

- 8 合併の日前に城島町条例又は三瀧町条例の規定により申込みがなされた給水装置工事に係る手数料その他の手数料については、それぞれ城島町条例又は三瀧町条例の例による。

(平16条例128・追加)

- 9 合併の日前にした城島町条例又は三瀧町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ城島町条例又は三瀧町条例の例による。

(平16条例128・追加)

附 則(昭和35年12月23日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和36年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は施行の際現に改正前の久留米市水道事業給水条例の規定に基づいて申し込まれている給水装置の工事、または施行されている給水装置の工事について徴収する設計手数料または材料検査手数料については、なお、従前の例による。

附 則(昭和38年4月1日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条から第29条までの改正規定は、昭和38年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久留米市水道事業給水条例別表第2第1号の規定は昭和38年4月10日以後の検針に係る使用水量分から適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の久留米市水道事業給水条例の規定に基づいて申込まれている給水装置の工事または施行されている給水装置の工事について徴収する工事費および手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和39年4月1日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(昭和39年3月分の超過料金に係る経過措置)

- 2 昭和39年3月分の超過料金の徴収については、この条例第27条第1項に定める第1期分の基本料金とあわせて徴収するものとする。

附 則(昭和39年12月22日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年4月1日条例第16号附則第2項)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年6月1日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(超過料金にかかる経過措置)

- 2 昭和40年6月19日以前の検針にかかる超過料金については、改正後の久留米市水道事業給水条例別表第1第1号の規定にかかわらずなお従前の例による。
- 3 この条例施行の際現に改正前の久留米市水道事業給水条例の規定に基づいて申込まれている給水装置の工事または施行中の給水装置の工事について徴収する手数料についてはなお従前の例による。

附 則(昭和41年4月1日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(手数料にかかる経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の久留米市水道事業給水条例の規定に基づき施行中の給水装置の工事または申し込まれている給水装置の工事について徴収する手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和41年12月27日条例第43号附則第4項)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和41年12月27日条例第54号)

改正 昭和43年10月2日条例第45号附則第3項

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年2月1日から施行する。

附 則(昭和43年10月2日条例第45号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年11月1日から施行する。

(超過料金にかかる経過措置)

- 2 昭和43年11月20日以前の検針にかかる簡易水道の超過料金については、改正後の久留米市水道条例の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則(昭和44年3月26日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

(超過料金にかかる経過措置)

- 2 昭和44年4月22日以前の検針にかかる超過料金については、改正後の久留米市水道条例(以下「新条例」という。)第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(手数料にかかる経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の久留米市水道条例の規定に基づいて申し込まれている給水装置の工事または施行中の給水装置の工事にかかる手数料については、新条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和44年3月26日条例第15号附則第4項)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和48年4月1日以前の使用水量にかかる料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年10月3日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(料金改定に係る経過措置)

- 2 この条例の施行日前の最後の検針日(水道の使用開始日を含む。以下本項において同じ。)の翌日からこの条例の施行日以後の最初の検針日(水道の使用中止又は廃止日を含む。以下本項において同じ。)まで(以下「検針期間」という。)の使用に係る従量料金については、第24条第1項のみなし料金算定規定にかかわらず、検針期間の使用水量を改正前の久留米市水道条例(以下「条例」という。)の規定による料金で算定した金額に、この条例の施行日前の最後の検針日の翌日から施行日の前日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額と、検針期間の使用水量を改正後の条例による料金で算定した金額に、施行日から施行日以後の最初の検針日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額を合算した金額とする。

- 3 昭和50年10月分に係る基本料金については、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 10月分から施行日以後まで継続して水道の使用をしているとき、10月1日から施行日の前日まで

に水道の使用を開始したとき及び施行日以後に水道の使用を中止又は廃止したとき 10月1日から施行日の前日までに日数を31で除した数に改正前の条例による基本料金額を乗じて得た額と、施行日から10月31日までの日数を31で除した数に改正後の条例による基本料金額を乗じて得た額を合算した金額

(2) 施行日以後に水道の使用を開始したとき 改正後の条例による基本料金全額

(3) 10月1日から施行日の前日までに水道の使用を中止又は廃止したとき 改正前の条例による基本料金全額

(手数料改定に係る経過措置)

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づいて申込まれ、又は施行されている別表第2に掲げる工事等に係る手数料については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和53年3月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(従量料金に係る経過措置)

2 この条例の施行日前の最後の検針日(水道の使用開始日を含む。以下同じ。)の翌日からこの条例の施行日以後の最初の検針日(水道の使用中止又は廃止日を含む。以下同じ。)まで(以下「検針期間」という。)の使用水量に係る従量料金については、第24条第1項のみなし料金算定規定にかかわらず、検針期間の使用水量を改正前の久留米市水道条例(以下「条例」という。)の規定による料金で算定した金額に、この条例の施行日前の最後の検針日の翌日から施行日の前日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額と、検針期間の使用水量を改正後の条例による料金で算定した金額に、施行日から施行日以後の最初の検針日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額を合算した金額とする。

附 則(昭和54年4月1日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の久留米市水道条例(昭和35年久留米市条例第13号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき予納された工事費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づいて申込若しくは施行又は申請がされている給水装置の工事等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年4月1日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(従量料金に係る経過措置)

2 この条例の施行日前の最後の検針日(水道の使用開始日を含む。以下本項において同じ。)の翌日からこの条例の施行日以後の最初の検針日(水道の使用中止又は廃止日を含む。以下本項において同じ。)まで(以下「検針期間」という。)の使用水量に係る従量料金については、第24条第1項のみなし料金算定規定にかかわらず、検針期間の使用水量を改正前の久留米市水道条例(以下「条例」という。)の規定による料金で算出した金額に、この条例の施行日前の最後の検針日の翌日から施行日の前日ま

での期間を検針期間で除した数を乗じて得た額と、検針期間の使用水量を改正後の条例による料金で算出した金額に、施行日から施行日以後の最初の検針日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額を合算した金額とする。

附 則(昭和57年3月29日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(従量料金に係る経過措置)

2 この条例の施行日前の最後の検針日(水道の使用開始日を含む。以下本項において同じ。)の翌日からこの条例の施行日以後の最初の検針日(水道の使用中止又は廃止日を含む。以下本項において同じ。)まで(以下「検針期間」という。)の使用水量に係る従量料金については、第24条第1項のみなし料金算定規定にかかわらず、検針期間の使用水量を改正前の久留米市水道条例(以下「条例」という。)の規定による料金で算出した金額に、この条例の施行日前の最後の検針日の翌日から施行日の前日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額と、検針期間の使用水量を改正後の条例による料金で算出した金額に、施行日から施行日以後の最初の検針日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額を合算した金額とする。

附 則(昭和60年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(従量料金に係る経過措置)

2 この条例の施行日前の最後の検針日(水道の使用開始日を含む。以下本項において同じ。)の翌日からこの条例の施行日以後の最初の検針日(水道の使用中止又は廃止日を含む。以下本項において同じ。)まで(以下「検針期間」という。)の使用水量に係る従量料金については、第24条第1項のみなし料金算定規定にかかわらず、検針期間の使用水量を改正前の久留米市水道条例(以下「条例」という。)の規定による料金で算出した金額に、この条例の施行日前の最後の検針日の翌日から施行日の前日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額と、検針期間の使用水量を改正後の条例による料金で算出した金額に、施行日から施行日以後の最初の検針日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額を合算した金額とする。

(手数料改定に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づいて申込若しくは施行又は申請がされている給水装置の工事等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月31日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(従量料金に係る経過措置)

2 この条例の施行日前の最後の検針日(水道の使用開始日を含む。以下本項において同じ。)の翌日からこの条例の施行日以後の最初の検針日(水道の使用中止又は廃止日を含む。以下本項において同じ。)まで(以下「検針期間」という。)の使用水量に係る従量料金については、第24条第1項のみなし料金算定規定にかかわらず、検針期間の使用水量を改正前の久留米市水道条例の規定による料金で算出した金額に、この条例の施行日前の最後の検針日の翌日から施行日の前日までの期間を検針期間で

除した数を乗じて得た額と、検針期間の使用水量を改正後の久留米市水道条例による料金で算出した金額に、施行日から施行日以後の最初の検針日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額を合算した金額とする。

(料金に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の久留米市水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を、前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 4 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成8年3月29日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久留米市水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を、その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日(以下「前回確定日」という。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成9年12月24日条例第25号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月29日条例第13号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月24日条例第36号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第127号附則第2項)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第128号)

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 20 日 条 例 第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 29 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後に申し込まれた給水装置の工事から適用する。

(従量料金に係る経過措置)

- 2 施行日前の最後の検針日の翌日(水道の使用開始日を含む。以下本項及び第 4 項において同じ。)から施行日以後の最初の検針日(水道の使用中止又は廃止日を含む。以下本項及び第 4 項において同じ。)までの期間(以下「検針期間」という。)の使用水量に係る従量料金については、この条例による改正後の久留米市水道条例(以下「改正後の条例」という。)第 23 条及び第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める計算方法により算出した額とする。

(1) 施行日前の最後の検針日の翌日から施行日の前日までの期間 検針期間の使用水量に係るこの条例による改正前の久留米市水道条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による従量料金の額に、施行日前の最後の検針日の翌日から施行日の前日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額(その額に、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

(2) 施行日から施行日以後の最初の検針日までの期間 検針期間の使用水量に係る改正後の条例の規定による従量料金の額に、施行日から施行日以後の最初の検針日までの期間を検針期間で除した数を乗じて得た額(その額に、小数点第 3 位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

(料金に関する経過措置)

- 3 平成 20 年度及び平成 21 年度中に行われた検針に基づく料金の算定において、当該使用水量に係る改正後の条例の規定による料金の額(以下「新料金」という。)が、改正前の条例の規定により試算した料金の額を超えるときは、改正後の条例第 23 条の規定にかかわらず、その差額に次の表左欄に掲げる検針年度の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(その額に、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)を新料金から減額した額を料金の額とする。

検針年度	負担調整率
平成 20 年度	3 分の 2
平成 21 年度	3 分の 1

- 4 前項の規定は、施行日前の最後の検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日までの料金の額を算出する場合においては、「改正後の条例の規定による料金の額」を「第

2項の規定による従量料金と基本料金に基づく料金の額」と読み替えて適用するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日条例第 15 号附則第 3 項)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 23 条関係)

(平 19 条例 59・全改)

種別	口径	基本料金(1 月につき)	従量料金(1 月につき)
口径別	ミリメートル	円	10 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 10 円
	13	750	
	20	1,100	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 150 円
	25	2,480	20 立方メートルを超え 50 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 220 円
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 230 円
			100 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 250 円
	40	6,000	20 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 150 円
	50	13,600	
	75	32,000	20 立方メートルを超え 50 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 220 円
100	62,500	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 230 円	
150	124,000		
200	270,000	100 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 250 円	
250 以上	313,000		
分水用		管理者が別に定める額	
私設消火栓演習用		消火栓 1 個につき 1 回 5 分までごとに 1,300 円	

備考

- 基本料金は、基本料金欄の金額に消費税等相当額(この場合において、小数点第 3 位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を加えた額とする。
- 従量料金は、従量料金欄の水量の区分に従い、使用水量をそれぞれの区分ごとに分割して、同欄の金額に消費税等相当額(この場合において、小数点第 3 位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を加えた額により算出した額の合計額とする。

- 3 料金の額は、基本料金の額と従量料金の額を合計した額とし、この合計額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2(第 26 条関係)

(平 19 条例 59・全改)

開始、中止時の日割計算

- (1) 日割計算後の基本料金

基本料金×その月の使用日数／30 日

ただし、その月の使用日数が 30 日を超えるときは 30 日とする。

計算の結果、小数点第 3 位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (2) 日割計算後の従量料金

$$V = V1 \times 30 / N$$

$$F = F1 \times N / 30$$

計算の結果、V に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り捨て、F に小数点第 3 位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (3) 日割計算後の料金

日割計算後の料金の額は、上記の計算方法により算出した基本料金と従量料金を合計した額とし、この合計額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(備考)

V は使用量を 1 月に換算した量(立方メートル)

V1 は使用量(立方メートル)

N は使用した日数

F は第 26 条により算出した従量料金

F1 は V による従量料金

別表第 3(第 29 条関係)

(平 19 条例 59・全改)

メーター口径	基準額
13 ミリメートル	40,000 円
20 ミリメートル	60,000 円
25 ミリメートル	67,800 円
40 ミリメートル	240,000 円
50 ミリメートル	562,800 円
75 ミリメートル	1,128,000 円
100 ミリメートル	4,134,000 円
150 ミリメートル	12,000,000 円
200 ミリメートル以上	管理者が別に定める額

備考 加入金の額は、上記の基準額に消費税等相当額を加えた額とする。

別表第4(第30条関係)

(昭60条例10・全改、平9条例25・一部改正、平14条例13・旧別表第2繰下・一部改正、平16条例128・旧別表第3繰下・一部改正、平19条例59・旧別表第5繰上・一部改正)

手数料

1 給水装置の工事をするとき。

給水装置工事手数料		
給水管の口径	ミリメートル	円
	13～25	3,000
	40～50	10,000
	75以上	20,000

備考 撤去工事のみの場合は、本表にかかわらず1,000円とする。

2 指定給水装置工事事業者を指定するとき

指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 5,000円

3 第33条第2項の確認をするとき 1回につき 20,000円

2 久留米市水道条例施行規程

昭和44年4月1日

久留米市公営企業管理規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、久留米市水道条例(昭和35年久留米市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、条例の例による。

(平9公規程5・全改)

(給水方式)

第3条 給水方式は、配水管の水圧による直結給水とする。ただし、配水管の水圧が不足する箇所、一時に多量の水を使用する箇所及び管理者が特に必要と認める箇所については、貯水槽式給水とする。

2 前項の規定にかかわらず、住宅用建物について、管理者が特に必要があると認めた場合は、直結給水と貯水槽式給水の併用とすることができる。

3 各給水方式に係る設計及び施行の基準に関しては、別に管理者が定める。

(平10公規程5・追加、平12公規程1・平15公規程1・一部改正)

(共用給水装置の設置)

第4条 条例第4条第1項第2号の規定に基づく共用給水装置は、次の各号に掲げる施設に設置する。

(1) 天災地変又は火災による被災者を収容する集合住宅

(2) その他管理者が特に必要があると認めた施設

(昭62公規程5・一部改正、平10公規程5・旧第3条繰下)

(私設消火栓の封印)

第5条 条例第4条第1項第3号に規定する私設消火栓には管理者が封印する。

(昭62公規程5・一部改正、平10公規程5・旧第4条繰下)

(給水装置工事の申込み等)

第6条 条例第5条第1項の規定による給水装置の新設、改造又は撤去の工事の申込みは、第1号様式によるものとする。

2 条例第5条第2項の規定による給水装置の修繕の届出は、第2号様式によるものとする。

(平10公規程5・全改)

(主止水栓等の操作禁止)

第7条 条例第6条第2項に規定する主止水栓及び制水弁は、管理者の許可を得ないで操作してはならぬ

い。

(昭62公規程5・一部改正)

第8条 削除

(平10公規程5)

(工事の費用の算出方法)

第9条 条例第9条第1項に規定する費用の合計額は、当該額に消費税等相当額を加えた額とする。

2 条例第9条第3項に規定する工事の費用の算出方法のうち、道路復旧費及び事務費は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 道路復旧費は、道路管理者の定める復旧方法による施工に要した費用とする。

(2) 事務費は、材料費、運搬費、労力費及び道路復旧費並びに条例第9条第2項に規定する費用の額の合計額の100分の12とする。この場合において管理者は、各費用の額を別に定める範囲内で端数処理して計算することができる。

3 特別な給水装置工事で、前項第2号に規定する算出方法によることが適当でないと管理者が認めた場合は、その都度管理者が定めるものとする。

(昭47公規程14・昭48公規程3・昭62公規程5・平元公規程4・平9公規程5・平10公規程5・一部改正)

(工事費用等の納入)

第10条 条例第6条第1項に規定する工事の費用及び条例第30条に規定する手数料は、管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

(昭54公規程2・全改)

(給水契約の申込み)

第11条 条例第12条の規定による申込みは、本市所定の申込書によつてしなければならない。

(昭62公規程5・平2公規程17・平10公規程5・一部改正)

(メーターの設置基準)

第12条 メーターは、1世帯又は1事業所ごとに1個とし、給水装置に2個以上のメーターを直列に設置してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

(昭62公規程5・一部改正)

(共用給水装置及び連合専用給水装置の料金の算定)

第13条 条例第26条第3項に規定する共用給水装置及び連合専用給水装置の料金の算定は、各戸の給水管の口径をメーターの口径とみなし、各戸均等に使用したのものとして各戸ごとに算定する。

(平9公規程5・全改、平16公規程4・一部改正)

(給水装置の保護施設の管理)

第14条 条例第20条の管理上の責任は、給水装置の保護施設も含むものとする。

(共用給水装置使用の特例)

第15条 管理者が、天災地変又は公衆衛生上必要があると認めるときは、共用給水装置を臨時に使用させることができる。

(昭62公規程5・一部改正)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第15条の2 条例第35条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規模貯水槽水道」という。)の管理は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第35条の3第2項の規定による小規模貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は管理者が認めた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けることによるものとする。

(平15公規程1・追加、平15公規程10・平16公規程4・一部改正)

(使用水量の推定)

第16条 条例第25条第1項の規定による使用水量の推定は、前4月の使用水量及びその他の事情を考慮して行う。

(昭48公規程3・昭62公規程5・一部改正)

(料金の徴収方法)

第17条 条例第28条の規定による料金の徴収で、料金を2月ごとに徴収する場合は、納期を毎年度6期に分け、管理者が定める徴収期間の末日までに納付(口座振替及び自動払込の方法を含む。)の方法によつて行う。

2 毎月徴収の場合は、納入通知書発行日の属する月の末日までに、随時徴収の場合は、そのつど徴収する。

(昭48公規程3・全改、昭62公規程5・平8公規程3・一部改正)

(共同住宅等の各戸徴収)

第17条の2 管理者は、共同住宅等(専用住宅のほか混合住宅、雑居ビルを含む。以下同じ。)で、受水

槽以下の装置が次の各号に定める要件に適合している場合は、各戸ごとに使用水量の計量(第2号に規定するメーターによる。)及び料金の徴収を行うことができる。

- (1) 受水槽以下の装置が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に定める基準に準じていること。
 - (2) 各戸に設置するメーターは、管理者が指定する型式のものであること。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (3) その他管理者が必要と認める要件を満たしていること。
- 2 前項の規定により各戸ごとの計量及び徴収を希望するものは、管理者に第3号様式により申請しなければならない。
- 3 第1項の規定により計量し、徴収する場合の料金は、各居住者を1戸とみなし各戸ごとに専用給水装置の料金の算定を適用する。

(昭51公規程6・追加、昭62公規程5・平元公規程4・平10公規程5・平12公規程1・平17公規程1・一部改正)

(標識の掲示)

第18条 給水装置を設置した者は、その門戸又は見やすい所に管理者が交付する標識(第4号様式)を掲示しなければならない。

- 2 前項の標識を亡失し又はき損した場合は、直ちに管理者に届け出て再交付を受けなければならない。

(昭62公規程5・一部改正)

(給水装置の検査をする者の証明書)

第19条 管理者は、条例第32条の規定により給水装置の検査を行う職員に所定の証明書を携帯させ、水道使用者等の要求に応じてこれを提示させるものとする。

(平2公規程17・全改)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(平17公規程1・旧附則・一部改正)

(合併に伴う経過措置)

- 2 平成17年2月5日(以下「合併の日」という。)前に城島町水道事業給水条例施行規程(昭和48年城島町水道事業管理規程第2号。以下「城島町規程」という。)又は三瀧町水道事業給水条例施行規程(昭和50年三瀧町水道事業管理規程第1号。以下「三瀧町規程」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平17公規程1・追加)

- 3 合併の日前に城島町規程又は三瀧町規程の規定により申込みがなされた給水装置工事に係る承認等の基準については、それぞれ城島町規程又は三瀧町規程の例による。

(平17公規程1・追加)

附 則(昭和45年3月25日公営企業管理規程第3号)

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日公営企業管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月1日公営企業管理規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現に改正前の久留米市水道条例施行規程(昭和44年久留米市公営企業管理規程第13号)の規定に基づいて掲示した標識については、この規程の規定に基づいて掲示した標識とみなす。

附 則(昭和47年11月14日公営企業管理規程第14号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の久留米市水道条例施行規程(昭和44年久留米市公営企業管理規程第13号)の規定によつてなされた給水装置工事申込みにおける工事の費用の算出方法については、なお従前の例による。

附 則(昭和48年4月1日公営企業管理規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和48年4月1日以前の共用給水装置および連合専用給水装置の使用水量の料金の算定については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年1月7日公営企業管理規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日公営企業管理規程第6号)

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日公営企業管理規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年11月10日公営企業管理規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日公営企業管理規程第2号)

(施行期日)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際現に改正前の久留米市水道条例施行規程(昭和44年久留米市公営企業管理規程第13号)第10条の規定に基づき予納された工事の費用及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年4月1日公営企業管理規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日公営企業管理規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年10月1日公営企業管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月1日公営企業管理規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の久留米市水道条例施行規程によつて申込まれた連合専用給水装置及び受水槽以下の装置の設置及び取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成2年3月31日公営企業管理規程第17号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月27日公営企業管理規程第3号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日公営企業管理規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の久留米市水道条例施行規程第13条の規定に基づいて算定している共用給水装置及び連合専用給水装置の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日公営企業管理規程第5号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日公営企業管理規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に際し、現に改正前の久留米市水道条例施行規程に基づいて施行された給水方式は、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月12日公営企業管理規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月7日公営企業管理規程第10号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月23日公営企業管理規程第4号)

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

附 則(平成17年2月2日公営企業管理規程第1号)

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

(平10公規程5・全改)

給水装置(新設・改造・撤去)工事申込書

年 月 日	
久留米市企業管理者 殿 申 込 者 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自 筆)	
電話 ⑩	
久留米市水道条例第5条第1項の規定により給水装置(新設・改造・撤去)工事を申し込みます。 なお、久留米市水道条例第6条第2項の規定により主止水栓までの施設は、市に無償譲渡します。	
給水装置所在地	久留米市 町 番地
給水装置所有者	久留米市 町 番地 (ふりがな) 氏 名 ⑩
利 害 関 係 人 の 同 意	支 管 分 岐 (準 備 管) 承 諾 書 私所有の給水管より分岐することを承諾します。 (ふりがな) 年 月 日 住所 氏名 ⑩
土地	土地 使用 承諾 書 私所有の土地に給水管の埋設を承認します。 (ふりがな) 年 月 日 住所 氏名 ⑩
家屋	家屋 使用 承諾 書 私所有の家屋に給水装置の設置を承諾します。 (ふりがな) 年 月 日 住所 氏名 ⑩
指定工事業者	主任技術者

第2号様式(第6条関係)

(平10公規程5・全改)

給水装置修繕工事届出書

久留米市企業管理者 殿 届出者 住所 久留米市 町 番地 (ふりがな) 氏名(自筆)	年 月 日 ⑩
久留米市水道条例第5条第2項の規定により給水装置修繕工事を届け出ます。	
給水装置所在地	久留米市 町 番地
水道番号	
給水装置所有者	久留米市 町 番地 (ふりがな) 氏 名
指定工事業者	
主任技術者	

第3号様式(第17条の2関係)

(平2公規程17・全改)

受水槽以下の各戸メーター検針・料金収納申請書

年 月 日

久留米市企業管理者

殿

申請者(設置所有者)

住所

電話 ()

氏名 ㊟

久留米市水道条例施行規程第17条の2の規定に基づく受水槽以下の各戸検針・料金収納について、
下記条件を遵守することを証明するため、署名捺印し申請します。

記

所在地			
ビル名等			
管理人	住所		
	氏名		電話 ()
建築物	階建棟	各戸メーター(予定)の器種及び設置数	
メーター	親メーター	器種	
	口径 mm	口径 mm 個	口径 mm 個

第 4 号様式(第 18 条関係)

(平 2 公規程 17・全改)



備考 1 下地は銀色、水道番号は黒色とし、文字部分は水色刷色、文字は色ぬきとする。

2 様式中の数字は、給水装置の水道番号を例示したものである。

3 久留米市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

昭和51年4月1日

久留米市公営企業管理規程第5号

久留米市水道給水装置の構造および材質の基準に関する規程(昭和35年久留米市立公営企業管理規程第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に定めるもののほか、久留米市水道条例(昭和35年久留米市条例第13号)第8条第1項の規定に基づき、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水装置の構造及び材質について必要な基準を定めるものとする。

(平10公規程6・全改、平17公規程1・一部改正)

(給水装置の構造)

第2条 給水装置の構造は、次の各号に定める基準に適合したものでなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、水道メーター(以下「メーター」という。)、給水栓及びこれらに附属する用具を備えること。
- (2) 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用を考慮し、かつ、分岐しようとする配水管の口径より小さいものとする。
- (3) 給水管は、口径300ミリメートル以下の配水管から分岐するものとする。
- (4) 給水装置の配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口又は配水管の接合箇所から30センチメートル以上の間隔をとり、配水管中の異形管には、取付口を設けないこと。
- (5) 道路部分の給水管口径は、20ミリメートル以上とすること。

(昭61公規程3・平10公規程6・一部改正)

(給水管の埋設の深さ)

第3条 給水管の埋設の深さは、次のとおりとする。

口径 道路種別	口径40ミリメートル以上の管の場合	口径40ミリメートル未満の管の場合
宅地内	60センチメートル以上	30センチメートル以上
私道	企業管理者の指示する深さ	
国・県・市道	当該道路管理者の指示する深さ	

(メーター設置)

第4条 メーターは、次の各号により設置しなければならない。

- (1) メーターは、給水管と同口径のものを使用し、給水栓より低位に、かつ、水平に設置すること。
ただし、管理者が特に認めた場合には、給水管より小口径のものを使用することができる。
- (2) メーターの設置位置は点検しやすく、常に乾燥して汚水が入らず、損傷のおそれがない箇所とすること。

(平10公規程6・一部改正)

(給水装置の保護)

第5条 給水装置は、次の各号による保護措置を講じなければならない。

- (1) 給水管が側溝、暗きよ等を横断するときは、その施設の下に埋設すること。ただし、やむを得ず横架するときは、給水管が損傷しないような措置を講じ、かつ高水位以上の高さに布設すること。
- (2) 便槽、又は素堀側溝等汚染のおそれのある場所に給水管を接近して布設するときは、管理者が指示する保護工を施すこと。
- (3) 給水管が軌道下を横断する場合は、コンクリート管等の被覆管を用いて布設すること。

(平10公規程6・旧第6条繰上・一部改正)

(給水装置の材質)

第6条 配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具は、給水装置工事設計施行指針に規定したものをを用いること。

(平10公規程6・追加)

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

(平10公規程6・旧第8条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の久留米市水道給水装置の構造および材質の基準に関する規程の規定による基準により使用されている給水装置は、この規程の相当規定に基づく給水装置とみなす。
(合併に伴う経過措置)

3 平成17年2月5日前に城島町水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(平成10年城島町水道事業管理規程第1号)又は三潴町水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(平成10年三潴町水道事業管理規程第3号)の規定による基準により使用されている給水装置は、それぞれこの規程の相当規定に基づく給水装置とみなす。

(平17公規程1・追加)

附 則(昭和61年4月1日公営企業管理規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の久留米市水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の規定による基準により使用されている給水装置は、この規定の相当規定に基づく給水装置とみなす。

附 則(平10年4月1日公営企業管理規程第6号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月2日公営企業管理規程第1号)

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

4 久留米市指定給水装置工事事業者規程

平成10年4月1日

久留米市公営企業管理規程第7号

久留米市水道指定工事店規程(昭和54年久留米市公営企業管理規程第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米市水道条例(昭和35年久留米市条例第13号。以下「条例」という。)第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。)様式第1に定める申請書に次に掲げる事項を記載し、久留米市企業管理者(以下「管理者」という。)に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名
- (2) 条例第2条に定める給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第10条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

2 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

3 前項第1号に規定する書類は、施行規則様式第2によるものとする。

(指定の基準)

第3条 管理者は、前条第1項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事事業者として指定しなければならない。

- (1) 事業所ごとに第10条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

- イ 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)に違反して、刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 第6条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があ
る者
- オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
(平12公規程7・一部改正)

(指定工事業者証)

第4条 指定工事業者には、久留米市指定給水装置工事事業者証(第1号様式)を交付する。

(変更等の届出)

第5条 指定工事業者は、次に掲げる事項のいずれかに変更のあったとき、又は給水装置工事業を
廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出な
ければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあつては、役員の名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則様式第
10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、
個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則様式第2による第3条第3号アからオまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本
- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止
したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内
に、施行規則様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第6条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができ
る。

- (1) 不正の手段で第3条の指定を受けたとき。
- (2) 第3条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第10条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の事業
の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第15条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第7条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定工事業者証の返還)

第8条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに久留米市指定給水装置工事事業者証を管理者に返還しなければならない。

(1) 指定工事業者が営業を廃止したとき。

(2) 指定工事業者が第6条又は第7条の規定により指定の取消し又は指定の停止の処分を受けたとき。

(指定又は指定取消し等の公示)

第9条 管理者は、指定工事業者を指定したとき、指定を取り消したとき、又は指定を停止したときは、その旨を公示する。

(主任技術者の選任等)

第10条 指定工事業者は、第3条の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 次条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

- ウ 給水装置工事(施行規則第13条の給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
(平17公規程1・一部改正)

(事業の運営に関する基準)

第12条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに第10条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して前条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
 - (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
 - (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - (6) 施行した給水装置工事(施行規則第13条の給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ しゅん工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果
- (平17公規程1・一部改正)

(設計審査)

第13条 指定工事業者は、条例第7条第2項の規定により設計審査を受けようとするときは、給水装置工事設計(精算)書を管理者に提出しなければならない。

(工事の完成検査)

第14条 指定工事業者は、給水装置工事が完成し、条例第7条第3項の規定により工事検査を受けようとするときは、給水装置工事設計(精算)書に必要事項を記入し工事完成届(第2号様式)を添付し、管理

者に提出しなければならない。

- 2 指定工事業者は、工事検査に不合格の箇所があった場合は、管理者が指示する期間内にこれを改修し、再検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第15条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条第1項の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し、第12条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に關し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(旧規程に基づく久留米市指定工事店に対する経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の久留米市水道指定工事店規程(以下「旧規程」という。)の規定により指定を受けている指定工事店については、平成10年4月1日から90日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間)は、久留米市水道条例の一部を改正する条例(平成9年久留米市条例第25号)による改正後の久留米市水道条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定による指定を受けた者とみなす。
- 3 旧規程により指定を受けている指定工事店が、平成10年4月1日から90日以内に、次に掲げる事項を管理者に届け出たときは、新条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 法人にあっては、役員の氏名
 - (3) 事業の範囲
 - (4) 事業所の名称及び所在地
- 4 前項の届出は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令(平成9年厚生省令第60号)別記様式に定める届出書を提出して行うものとする。
- 5 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。
- 6 第3項の届出を行う指定工事店は、届出と同時に旧規程に基づく久留米市指定工事店証を管理者に返納しなければならない。

- 7 管理者は、第3項の届出があったときは、速やかに、この規程による改正後の第4条に定める久留米市指定給水装置工事事業者証を交付する。
- 8 第3項の規定により、新条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての第6条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは、「第1号から第3号まで又は第5号から8号まで」と、同条第2号中「第3条各号」とあるのは、「第3条第2号又は第3号」とする。
- 9 第3項の規定により、新条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、この規程による改正後の第12条の規定を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程による責任技術者の資格を有する者」とする。
(旧規程に基づく責任技術者に対する経過措置)
- 10 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前項に定める経過措置の適用に当たり、旧規程による責任技術者の資格を有する者に当たるとみなす。
(1) 旧規程に基づく責任技術者としての登録を受けている者
(2) 旧規程に規定する責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
(3) その他管理者が前号の者に相当すると認める者
(旧規程に基づく2級配管技工に対する経過措置)
- 11 この規程の施行の際現に旧規程に基づく2級配管技工として給水装置技術者名簿に登録を受けている者は、第12条第2号の適切に作業を行うことができる技能を有する者とみなす。
- 12 前項のほか、次に掲げる者は、第12条第2号の適切に作業を行うことができる技能を有する者とみなす。
(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第62条に規定する配管技能士
(2) 同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の終了者
(3) その他管理者が認めた者
(合併に伴う経過措置)
- 13 平成17年2月5日(以下「合併の日」という。)前に城島町水道指定給水装置工事事業者規程(平成10年城島町水道事業管理規程第2号。以下「城島町規程」という。)又は三潯町水道事業給水装置工事指定事業者規程(平成10年三潯町水道事業管理規程第2号。以下「三潯町規程」という。)の規定により指定を受けた給水装置工事事業者は、それぞれこの規程の相当規定により指定を受けた給水装置工事事業者とみなす。
(平17公規程1・追加)
- 14 管理者は、前項の給水装置工事事業者に対して、第4条の指定給水装置工事事業者証を交付するものとする。
(平17公規程1・追加)
- 15 管理者は、第13項の給水装置工事事業者について、第9条の規定による公示を行うものとする。
(平17公規程1・追加)
- 16 合併の日前に城島町規程又は三潯町規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ

れこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平17公規程1・追加)

附 則(平成12年3月31日公営企業管理規程第7号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月2日公営企業管理規程第1号)

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

5 久留米市田主丸地区簡易水道条例

平成 16 年 12 月 28 日
久留米市条例第 129 号

(目的)

第 1 条 この条例は、久留米市田主丸地区簡易水道(以下「簡易水道」という。)の、維持及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可)

第 2 条 簡易水道を使用しようとする者は、その使用について市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 3 条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、簡易水道使用料(以下「使用料」という。)1 戸当たり月額 1,260 円(消費税等相当額を含む。)を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(平 17 条例 79・一部改正)

(使用料の算定)

第 4 条 新たに簡易水道を使用することとなった者の使用料は、その事実の発生した日の属する月から支払うものとし、第 6 条の規定により使用を中止した者の使用料は、その事実が発生した日の属する月までを支払うものとする。

2 前項の使用料は、事実が発生した日の属する月における使用の日数が 15 日に満たないときは月額の半額とし、15 日以上ときは月割額とする。

(平 17 条例 79・一部改正)

(使用料の徴収)

第 5 条 使用料は、2 月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、毎月又は臨時に徴収することができる。

(平 17 条例 79・全改)

(中止の届出)

第 6 条 使用者は、現に使用している簡易水道施設の使用を中止しようとするときは、その 5 日前までに市長に届け出て検査を受けなければならない。

(工事の申込み)

第 7 条 給水施設を新設し、改造し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(平 17 条例 79・全改)

(給水の制限)

第 8 条 市長は、水量の減少、簡易水道施設の改修その他やむを得ない事由がある場合は給水量を制限することができる。

2 前項の規定により給水の制限を実施した場合においても使用料の額は変更しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

(給水の停止)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。この場合において、それに伴い生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

- (1) 第2条、第3条、第6条及び第7条の規定に違反したとき。
- (2) 使用料を市長が定める期限までに納付しないとき。
- (3) その他、簡易水道の使用について不正があると認めたとき。
- (4) 簡易水道を利用して、水田等のかんがい用水又は養魚場の用水に使用したとき。

(平17条例79・一部改正)

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により簡易水道施設をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合はこの限りでない。

(経費の負担)

第11条 次に掲げる経費は、その全額を使用者の負担とする。

- (1) 給水栓及び附属品の取替並びに補修に要する経費
- (2) 給水施設の新設及び増設並びに給水栓の位置の変更に要する経費
- (3) 給水施設の破損の修復に要する経費

(平17条例79・一部改正)

(管理人)

第12条 市長は、簡易水道の維持管理について、管理人を置くことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 田主丸町の編入の日前に、田主丸町営簡易水道条例(昭和32年田主丸町条例第94号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月28日条例第79号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

6 宅地造成および住宅建設等による配水管布設工事の負担金に関する規程

昭和47年5月17日

久留米市公営企業管理規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、宅地造成(都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条に該当するものを除く。以下同じ。)及び住宅建設並びに既存の住宅等において給水に必要な配水管又はこれに伴う諸施設に要する工事費の負担及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

(平8公規程5・一部改正)

(取扱範囲)

第2条 この規程に定める配水管布設の範囲は、宅地造成及び住宅建設並びに既存の住宅等において新たに給水装置を必要とする場合に、配水管布設の申込みがあつたもののうち次の各号に該当し、企業管理者(以下「管理者」という。)が適当と認めるものとする。

- (1) 配水管を公道(不特定多数の人が通行する私道を含む。)に布設する場合
- (2) 給水量に応じ配水管内の水質が確保される場合

(平8公規程5・平12公規程2・一部改正)

(配水支管及び配水補助管)

第2条の2 前条により配水管を布設する場合にあつては、給水装置を必要とする戸数が3以上のときは配水支管(既設の配水管から給水するために分岐し、直接給水管を取り付ける管で直径が50ミリメートル以上のものをいう。以下同じ。)を布設するものとし、給水装置を必要とする戸数が2以下のときは配水補助管(既設の配水管から給水するために分岐し、直接給水管を取り付ける管で直径が40ミリメートル又は25ミリメートルのものをいう。以下同じ。)を布設するものとする。

- 2 配水補助管は、公道に縦断的に布設するものとし、その延長は60メートル以内とする。
- 3 配水補助管は、営利を目的とした建物へは布設しない。

(平12公規程2・追加)

(工事の申込)

第3条 配水管の布設を要望するものは、配水管布設申請書を管理者に提出しなければならない。

(工事費用の負担)

第4条 宅地造成及び住宅建設並びに既存の住宅等において配水管布設の申込みをし、管理者が配水支管を布設する場合は、工事申込者は工事の費用(設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。第3項において同じ。)の60パーセントに相当する額を負担しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、住宅建設並びに既存の住宅等において、管理者が水道普及を促進するために前項の負担が適当でないと認める場合は、72,000円を1戸当たりの負担額とする。
- 3 住宅建設並びに既存の住宅等において、配水管布設の申込みをし、管理者が配水補助管を布設する場合は、工事申込者は1戸当たり210,000円を負担しなければならない。

4 第3項の負担によることが適当でない与管理者が認める場合には、別に定めるところによる。

(平8公規程5・全改、平9公規程6・平12公規程2・一部改正)

第5条 前条の設計額のうち、当該配水管布設地区における水需要の増大が見込まれ、管理者がこれらに対処するための工事を同時に施行するときは、その部分にかかる経費を除いた設計額により算出するものとする。

(負担金の納入)

第6条 工事申込者は、負担金を当該工事の施行前までに管理者に納入しなければならない。ただし、管理者において必要がないと認めた場合はこの限りでない。

(工事費の算出基準)

第7条 配水管布設工事費算出の基礎となる配水管の口径、埋設路線および埋設深度ならびに配水管の材質等については、管理者が定める。

第8条 配水管布設の工事の費用の額は、次の各号に掲げる費用により設計した合計額に、消費税等相当額を加えた額とする。

- (1) 請負工事費(給水管の切替費は除く。)
- (2) 支給材料費(材料単価表の額による。)
- (3) 直営工事費
- (4) 路面復旧費(道路管理者の定めるところによる。)
- (5) 事務費(前各号の費用の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。)

2 前項第5号の場合において管理者は、各費用の額を別に定める範囲内で端数処理して計算することができる。

(昭48公規程7・平元公規程5・平8公規程5・平9公規程6・一部改正)

(資産の帰属)

第9条 この規程に基づいて布設した配水管等の施設は、すべて水道ガス部に帰属するものとする。

(平2公規程20・一部改正)

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日公営企業管理規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月1日公営企業管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月31日公営企業管理規程第20号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成8年6月1日公営企業管理規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に配水管布設申請書を提出した者の工事費用の負担額は、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日公営企業管理規程第6号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日公営企業管理規程第2号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

7 建築基準法施行令第129条の2の5（抄）

第5章の4 建築設備等

（昭和25年11月16日政令第338号）

最終改正：平成17年11月7日政令第334号

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

1. コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
2. 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
3. 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
4. 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
5. 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
6. 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3000平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
7. 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
 - ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（第112条第1項から第4項まで、同条第5項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第8項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第13項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁にあっては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕

切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあつては45分間) 防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

8. 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

《改正》平 12 政 211

【告】

【告】

《改正》平 12 政 312

《改正》平 17 政 192

2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

1. 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第3号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
2. 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
3. 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
ロ 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。
4. 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
5. 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
6. 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

《改正》平 12 政 211

【告】

《改正》平 12 政 312

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

1. 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
2. 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
3. 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
4. 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
5. 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

8 建設省告示第1597号

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（抄）

（昭和50年12月20日建設省告示第1597号）

最終改正 平成12年5月30日建設省告示第1406号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第六号及び第3項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 給水管

- イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ 給水立主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二 給水タンク及び貯水タンク

- イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
 - (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
 - (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
 - (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井が蓋を兼ねる場合においては、この限りでない。
 - (い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
 - (ろ) 直径60cm以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。
 - (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
 - (7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。
 - (8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2m³未満の給水タンク等については、この限りでない。
 - (9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料

水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

- (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽（そう）、し尿浄化槽（そう）、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯溜（りゅう）又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。
- (2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

- (1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管
- (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径60cm以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあっては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて1/15以上1/10以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。

ニ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ホ 封水深は、5cm以上10cm以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては5cm以上）とすること。

へ 容易に掃除ができる構造とすること。

四 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

- ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
- ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

- イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。
- ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。
空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつてはない。

六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

- イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。
- ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。
- ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。
- ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。
- ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第3 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1(イ)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500m²以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第一号ロを除く。）並びに第2第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500m²以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5m³を超える給水タンク等については、第1第二号の規定の適用があるものとする。

9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）

第1章 総 則（第1条～第3条）

第2章 特定建築物等の維持管理（第4条～第12条）

第3章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（第12条の3～第12条の5）

第4章 登録業者等の団体の指定（第12条の6～第12条の9）

第5章 雑 則（第12条の10～第14条）

第6章 罰 則（第14条の2～第18条）

昭和45・4・14・法律 20号

改正平成6・7・1・法律 84号

改正平成9・11・21・法律105号

改正平成11・7・16・法律 87号――

改正平成9・11・21・法律105号――

改正平成11・12・22・法律160号――

改正平成13・12・14・法律156号――

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（保健所の業務）

第3条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。

1. 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。
2. 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

第2章 特定建築物等の維持管理

（建築物環境衛生管理基準）

第4条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、こん虫等

の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

- 3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

(特定建築物についての届出)

第5条 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から1箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この章並びに第13条第2項及び第3項において同じ。）に届け出なければならない

- 2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第2条第1項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなった場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至ったとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなったとき」と読み替えるものとする。
- 3 特定建築物所有者等は、前2項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から1箇月以内に、その者を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定めるものについて前3項の規定による届出を受けたときは、その旨を都道府県労働局長に通知するものとする。

(建築物環境衛生管理技術者の選任)

第6条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

- 2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

10 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）

（昭和45年10月12日政令第304号）

昭和45・10・12・政令304号

改正平成6・3・24・政令 64号――

改正平成9・3・24・政令 57号――

改正平成12・3・17・政令 65号――

改正平成12・6・7・政令309号――

改正平成14・10・11・政令309号――

改正平成15・12・19・政令533号――

改正平成16・3・19・政令 46号――

最終改正：平成16年3月19日政令第46号（建築物環境衛生管理基準）

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項、第4条第1項、第7条第5項、第8条第4項及び第9条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定建築物）

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3000平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8000平方メートル以上のものとする。

1. 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
2. 店舗又は事務所
3. 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
4. 旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

1. 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。ニにおいて同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項

がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

1 浮遊粉塵の量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
2 一酸化炭素の含有率	1000000分の10（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては、厚生労働省令で定める数値）以下
3 二酸化炭素の含有率	1000000分の1000以下

4 温度	1 17度以上28度以下 2 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
5 相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
6 気流	0.5メートル毎秒以下
7 ホルムアルデヒドの量	空気1立方メートルにつき0.1ミリグラム以下

- ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるこの表の第1号から第3号まで、第6号及び第7号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。
- ハ この表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。
- ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

2. 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

- イ 給水に関する設備（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。
- ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。
- ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

3. 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

- イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。
- ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

1 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）

（昭和46年1月21日厚生省令第2号）

最終改正：平成一七年三月七日厚生労働省令第25号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項第一号及び同条第五項、第八条第三項及び第四項、第十条、第十一条第一項及び第十二条並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五政令第三百四号）第二条第一号イの表の第二号及び同条同号ハの規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

第一章 特定建築物の維持管理（第一条—第二十二条）

第二章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（第二十三条—第三十三条）

第三章 登録業者等の団体の指定（第三十四条—第三十六条）

第四章 雑則（第三十七条）

附則

特定建築物の維持管理

（飲料水に関する衛生上必要な措置等）

第4条 令第2条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

- 一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上とすること。
- 二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置
- 三 水道法第3条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。
- 四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中、一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。
 - ハ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、

毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ 水質基準省令 の表中十三の項、十五の項から二十の項までの項及び四十四の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令 の表の上欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

2 令第二条第二号 イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号 イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

1.2 給水管統合および配水管布設申請について

1 給水管統合工事（別紙：給水管統合承諾書）

アパート等の営利を目的とする建物の給水装置工事申込に際して、同一路線内に給水管が輻輳化することを防ぐため、または将来の需要家増加に対応するために配水管を布設する。費用負担は、土工事費用を需要家が負担し、管材料費用および配管労務費用を上下水道部で負担する。

2 給水管増径工事（別紙：給水管増径承諾書）

32条協議に伴う給水装置工事申込に際して、既設配水管の水量不足解消のために配水管を布設する。費用負担は、開発行為で移管される口径の配管材料費・配管労務費・土工事費を申込者（開発者）が負担し、口径増径に伴って増加した配管材料費・配管労務費・土工事費を上下水道部で負担する。

3 配水管布設工事

1) 申請工事関係（別紙：配水管布設申請書）

3戸以上の配水管布設申請に際して、1戸当り 72,000 円の負担金を徴収して新規配水管布設をおこなうもの。

2) 配水補助管制度（別紙：配水管布設申請書、寄付願）

2戸以下の一般戸建住宅の配水管布設申請に際して、1戸当り 210,000 円の負担金を徴収して新規配水補助管布設（ $\phi 40\text{mm}$ または $\phi 25\text{mm}$ ）をおこなうもの。ただし、水質保持の観点から布設延長は 60m までとし、営利目的の物件の場合は除く。60m 以上については需要家の負担で、同口径・同材質の管を給水管として布設し、工事完了後、上下水道部へ寄付するものとする。

配水補助管申請に際して、上下水道部において、将来の需要予測等の観点から、 $\phi 50\text{mm}$ 以上の配水管を布設する方が適していると判断された場合には、布設延長 60m を限度として配水管を布設する。60m 以上については、水質保全の観点から別途検討を行って管径を決定し、工事完了後、上下水道部へ寄付するものとする。

13. 私道への配水支管布設取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号 以下「法」という。）第3条第11号に規定する給水区域内の私道に配水支管を布設する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び公法人により道路として一般の用に供されている道路をいう。
- (2) 私道 前号に規定する公道以外の道路で、不特定多数の人が通行する場所をいう。
- (3) 配水支管 配水本管から分岐し、直接給水管を取付ける配水管口径φ500～φ50をいう。

(布設要件)

第3条 私道に配水支管を布設するには、次の各号に掲げる要件が備わっていなければならない。

- (1) 道路の一端が公道に接していること。
- (2) 3戸以上の家屋が、当該私道を利用し、かつ、当該家屋が同一人の所有に属さないこと。ただし、公共施設等は、この限りでない。
- (3) 私道の所有者が配水支管の布設を承諾していること。
- (4) 私道の使用貸借期間は、当該配水支管の用途を廃止するまでとし、かつ使用料が無償であること。
- (5) 私道の所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地に制限物件その他の権利を設定し、譲渡する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に対し、配水支管布設部分の使用権を受継がせる旨の確約が得られること。
- (6) 当該配水管布設後において、給水管の新設、増設、改造又は撤去の工事が生じた場合の土地利用については、私道敷使用貸借契約に含まれている旨の確約が得られていること。

2 企業管理者が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、配水支管を布設することができる。

(布設申請)

第4条 私道に配水支管の布設を希望する者は、配水支管布設申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 配水支管埋設の希望者名簿（第2号様式）

(2) 私道に隣接する家屋の配置図、申請箇所周辺の見取図

(3) その他企業管理者が必要と認める書類

(可否の決定)

第5条 企業管理者は、前条の申請を受けたときは、内容を審査したうえ敷設の可否を決定し、配水支管布設可否決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(使用貸借契約の締結)

第6条 企業管理者は、前条の決定をしたときは、私道の所有者と私道敷の使用貸借契約（第4号様式）を締結するものとする。

(用途の廃止及び布設替)

第7条 私道の所有者は、事情の変更により当該配水支管の用途の廃止又は布設替を必要とするときは、他の私道所有者及び当該配水支管の利用者の同意書を添えて企業管理者に申請し、企業管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による用途の廃止又は布設替に要する経費は、当該私道所有者の負担とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 現に私道への配水支管が布設されているものの取り扱いについては、なお従前のおりとする。

(第1号様式)

配水支管布設申請書

平成 年 月 日

久留米市企業管理者

殿

申請人

住所

町

番地

氏名

印

電話

久留米市 町 私道路敷内に配水支管が布設されておられませんので、配水支管を布設していただくよう別紙必要書類を添えて申請します。

なお、将来においても私道敷内配水支管の適正な維持管理を妨げないことを約束いたします。又、土地所有者が私道敷使用貸借契約書に違反したときは、申請者の責任において解決いたします。

必要書類

- ① 配水支管理設の希望者名簿
- ② 私道部分周辺の字図（法務局）
- ③ 私道部分の登記簿謄本（法務局）
- ④ 私道敷使用貸借契約書
- ⑤ 配水支管布設申請書
- ⑥ 私道道部分の家屋の配置図
- ⑦ 申請箇所周辺の見取図

(第2号様式)

配水支管理設の希望者名簿

家屋の所有者		印	私道部分の 家屋配置図 (配置番号)	摘要
住所	氏名			
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				
町				

(第3号様式)

企水サ 第 号
平成 年 月 日

殿

久留米市企業管理者

私道配水管布設について(通知)

貴殿よりの配水管布設申請については、平成 年 月 日土地所有者との土地使用貸借契約が締結されたので、下記のとおり通知いたします。

記

- 1) 所在地
- 2) 使用面積
- 3) 土地所有者
- 4) 管口径 ϕ mmを布設いたします。
- 5) 工事予定 平成 年 月 日
- 6) 負担金
- 7) 納入期限 平成 年 月 日

(第4号様式)

私道敷使用貸借契約書

久留米市企業局（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、私道敷の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する私道敷のうち、次の部分（以下「貸付土地」という）を水道敷用地として甲に無償で貸し付ける。

所在地	地目	貸付面積	位置
町番地		m ²	別図のとおり

第2条 貸付土地の使用貸借期間は、水道敷としての用途を廃止するまでとする。

第3条 乙が貸付土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、乙は譲受人に対し、この契約に基づき甲が有する土地使用貸借権を継承させなければならない。

第4条 甲は、配水支管布設後、第三者から給水管の新設、増設、改造又は撤去の工事が生じた場合の土地使用承諾については、この契約に含まれるものとし、新たな乙への土地使用承諾については、不要とする。

第5条 乙は、貸付土地の上に工作物を建築しないものとする。

第6条 乙の都合により、配水支管の布設替または布設廃止を要する場合は甲に願い出てその許可を受けるとともに当該布設替または布設廃止に要する経費は、乙の負担とする。

第7条 乙は、貸付土地に布設され配水支管に、他地区の配水支管が連結されても甲に異議を申し立てないものとする。

第8条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、配水支管を撤去することができる。

第9条 前各条に記載のない事項その他、この契約に疑義のある事項は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 久留米市企業局

企業管理者

印

乙 住 所

氏 名

印

私道への配水支管布設取扱要綱について

私道の配水支管については、申請に基づき、一定の要件を備えていれば、企業管理者が私道所有者と使用貸借契約を交わして、企業管理者が配水支管を布設し、給水区域内での未布設地域、スポット区域の普及促進及び有収率の向上、又給水管の出水不良の解消に努め、市民の生活環境の向上を図っていくものです。

私道の定義 不特定多数の人が通行する場所

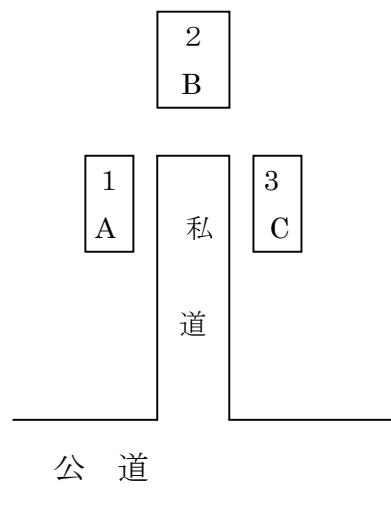
主な布設要件

1 私道に隣接した土地に3戸以上の家屋があること。

※ 利用家屋は通常3戸以上

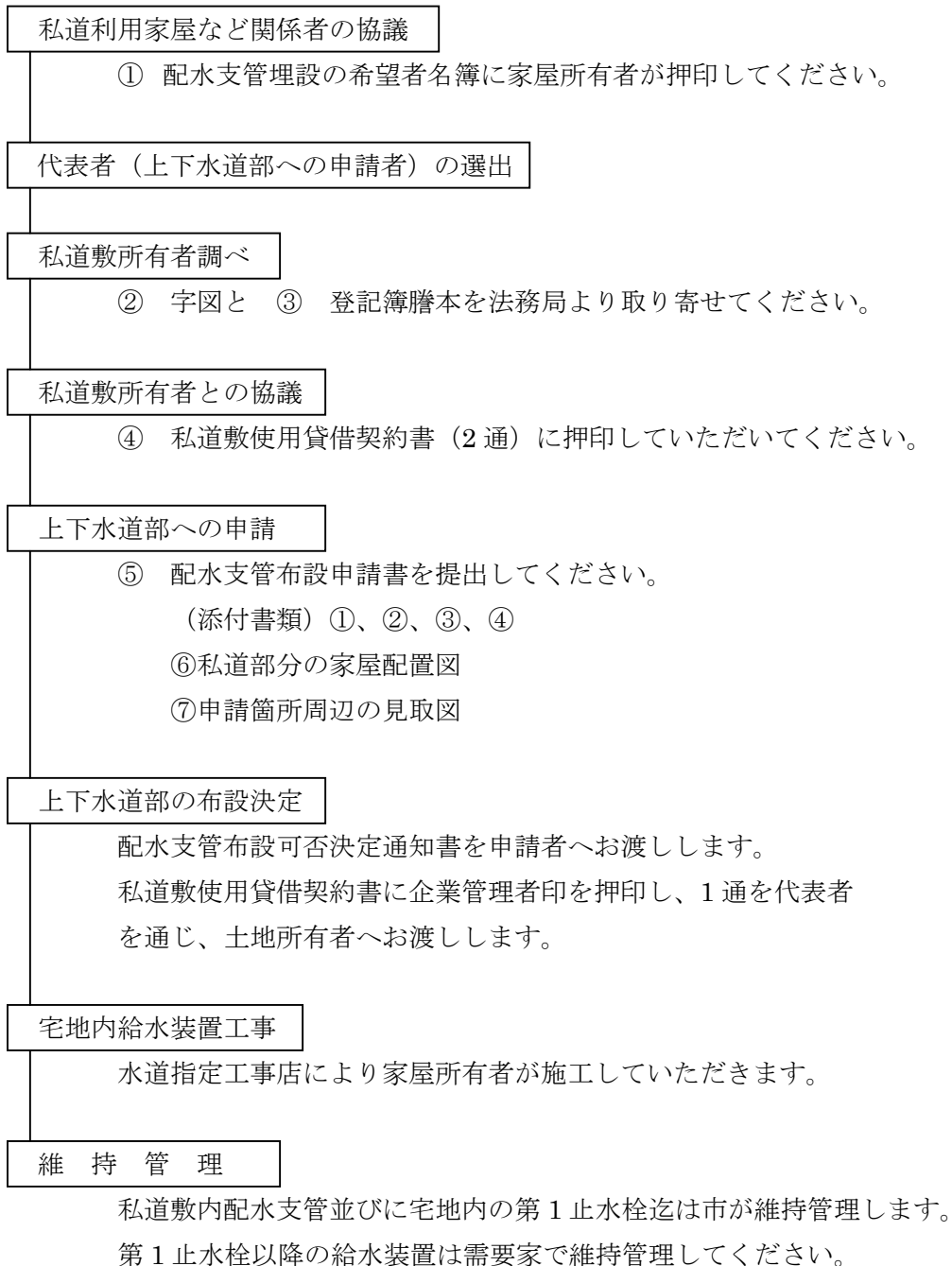
2 私道隣接家屋の所有者が単独でないこと

3 公共施設に通じる私道には戸数制限なし



私道配水支管利用家屋数 3戸
1 ~ 3

手 続 方 法



14. 宅地内漏水の修繕費用負担基準

(目的)

第1条 この基準は、宅地内漏水の修繕範囲を定めるもので、第一止水栓から量水器までの漏水修繕の費用を局負担とし、早期修繕により有効率の向上と需要家サービスの向上を図るものである。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語を次のように定める。

- (1) 自然漏水とは、人的要因が無く腐食、土圧、振動等により、自然に発生した漏水を言う。

(基本事項)

第3条 第一止水栓以降の給水管は需要家の財産であるが、屋外設置の量水器までの自然漏水については、局の費用で修繕する。

- 2 修繕については、需要家の同意を得て掘削・修繕するものとする。又、第三者の同意を必要とする場合は、需要家において同意を得るものとする。もし、同意が得られない場合は需要家の責任に於いて修繕するものとする。
- 3 屋内に設置された量水器においては、建物等の1m手前までとする。
- 4 民地内の路面復旧、植木の移植等は需要家の負担とする。

(基準外の事項等)

第4条 この基準に定めのない事項またはこの基準により難しい事項については、管理者が別に定める。

附則

この基準は、平成11年4月1日から実施する。

1 5. 貯水槽式が必要な箇所を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例施行規程（昭和44年久留米市公営企業管理規程第13号）第3条第1項ただし書に基づき給水方式を貯水槽式とする箇所に関し定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市条例第13号）第5条に規定された給水装置工事について適用する。

(事前協議)

第3条 管理者は、給水装置工事申込書が提出される前に給水装置工事事前協議書により、需要者（給水装置の所有者をいう。以下同じ。）と給水方式等について協議する。

(給水方式を貯水槽式とする箇所)

第4条 久留米市水道条例施行規程第3条第1項ただし書に基づき給水方式を貯水槽式とする箇所は、別表に定める箇所とする。

(同時使用水量の算定)

第5条 同時使用水量の算出の方法は、給水装置設計施工指針第3章2.1設計水量で示したとおり算出する。

(貯水槽式とするものの例外)

第6条 給水方式を貯水槽式とする箇所（別表第1項建物用途の欄に規定する各建物に限る。）のうち、その箇所の同時使用水量により求められた取出管の口径が50ミリメートル未満のものは、管理者と需要者の協議により直結給水とすることができる。

2 前項の規定により直結給水とする場合は、管理者は、需要者から直結給水についての申請書の提出を受け、当該協議が整った場合は承諾書により通知するものとする。

3 前項の直結給水についての申請書の提出は、次の各号に掲げる場合にあっては省略することができる。

(1) 24時間営業又は深夜営業を行う建物であって、その箇所の同時使用水量により求められた取出管の口径が25ミリメートル未満のもの

(2) 前号に定めるもの以外の建物であって、その箇所の同時使用水量により求められた取出管の口径が40ミリメートル未満のもの

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

別表（第4条関係）

給水方式を貯水槽式とする箇所

項	建 物 用 途	備 考
1	(1) 飲食店その他の店舗 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ場、バッティング練習場、カラオケ店、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、劇場、映画館、演芸場、キャバレー、ダンスホール等 (3) 病院（救急指定及び入院・手術・透析施設を有する病院以外の病院）、公衆浴場、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等、老人福祉センター、児童厚生施設等 (4) コインランドリー (5) 高等学校、大学、高等専門学校 (6) 上記用途と住宅、事務所等が混在する併用建物	
2 受 水 槽	(1) ホテル、旅館、結婚式場、葬祭場 (2) 個室付き浴場 (3) 病院（救急指定及び入院・手術・透析施設を有する場合） (4) クリーニング業（有毒薬品取扱い施設）、工場（有毒薬品取扱い施設・精密機械取扱い施設・24時間操業・食品製造加工）、火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵処理施設（有毒薬品を取扱い施設） (5) 利用目的が不明な建物、避難所指定施設 (6) 上記用途と住宅、事務所等が混在する併用建物	<ul style="list-style-type: none"> ・有毒薬品取扱い施設で、逆流により配水管の水を汚染する恐れがないことが明らかな場合は除く。 ・井水との併用により、水道水の使用部分が代替等の措置が図られ、施設の業務機能に障害を来たさない場合は除く。

16. 久留米市貯水槽水道に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例(昭和35年久留米市条例第13号。以下「条例」という。)及び久留米市水道条例施行規程(昭和44年久留米市企業管理規程第13号。以下「規程」という。)に定める貯水槽水道に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 貯水槽水道

水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。

(2) 簡易専用水道

法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。

(3) 小規模貯水槽水道

条例第35条の3第2項に定める小規模貯水槽水道をいう。

(4) 設置者

貯水槽水道の所有権を有するもの又は管理権限を有する者をいう。

(5) 貯水槽

貯水槽、高置水槽、圧力水槽等をいう。

(6) 衛生行政

久留米市役所健康福祉部保健所衛生対策課をいう。

(小規模貯水槽水道の管理の状況に関する検査)

第3条 規程第15条の2第2項に規定する管理者が認めるものは、別表に掲げるものとする。

(貯水槽水道の設置状況の把握)

第4条 管理者は、貯水槽水道を設置し、変更し、又は廃止しようとする者に対し、貯水槽水道設置・変更・廃止届(第1号様式)の提出を求め、給水区域内の貯水槽水道の設置状況の把握に努めなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出及び条例第35条の3第3項の規定による設置者からの報告により、貯水槽水道管理台帳を整備するものとする。

(設置者に対する指導)

第5条 設置者が条例第35条の3に規定する措置等を行わないと認める場合において行政指導を行うときは、当該設置者から事情を聴取し、又は現地の状況を確認しなけれ

ばならない。

- 2 行政指導は、設置者（その代理人を含む。）の立会いを求めた上で、現地において行うことを原則とする。
- 3 行政指導は、貯水槽水道現地調査指導票（第2号様式）を作成し、それを設置者（その代理人を含む。）に交付することにより行わなければならない。
- 4 行政指導を行ったときは、その内容等を遅滞なく管理者に報告しなければならない。
- 5 管理者は、行政指導の結果、必要があると認めるときは、条例第35条の2第1項の規定に基づき設置者に改善を求める勧告を行うものとする。
- 6 行政指導を行おうとする場合において、設置者から事情を聴取し、若しくは現地の状況を確認することができないとき、又は前項の勧告を行った後もなお、改善が認められないときは、管理者は、衛生行政に対し、設置者への指導を行うよう要請を行うとともに、その状況を改善するために必要な措置を講じなければならない。

（異常発生時の措置）

第6条 管理者は、貯水槽水道の設置者に対し、貯水槽水道に異常があったときは、直ちにその旨を報告するよう指導するものとする。

- 2 管理者は、前項の報告があったときは、当該設置者に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指導するものとする。
 - (1) ただちに給水を停止し、当該貯水槽水道の利用者にその水を利用することが危険であることを周知すること。
 - (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該貯水槽水道の復旧を図ること。
 - (3) 給水停止等の措置をとった場合は、代替水の確保に努めること。
 - (4) 当該貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を開始すること。
- 3 管理者は、第1項の報告があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 前項の規程により、当該貯水槽水道の設置者を指導すること。
 - (2) 報告の内容を正確に把握すること。
 - (3) 報告の内容及びその処理状況を衛生行政に連絡し、汚染調査、設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

（貯水槽水道の利用者に対する情報提供）

第7条 管理者は、貯水槽水道利用者から水質等についての相談があった場合は、速やかに必要な調査を行い、その調査結果のうち必要な情報を利用者提供するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定による調査の結果、水質的な異常や施設に問題があると認める場合には、第5条の規定により設置者に対する指導を行うものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

別表

久留米市水道条例施行規程第15条の2第2項に規定する管理者が認めたもの

水道法第20条第3項の規定による厚生労働大臣の指定機関

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第4号の登録を受けたもの

17.久留米市企業局手数料取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市第13号。以下「条例」という。）第30条に規定する給水装置工事手数料について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

(手数料の徴収基準)

第3条 手数料は、次の各号に定める工事の申込みを行う者から、当該各号に定める基準にもとづき徴収する。

(1) 給水装置工事の新設工事

新設の建物又は既設の建物で居住者が水道を使用していなかったものに、新たに給水装置を設置する工事の場合は、設置される給水装置の給水管口径に応じて、手数料を徴収する。

(2) 給水装置工事の改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形に変更を加える工事の場合は、変更後の給水装置の給水管口径に応じて、手数料を徴収する。

(3) 給水装置工事の撤去工事

給水装置の全部を取除く工事の場合は、給水装置の個数に応じて、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第4条 手数料の額は、条例別表第4に定める額とする。

(手数料の納入)

第5条 管理者は、手数料を徴収するため納入通知書を発行する。

(手数料の特例)

第6条 次の各号に掲げる場合は、手数料は徴収しない。

(1) 修繕工事の場合

(2) 貯水槽以下設備工事の場合

(3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(手数料の還付)

第7条 条例第30条第3項の特別の理由とは次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 自然災害により給水装置工事の継続が不可能と認められるときで、申請者から中止の届出があった場合
- (2) 企業局に起因する給水装置工事の変更により手数料の減額があった場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

18.久留米市企業局手数料取扱要綱の解説

(趣 旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市第13号。以下「条例」という。）第30条に規定する給水装置工事手数料について必要な事項を定めるものとする。

◆ 水道条例第30条の趣旨

給水装置の工事を申し込む者は、当該工事の給水管の口径で別表第4に掲げる口径の区分に応じ、同表に定める基準額に基づき算出した手数料の額を納付しなければならない。手数料は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

(手数料の徴収基準)

第3条 手数料は、次の各号に定める工事の申込みを行う者から、当該各号に定める基準にもとづき徴収する。

(1) 給水装置工事の新設工事

新設の建物又は既設の建物で居住者が水道を使用していなかったものに、新たに給水装置を設置する工事の場合は、設置される給水装置の給水管口径に応じて、手数料を徴収する。

(2) 給水装置工事の改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形に変更を加える工事の場合は、変更後の給水装置の給水管口径に応じて、手数料を徴収する。

(3) 給水装置工事の撤去工事

給水装置の全部を取除く工事の場合は、給水装置の個数に応じて、手数料を徴収する。

◆ 徴収基準

給水装置工事の申請（新設・改造）に伴い、取扱う配管の最大口径に応じて、手数料を徴収する。なお、給水装置の個数（メータ個数）を徴収対象の基準個数とする。

1) 一般住宅の場合

一般住宅では、通常取扱い口径φ20であり、3,000円の手数料となる。

2) 集合住宅等について

集合住宅等では通常、複数の給水装置（各戸メータ）となり、各給水装置の取扱う口径により、手数料額×個数で算出する。

例) 取出口径φ40の集合住宅10戸（φ20）＋共用散水1個（φ13）のケース
10,000+3,000×（11-1）=40,000円となる。

※ 取出口径φ40により10,000円と、メータ個数φ13・φ20（給水装置の数）で3,000円×11個だが、取出し部で一度徴収しており1個分を差引くものとする。

3) 撤去工事

撤去工事の場合、取扱配管口径等に関係なく、撤去する給水装置の個数に応じ、1箇所につき1,000円を徴収する。

4) 給水管の移管（開発行為）、寄付（ミニ開発等）の対応について

開発行為等で、給水管が移管（開発の条件）される場合は、移管される給水管については手数料の徴収対象としない。また、ミニ開発等でも、給水管を完成後寄付される場合は、手数料の徴収対象としない。ただし、寄付は申請者の意思であり、完成後寄付されない場合は手数料を徴収する。

5) 大管からの分岐について

給水主管（大管）から、給水管（小管）を支管分岐等（チーズ）する場合は、給水主管（大管）は手数料の徴収対象としない。但し、給水主管（大管）を延長して取出しを行う場合は手数料の徴収対象となる。

6) 消火栓の設置について

開発に伴う消火栓設置は、手数料の徴収対象（完成後、消防へ帰属されるため）としない。

（手数料の額）

第4条 手数料の額は、条例第30条別表第4に定める額とする。

◆ 手数料の額

給水装置の工事をするとき。

給水装置工事手数料		
給水管の口径	13～25ミリメートル	3,000円
	40～50	10,000円
	75以上	20,000円

- ・撤去工事のみの場合は、本表にかかわらず1,000円とする。
- ・取扱う配管口径の最大が30ミリメートルの場合は、13～25ミリメートルの手数料3,000円を徴収する。

（手数料の納入）

第5条 管理者は、手数料を徴収するため納入通知書を発行する。

- ◆ 納入通知書は水道施設サービス課が発行し、納入期限は調定日より3週間以内で運用している。

(手数料の特例)

第6条 次の各号に掲げる場合は、手数料は徴収しない。

- (1) 修繕工事の場合
- (2) 貯水槽以下設備工事の場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

- ◆ 手数料の特例について

1) 修繕工事とは

給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

2) 貯水槽水道について

貯水槽以下施設（各戸検針各戸徴収物件を含む）は給水装置ではなく、貯水槽以下設備での工事は手数料の徴収対象とならない。但し、受水槽までの設備は給水装置であり、取出し部から受水槽入口までの工事（新設・改造）では、取扱う配管の口径により手数料が徴収される。

また、既存施設等（貯水槽水道）を直結式（増圧式含む）へ改造（受水槽の撤去）を行う際は、既存の受水槽以下設備が給水装置となるため、各戸の給水装置を改造しなくとも、各戸検針各戸徴収（局メータ設置）している場合、その個数に応じて配管の口径により手数料を徴収する。

(手数料の還付)

第7条 条例第30条第3項の特別の理由とは次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 自然災害により給水装置工事の継続が不可能と認められるときで、申請者から中止の届出があった場合
- (2) 企業局に起因する給水装置工事の変更により手数料の減額があった場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

- ◆ 給水装置工事の申請者の都合等で、工事が中止された場合などでは、手数料の還付は行わない。また、中止届提出の段階で手数料が納入されていない場合は、手数料の納付が必要となる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

19.久留米市企業局加入金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市第13号。以下「条例」という。）第29条に定める加入金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

(加入金の徴収基準)

第3条 加入金は、給水装置工事の申込みを行う者から徴収するものとし、その徴収基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の新設工事

ア 給水装置を新設する場合は、当該給水装置に設置する市のメーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

イ 貯水槽方式建物を新設する場合は、当該貯水槽に接続する給水装置に設置した市の親メーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

(2) 給水装置の改造工事

ア 増径

市のメーターの増径を伴う改造工事の場合は、新たに設置する市のメーター（以下「新メーター」という。）の口径に係る加入金の額と、既に設置していた市のメーター（以下「旧メーター」という。）の口径に係る加入金の額との差額を徴収する。

イ 統合による増径

既設の2個以上の給水装置を1個に統合する場合で、新メーターの口径に係る加入金の額が、旧メーターの口径に係る加入金の合計額より大きいときは、差額を徴収する。

ウ 分割による個数の増加

既設の1個の給水装置を同じ敷地内で2個以上の給水装置に分割し、市のメーターの個数が増加する改造工事の場合（同時申込の場合に限る）で、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

エ 貯水槽の廃止による個数の増加

1個の市のメーターに接続する貯水槽により、2戸以上に給水しているものが、当該貯水槽及び市のメーターを廃止し、各戸に市のメーターを設置する工事の場合、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

2 前項第2号の場合において、給水装置に接続するメーターを現認することができないときの取扱いは次のとおりとする。

(1) 企業局が管理する台帳その他の記録及び現状等により、過去に市のメーターを設置したこと

が確認できるときは、当該記録に基づき旧メーターの口径を認定する。

(2) 既設準備管は、メーターが設置されておらず給水装置の新設工事として取扱う。

(加入金の額)

第4条 加入金の額（消費税等相当額を含む。）は、条例別表第3に定める額とする。

(加入金の納入)

第5条 管理者は、加入金を徴収するために納入通知書を発行する。

(加入金徴収の特例)

第6条 次の各号に掲げる場合は、加入金は徴収しない。

- (1) 開発行為及びミニ開発等で準備管とする場合
- (2) 貯水槽式建物で貯水槽以下装置に設置した市のメーター
- (3) 一時的な使用の場合（工事用水等で使用后、給水装置を撤去するもの）
- (4) 給水装置の改造工事で、旧メーターと同じ口径で改造工事をする場合
- (5) 市のメーターの口径を減径する改造工事の場合
- (6) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(加入金の還付)

第7条 納入後の加入金は、次の各号に掲げる場合を除き還付しない。

- (1) 給水装置工事の承認を受けた者が、加入金を納めた後、当該工事の施工をしないで申込みを取り消した場合
- (2) 設計変更その他の理由により、徴収すべき加入金の額が減少した場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の城島町において、給水装置が準備管の状態になっているものは、新設時に加入金を徴収する。ただし、加入金が納入された実績が確認された場合は除く。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

20.久留米市企業局加入金取扱要綱の解説

(趣 旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市条例第13号。以下「条例」という。）第29条に定める加入金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

◆ 久留米市水道条例第29条

給水装置の工事を申し込む者は、当該工事後のメーターの別表第3左欄に掲げる口径の区分に応じ、同表右欄に定める基準額に基づき算出した加入金の額を納付しなければならない。ただし、当該工事に係る給水装置について当該工事前に既にメーターが設置されているときは、当該工事前のメーターの別表第3左欄に掲げる口径の区分に応じ、同表右欄に定める基準額に基づき算出した加入金の額を前段の加入金の額から差し引いた額を当該工事の申込みを行う者が納付する加入金の額とする。

2 既納の加入金は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例の例による。

- ◆ 給水装置 給水のため施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- ◆ 口 径 市の水道メーターに取り付けられた給水管の口径
- ◆ 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額を加えた金額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(加入金の徴収基準)

第3条 加入金は、給水装置工事の申込みを行う者から徴収するものとし、その徴収基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の新設工事

ア 給水装置を新設する場合は、当該給水装置に設置する市のメーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

イ 貯水槽方式建物を新設する場合は、当該貯水槽に接続する給水装置に設置した市の親メーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

(2) 給水装置の改造工事

ア 増 径

市のメーターの増径を伴う改造工事の場合は、新たに設置する市のメーター（以下「新メーター」という。）の口径に係る加入金の額と、既に設置していた市のメーター（以下「旧メーター」という。）の口径に係る加入金の額との差額を徴収する。

イ 統合による増径

既設の2個以上の給水装置を1個に統合する場合で、新メーターの口径に係る加入金の額が、旧メーターの口径に係る加入金の合計額より大きいときは、差額を徴収する。

ウ 分割による個数の増加

既設の1個の給水装置を同じ敷地内で2個以上の給水装置に分割し、市のメーターの個数が増加する改造工事の場合（同時申込の場合に限る）で、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

エ 貯水槽の廃止による個数の増加

1個の市のメーターに接続する貯水槽により、2戸以上に給水しているものが、当該貯水槽及び市のメーターを廃止し、各戸に市のメーターを設置する工事の場合、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

2 前項第2号の場合において、給水装置に接続するメーターを現認することができないときの取扱いは次のとおりとする。

(1) 企業局が管理する台帳その他の記録及び現状等により、過去に市のメーターを設置したことが確認できるときは、当該記録に基づき旧メーターの口径を認定する。

(2) 既設準備管は、メーターが設置されておらず給水装置の新設工事として取扱う。

- ◆ 加入金の徴収対象区域は、給水区域全てとする。ただし、給水区域外（分水協定等）であっても市のメーターを設置する場合は加入金の徴収対象となる。

- ◆ 給水装置工事の申請で、申請敷地内の既存メーター全てについて、加入金の権利を認めてその差額が加入金として必要となる。ただし、既存分の権利額が高い場合の還付は行わない。(同一敷地及び同時申請が原則)
- ◆ 同一敷地内で、同時に別申請(新設・改造・撤去)があった場合、敷地全体で加入金を調整する。
- ◆ 新設・改造工事に伴い、撤去申請が必要な場合は撤去申請と同時申請を原則とする。(不要給水装置の撤去申請の徹底を行う。)
- ◆ 移転等に伴い、加入金の権利を他の土地へ持ち越すことは認めない。なお、土地の売買等で所有者が変わった場合は、新所有者に加入金の権利が移行したものととして取扱う。
- ◆ 貯水槽式共同住宅等を直結給水方式(直圧、増圧)に改造する場合の加入金の権利は親メーターのみであり、各戸に市のメーターが設置されていても、直結給水方式にすることにより新たに加入金の徴収対象となる。但し平成21年3月31日までに申請された貯水槽方式共同住宅等の既存建物を、平成21年4月1日以降、改造工事により直結給水方式に変更する場合は、各戸に設置されている市のメーターについては加入金の権利を認める。私設メーターの場合は加入金の権利はないものとみなし徴収する(平成21年4月1日以降の旧市内の申請については、水道番号20万台を使用するため、20万台未満の水道番号に適用する)
- ◆ 加入金は、給水装置工事の申請により徴収する。なお、その徴収基準日は申請受付日とする。旧市内で平成21年3月31日までに申請されたものは加入金を徴収しない。平成21年4月1日以降に申請されたものについては、加入金を徴収する。
- ◆ 既存準備管の加入金の権利は認めない。ただし、城島・三瀧地区において準備管で加入金を徴収した物件については加入金の権利を認める。(本「加入金取扱要綱」施行前に、調査を行い料金データ等に反映している)
- ◆ 撤去されたものは、加入金の権利は認めない。撤去とは、撤去申請された物件や不要給水管として撤去され(職権撤去等)給水装置が存在しないもの(料金データで撤去されたもの)である。
- ◆ 既存の申請図面や料金データ等で確認出来た物件について、加入金の権利を認める。また、水道番号不明でも、現地で既存給水装置(メーターボックス等)が確認され、使用されていた痕跡が確認出来れば、加入金の権利を認める。
- ◆ 既存で申請されているがメーターを出庫していない物件(料金データなし)でも、申請書等

で確認出来れば、加入金の権利を認める。

- ◆ メーターが存在し、土地を分割した場合の加入金の権利は、給水管の取り出し部が存在する方の土地を優先する。(土地の分割等による加入金権利の分割は認めない。)

(加入金の額)

第4条 加入金の額(消費税等相当額を含む。)は、条例第29条別表第3に定める額とする。

- ◆ 加入金の額

メーター口径	加入金の額(消費税等相当額を含む)
13ミリメートル	42,000円
20ミリメートル	63,000円
25ミリメートル	71,190円
40ミリメートル	252,000円
50ミリメートル	590,940円
75ミリメートル	1,184,400円
100ミリメートル	4,340,700円
150ミリメートル	12,600,000円
200ミリメートル以上	管理者が別途定める

- ◆ 本「加入金取扱要綱」以前、城島・三瀧地区では異なる額の加入金を徴収していたが、本「加入金取扱要綱」施行後は、統一されたメーター口径に対する加入金額が適用される。よって、以前に異なる額で徴収された物件でも、新たに設定されたメーター口径別の額が適用される。

(加入金の納入)

第5条 管理者は、加入金を徴収するために納入通知書を発行する。

- ◆ 加入金の納入通知書は、給水装置工事の申請者に対し、水道施設サービス課で発行する。また、納入期限は調定日より3週間以内で運用する。(手数料と同時に発行)

(加入金徴収の特例)

第6条 つぎの各号に掲げる場合は、加入金は徴収しない。

- (1) 開発行為及びミニ開発等で準備管とする場合
- (2) 貯水槽式建物で貯水槽以下装置に設置した市のメーター
- (3) 一時的な使用の場合（工事用水等で使用后、給水装置を撤去するもの）
- (4) 給水装置の改造工事で、旧メーターと同じ口径で改造工事をする場合
- (5) 市のメーターの口径を減径する改造工事の場合
- (6) その他管理者が特に必要があると認めた場合

◆ 準備管では、加入金の徴収対象としない。

準備管の状態で加入金の徴収を求めないのは、現時点ではメーター口径が不明なためであり、宅内工事が申請された時点で加入金を徴収する。

◆ 貯水槽以下装置に設置したメーターについて

貯水槽式共同住宅等においては、親メーターのみ加入金を徴収する。貯水槽以下装置に設置した市のメーターについては、加入金は徴収しない。

◆ 一時的な使用の場合として想定されるものは

- ・ 工事用水
- ・ 解体工事
- ・ イベント等の興行

その使用が永続的になることのないように、撤去の申請を同時に提出させるように指導する。

◆ 既存の給水装置を一時的に工事用水等で使用する場合、既存のメーターを改造（φ40→φ20）するケース（減径）が想定されるが、その場合に加入金の権利が減額となりお客様に不利益となる、これらのケースでは、既存給水装置からの支管分岐等により新設工事を指導する。（工事用水等の一時使用のため加入金は発生しない。なお、同時に撤去申請が必要となる。）

◆ メーターの個数や口径の変更を伴わない改造工事について

給水装置の改造工事で、旧メーターの個数や口径の変更の無い場合は、加入金の徴収対象とならない。

◆ メーター口径を減径した場合の加入金について

メーター口径を減径する改造工事の場合は、加入金は徴収（還付なし）しない。

(加入金の還付)

第7条 納入後の加入金は、次の各号に掲げる場合を除き還付しない。

- (1) 給水装置工事の承認を受けた者が、加入金を納めた後、当該工事の施工をしないで申込みを取り消した場合
- (2) 設計変更その他の理由により、徴収すべき加入金の額が減少した場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

- ◆ 徴収すべき加入金の額が減少する場合とは、申請後に計画変更等により取付メーターの個数や口径が減少した場合などである。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

- ◆ 水道番号について
平成21年4月1日より、新規水道番号を旧久留米市は20万台を採用する。また、城島25万台、三潴26万台とする。(城島・三潴地区はメーター形状が異なるため。)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の城島町において、給水装置が準備管の状態になっているものは、新設時に加入金を徴収する。ただし、加入金が納入された実績が確認された場合は除く。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

加入金の免除について

久留米市企業局加入金取扱要綱（加入金徴収の特例）第6条「管理者が特に必要があると認めた場合」の取扱については、下記のとおりとする。

- ◆ 管理者が特別に必要があると認めた場合とは
 - (1) 公共事業等の移転補償に於いて、加入金制度導入以前に移転補償が完了し、加入金に関して補償が行われていない物件について、追加補償が困難な場合につき、期間を限定し免除を行うものとする。
 - (2) 企業局の都合により、加入金を免除する必要があるが生じた場合。

21. 浄・活水器等の設置基準の解説

1) 目的

近年、水道水の浄化、健康志向等を目的に、浄・活水器が設置される事例が増加している。しかし、給水装置に浄・活水器を設置した場合、配管の状況や使用状態等によっては、建物内の給水装置のみならず直結する配水管や、メータの維持管理に悪影響を及ぼすことがある。

こうした問題に対処するため、(1)給水装置に設置する浄・活水器の設置基準(2)浄・活水器を設置した際の水質及び維持管理責任分界点等の必要事項を定める。

2) 浄・活水器の定義

浄・活水器は、浄水器、活水器の他、これらを組み合わせた器具や水道水の水質を化学的、物理的に変化させる器具のことをいい、次の器具も含むものとする。

- (1)水を電気分解することにより、電解水(アルカリイオン水、酸性水等)を生成する器具(アルカリイオン浄水器)。
- (2)特別な媒体(ミネラル材:カルシウム、マグネシウム等)を使用して、水道水に変化を付ける器具(ミネラル水生成器)。
- (3)防錆又はスケール防止を主目的とした磁気式、電子式等の水処理装置。

3) 浄・活水器の分類

型の浄・活水器は、厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質基準に関する省令」(以下、「省令」とする。)の性能基準に適合する製品を使用すること。また、設置形態が型であっても、浄・活水器と水栓が一体として製造販売されているものは、型の浄・活水器に該当するものとする。

4) 浄・活水器の設置基準

浄・活水器の中には、水道水中の遊離残留塩素を水道法施行規則に定める基準値(0.1mg/ℓ)以下の濃度まで除去するものがある。このような浄・活水器においては使用状態によって、浄・活水器以降に細菌等が繁殖し、水道水が汚染される恐れがある。したがって、設置に当たっては、その器具の性能や適正な維持管理を理解した上で行わなければならない。

- (1) 浄・活水器は、「性能基準」の適合性が証明された製品を設置しなければならない。
性能基準に適合するものとして、第三者認証品と自己認証品がある。第三者認証機関として、(社)日本水道協会、(財)日本燃焼機器検査協会、(財)電気安全環境研究所、(財)日本ガス協会機器検査協会があり、これらの機関の証明・認証した製品。自己認証品については、自らの責任において性能準を証明する製品。これらの方法で認証された製品を設置しなければならない。
- (2) 浄・活水器は、水道水の水質を変化させるため、メータの下流側に設置するものとする。
- (3) 浄・活水器は、定期的(計量法で8年に一度)にメータ取替えを行う際、支障をきたすためメータボックス内に設置してはならない。
- (4) 増圧装置上流側に設置した場合、浄・活水器による水質の変化による装置の故障を招く恐れや、器具の設置によって損失水頭が大きくなり過大なポンプを設置しなければならないため増圧ポンプの上流側に設置してはならない。
- (5) 逆止弁及び止水栓の設置(型の場合)
浄・活水器は、水道水の水質を変化させるものである。水質変化した水が、逆流しないように逆流防止措置が必要である。逆止弁は、維持管理できるように設置すること。また、省令に定める逆流防止性能基準に適合する製品を使用すること。ただし、省令に定める逆流防止性能基準を有する逆止弁内蔵型もしくは日本水道協会規格「浄水器JWWA S 102)」においては設置を省略することができる。また、制水を目的として止水栓を設けること。
- (6) 直圧の給水栓の設置(型の場合)
浄・活水器の上流側の「直圧給水栓」は、水質異常時の水質検査用及び定期点検時等の一次対策用に利用する給水栓である。また、この給水栓はメータ取替え作業完了後や配水管断水作業後に空気及び濁水排出に利用する。集合住宅の場合、この「直結給水栓」は、浄・活水器上流側に設置されている共用栓を兼ねることができる。ただし、共用栓は、水栓柱などの地上に露出した給水栓に限る。

(7) 貯水槽(タンク)方式における設置位置(I型の場合)

遊離残留塩素を除去、低減するタイプの浄・活水器をタンクに導水する管路の上流側に設置すると、タンク以降の水が汚染される恐れがある。したがって、タンク方式の給水装置では、タンクの上流側の給水管には設置してはならない。

(8) 損失水頭の考慮

浄・活水器のろ過材には、活性炭、中空糸膜、セラミック、逆浸透膜等が使用されている。そのため、その種類によっては、損失水頭が大きく通常の使用に支障をきたすものがある。メーカー仕様と必要水量を考慮し、設置する機種を選定する。また、所有者にもその旨、周知を図ること。

(9) 磁気を利用した浄・活水器(I型及びⅢ型の場合)

磁気を利用した浄・活水器を、水道メータに近接して設置した場合、指針値に悪影響を及ぼす恐れがあるため、設置する場合は水道メータから50cm以上の離隔を設けること。

参考:浄・活水器の設置基準一覧表

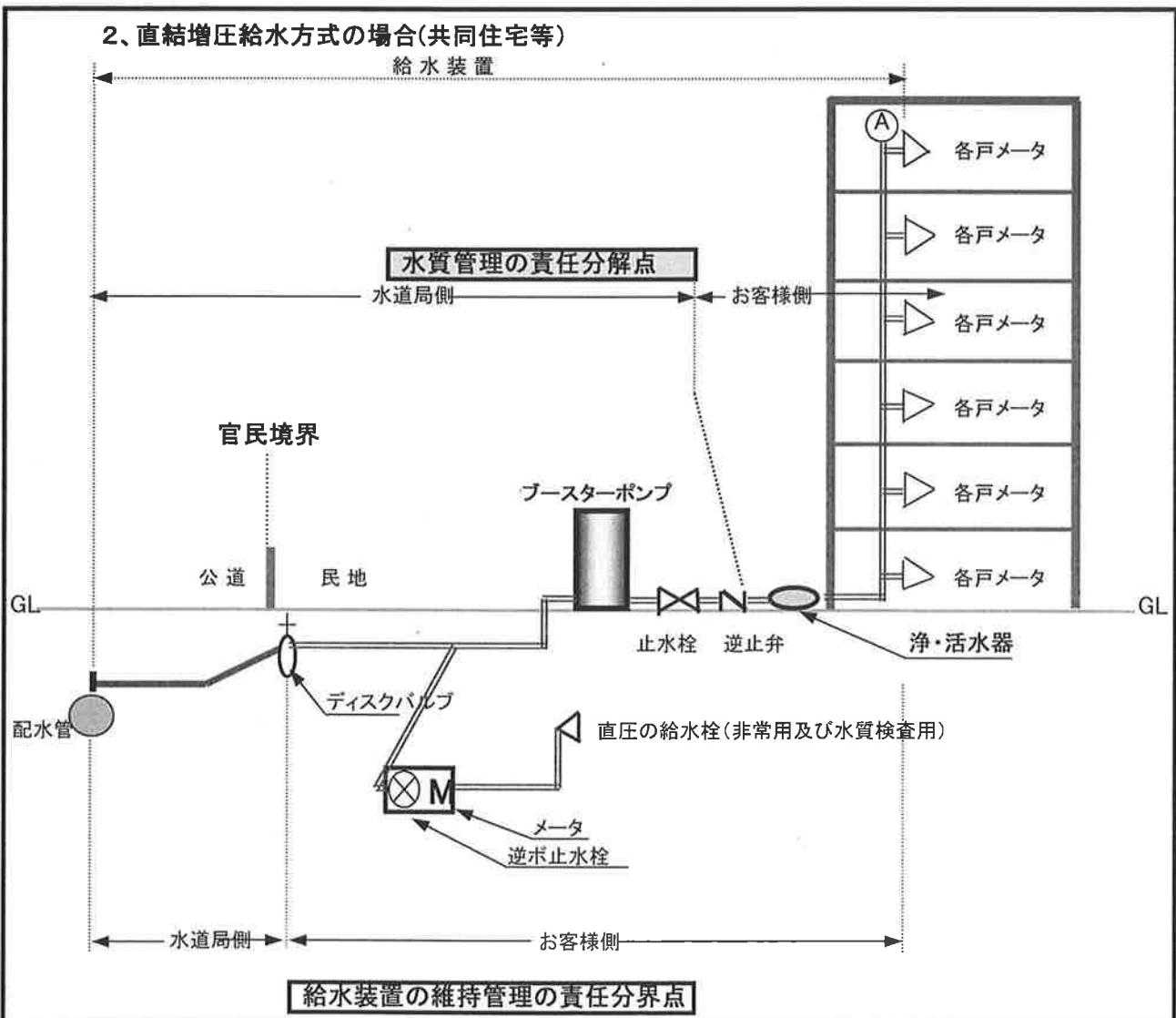
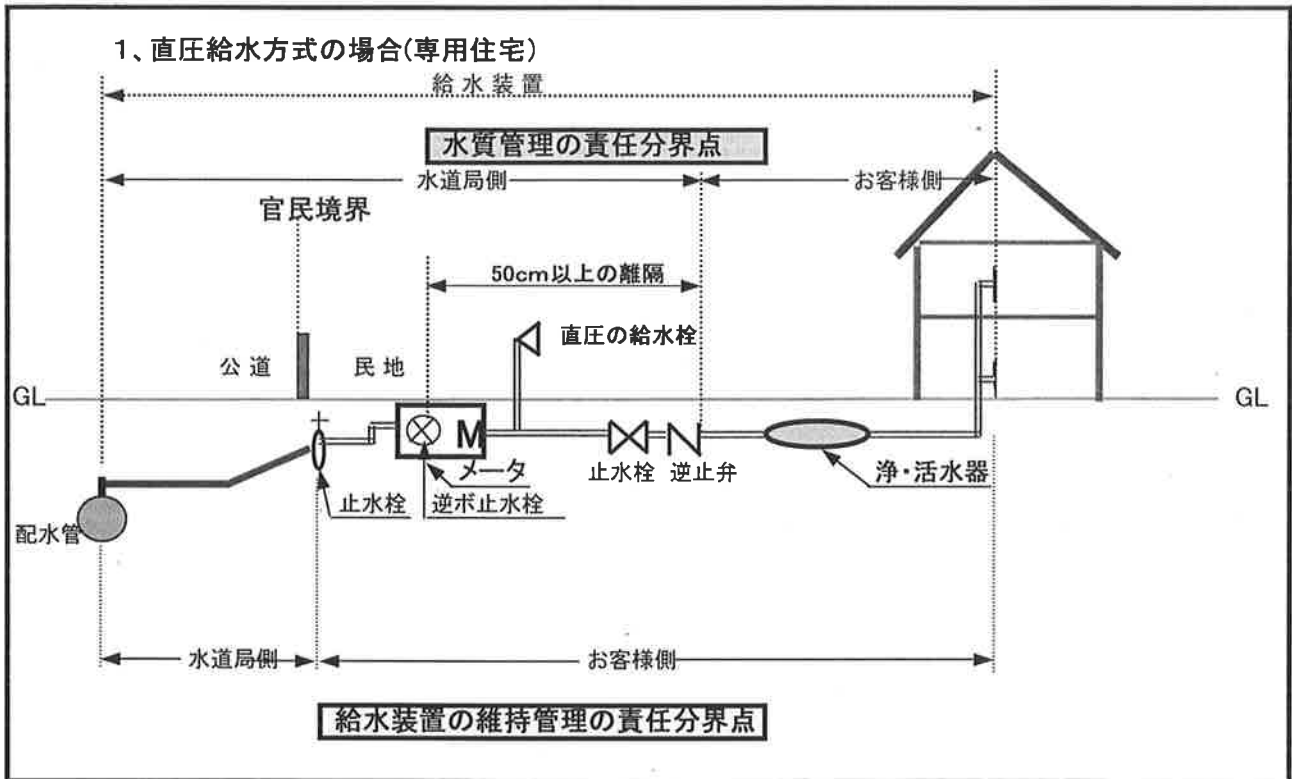
種類	分類	器具設置位置(メータより)		メータボックス 内の設置	逆止弁の設置位置		第2止水栓 の設置	直圧給水栓 の設置	器具設置位置(貯水槽タンクより)	
		上流側	下流側		器具上流	器具下流			上流側	下流側
浄水器	I型	×	○	×	○	×	○	○	×	○
	II型	×	○	×	/	/	×	×	/	/
活水器	I型	×	○	×	○	×	○	○	×	○
その他器具	II型	×	○	×	/	/	×	×	/	/
	III型	×	○	×	/	/	×	×	/	/

(備考)磁気を利用した浄・活水器は、種類及び分類を問わずメータから50cm以上離隔を設けること。

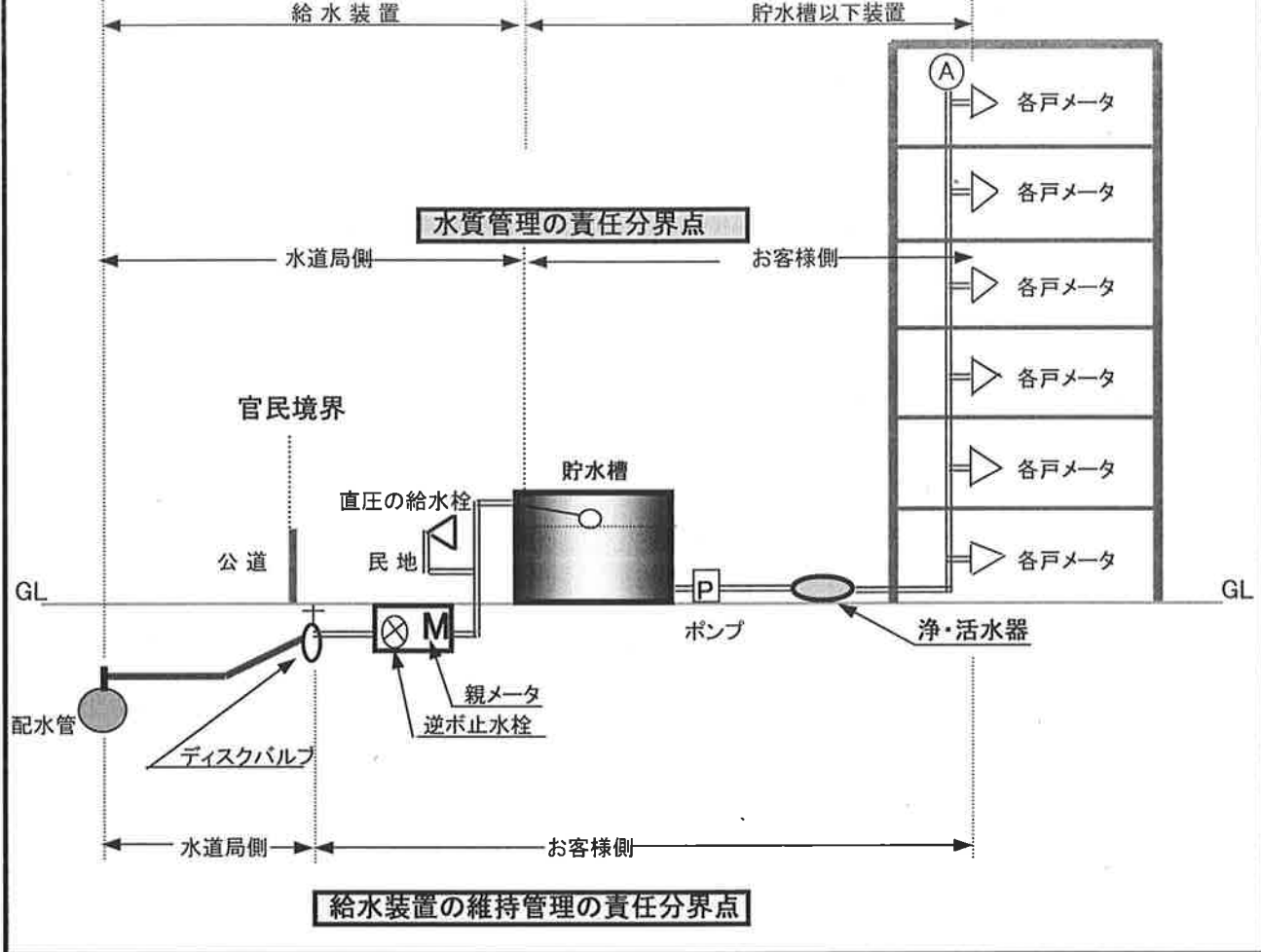
5) 浄・活水器を設置した場合の水質管理及び維持管理の責任分界点

水道水の水質は給水装置の給水栓において、水質基準に適合していることが条件であり、水道事業者の水質責任範囲は給水栓までである(給水タンク以降の水は所有者もしくは使用者の責任)。しかし、「水質の変化が予想される給水器具から給水される水の水質については、水道事業者などの責任が免除されると考えられる。(水道法逐条解説)」ので、I型の浄・活水器においては、当市における水質の責任分界点は、浄・活水器の上流側の逆止弁までとする。また、II型の浄・活水器具は、給水栓の二次側に設置されるものであるため、浄・活水器以降の水質に水道事業者は責任を有しない。

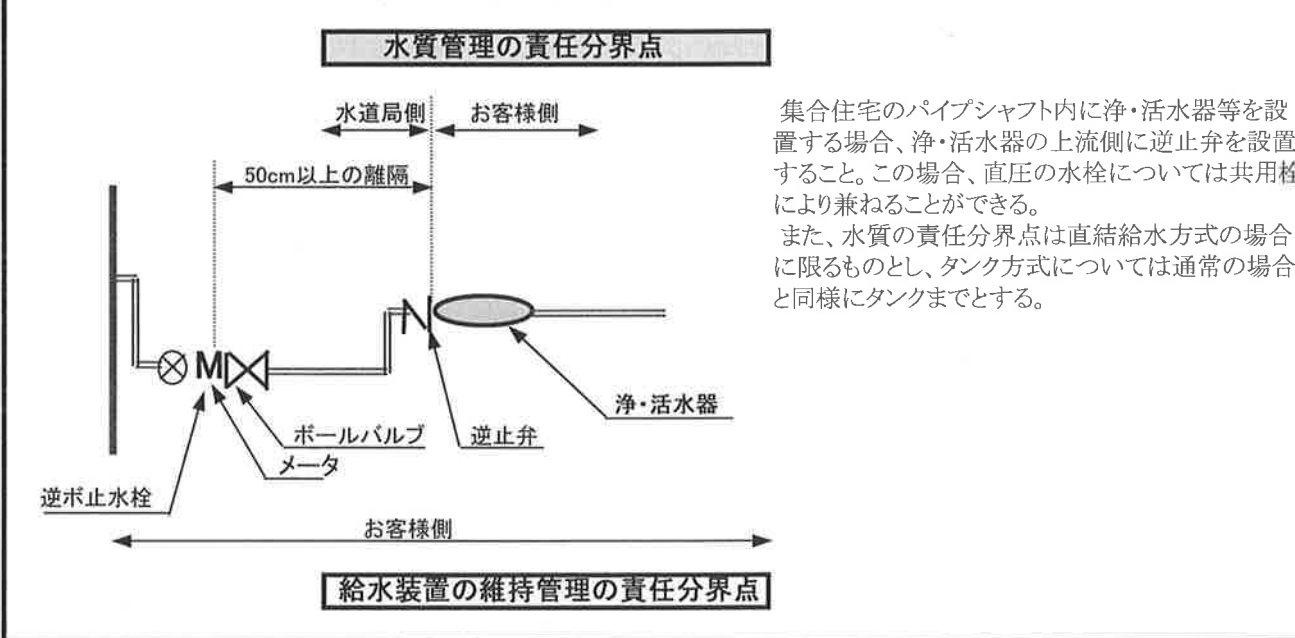
備考)この設置例は、I型及び磁気を利用した浄・活水器を対象とする。



3、貯水槽給水方式の場合(共同住宅等)



4、パイプシャフト内に設置する場合(各戸検針適用)



集合住宅のパイプシャフト内に浄・活水器等を設置する場合、浄・活水器の上流側に逆止弁を設置すること。この場合、直圧の水栓については共用栓により兼ねることができる。
 また、水質の責任分界点は直結給水方式の場合に限るものとし、タンク方式については通常の場合と同様にタンクまでとする。

2.2.増圧装置の設置場所及び維持管理用バルブの設置の解説

1)目的

近年、直結増圧装置(以下、「増圧装置」という)を設置する物件が増加している中で、建物や増圧装置の管理形態も多様化している。管理形態の多様化に伴い、建物管理人の不在や増圧装置の設置場所への施錠等を行う需要家が増加している。これらの需要家について、緊急時に水道事業者が増圧装置を扱うことができない為、増圧装置の警報ブザーの解除作業が行えないことや、建物内への濁水等の引込み、異物引込みによる増圧装置の故障などの事故が多発している。

今回、水道事業者の判断において維持管理の為に操作できるバルブを設置することで、緊急時、管理人不在や増圧装置設置場所への施錠がある時においても、増圧装置の警報の発生をなくし、これらの事故を未然に防止することを目的とする。

2)設置場所及び維持管理用バルブの設置基準

- (1)現在設置されている増圧装置の殆どはステンレス製のポンプカバーを装備した屋外設置型(以下、「増圧装置ユニット」という)であり、屋外に設置することで水道事業者も増圧装置の状態を容易に確認することができるようになる。
- (2)現在、増圧装置ユニットを屋内に設置する場合、階段下の機械室等に設置し、機械室を施錠する事例が多い。施錠された場合、管理形態の多様化で鍵の所有者を探し出すのが困難な上、鍵の所有者自体も管理する鍵が多すぎて把握できていない状況である。また、建物自体の売買により所有者や建物の管理委託先が変更され、鍵の所有者自体を把握することが困難である。
この状況の中で、緊急時に水道事業者が鍵の所有者を探し出すことが容易ではなく、機械室等を開錠することができない。その為、増圧装置の状態の確認や警報装置の解除を行うことが困難である。
これらの事故を未然に防止する為に、建物の設計段階で増圧装置ユニット設置場所への施錠の有無を確認し、施錠する恐れがある場合は、施錠しても開閉操作に支障がない場所に水道事業者が緊急時に確実に扱うことができる維持管理用バルブを設置することが必要である。
- (3)維持管理用バルブの配管上の設置位置について、増圧装置ユニットに誤警報を出させない為には、吸込側及び吐出側配管の各分岐部前後にバルブを設置し開閉する必要がある。この時、増圧装置ユニット内の吸込側及び吐出側にボールバルブが付いているが、緊急時に操作できない恐れがあるため、このバルブとは別に設置する必要がある。
- (4)維持管理用バルブについて、埋設での設置を基本とする。やむを得ず屋外露出部につける場合は悪戯防止の措置を講じること。

給水装置工事申込書

久留米市企業管理者殿
 平成 年 月 日
 申込者 住所 電話
 (ふりがな) 氏名 (印)
 (ふりがな) 氏名 (印)

久留米水道条例第5条第1項の規定により給水装置(新設・改造・撤去)工事を申し込みます。
 なお、久留米水道条例第6条第2項の規定により止水栓までの施設は、市に無償譲渡します。

給水装置所在地 久留米市 町 番地
 給水装置所有者 久留米市 町 番地 (印)
 (ふりがな) 氏名 (印)

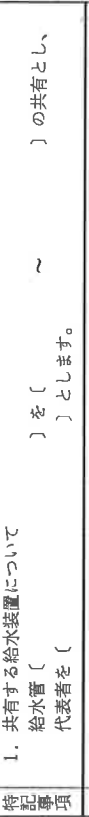
支管分岐(準備管)承継 私有地の給水管より分岐することを承諾します。 氏名 (印)
 土地使用者承諾書 私有地の土地に給水管の埋設を承諾します。 氏名 (印)
 家屋使用承諾書 私有地の家屋に給水装置の設置を承諾します。 氏名 (印)

指定工事業者 主任技術者 階 棟 戸 棟
 建物名称 給水階数 階 棟数 戸 棟
 建物用途 世帯戸数 戸 棟

1. 当該給水装置工事及び貯水槽以下設備については、久留米水道条例・同施行規定及び設計施工指針等を遵守の上、施工します。
 2. 当該給水装置工事において生じた苦情等は、工事申込者にて責任を持って解決します。
 3. 水道本管布設・修繕等工事及びメーター交換作業に伴う断水により、業務を一時停止しなければならぬ場合でも、水道事業者に対し業務停止に伴う損失等の補償は求めず、断水作業に協力します。

1. 共有する給水装置について
 給水管()を()の共有とし、
 代表者を()とします。

上記誓約事項を遵守するとともに、利害関係人の同意及び特記事項について異議があっても当方で責任を持って解決します。
 平成 年 月 日 申込者 住所
 所有者 氏名
 管理人 (印)



建築確認書の写しを添えてお申込みください。
 ※ 引込管及び止水栓を設ける場所が他人の土地または家屋である場合は、同意欄に各々自筆で記入してください。

給水装置工事設計(精算)書

アッピソング 料金 配給水管 給水方式
 入 力 データ修正 台帳修正 データ修正

審査 検査・精算
 係 主任 課長 副課長 専務 部長

受付番号 年度 号

承認 平成 年 月 日
 年月日 平成 年 月 日
 給水装置工事 番号
 手数料 円 (印)
 加入金 円 (印)
 完成届 平成 年 月 日
 完成検査 平成 年 月 日
 手直し検査日 平成 年 月 日
 精算 平成 年 月 日
 追番号
 徴収年月日 平成 年 月 日
 還付年月日 平成 年 月 日
 給水装置工事(徴収・還付)手数料・加入金

水道工率 有・無
 国道工率 有・無
 道路区分 国・県・市・区・私
 公道施工日 平成 年 月 日
 公道施工日 平成 年 月 日
 公道施工日 平成 年 月 日

一括設計 給水方式
 直圧 (F ~ F) 有効容積 m³
 貯水槽 (F ~ F) (→)
 増圧 (F ~ F) 個

名称・規格	設計		精算		口徑		数量		給水用具		同時使用水量の計算	
	単位	口徑	口徑	数量	口徑	数量	口徑	数量	口徑	数量	口徑	数量
サドル(用)個									台所流し	13		
割丁字(用)個									洗たく流し	13		
T字(用)個									洗面器	13		
チーゾ(用)個									浴槽(和式)	13		
給水管(用)口									シャワー	13		
撤去()ヶ所									小便器(ワイドタイプ)	13		
メーター(地上式)個									大便器(ロータンク)	13		
メーター(地下式)個									手洗器	13		
メーター(ハイタイプ)個									散水	13		
チャッキバルブ個									計			
メーター撤去個									同時使用水量	=	÷	×
メーターの有無									メーター口徑	=		
メーターの申請時(有・無)(開・閉)									浄・活水器の設置	(有・無)		

損失水頭計算、給水管口徑の決定、貯水槽容量計算、その他

給水装置工事完成届

久留米市企業管理者 殿

係長	主任	課長	部長	課長	主任	課長	部長
----	----	----	----	----	----	----	----

指定工事業者
 平成 年 月 日
 電話 ()

下記の給水装置工事が平成 年 月 日完成したので提出いたします。

工事種別	新設・改造・撤去	受付番号	年度	第 号
給水装置所在地	久留米市			
工事申込者	住所			
主任技術者 (自主検査者)	氏名	ⓐ	配管施工者	氏名
	(目録)			資格

検査事項	目録	現地検査 (検査員)	結果	検査項目	目録	現地検査 (検査員)	結果
図面照合	指示内容			メーター		有・無	
	変更内容			代用メーター		有・無	
	工事写真			口径確認		13・20 ()	
	水圧テスト			取付方向		正 逆取付	
	シール貼り付け			水平設置		水平・傾き	
	水番と部屋番			設置位置		検針上支障(有・無)	
	配管深			漏水確認		散水・手洗・台所()	
	止水栓・高さ			漏水の有無		有・無	
	傾き・すきま			井水とのクロス配管		有・無	
	土留板・基礎			露出配管の保温		有・無	
	継足棒・清掃			区分		舗装・コンクリート・砂利	
	蓋目地の方向			公道復旧		インターロックキング	
	チャッキバルブ			状態		本復旧・仮復旧	
	土留板・高さ			段差		有・無	
	すきま・基礎			標示の有無		ピン・杭	
	メーター取替			残留塩素測定			
	清掃						

<検査評定>

完成検査日	平成 年 月 日	手直し完了日	平成 年 月 日
手直し	有・無	再検査日	平成 年 月 日
手直し指示日	平成 年 月 日	検査員	

課長	主任	課長	部長	課長	主任	課長	部長
----	----	----	----	----	----	----	----

給水装置工事設計書 (現場用)

支管分岐	水道番号
------	------

メーター口径・個数	一括設計	給水方式
mm 個		直圧 (F~ F) 有効容量
mm 個		貯水槽 (F~ F) (→)
mm 個		増圧 (F~ F)

久留米市企業管理者	工 当	期	年	月	日
公道工事予定 平成 年 月 日	有・無	期	年	月	日
本復旧施工 (自社・管組合、他工事)	有・無	期	年	月	日
産廃発生量 (アスファルト割)	有・無	期	年	月	日
(他埋設物の有・無)	有・無	期	年	月	日
ガス (有・無) (立会日)	有・無	期	年	月	日
NTT (有・無) (立会日)	有・無	期	年	月	日
九電 (有・無) (立会日)	有・無	期	年	月	日
下水 (有・無) (立会日)	有・無	期	年	月	日

承認通知	平成 年 月 日
この給水装置工事を承認する。	
久留米市企業管理者	
公道工事予定 平成 年 月 日	
本復旧施工 (自社・管組合、他工事)	
産廃発生量 (アスファルト割)	
(他埋設物の有・無)	
ガス (有・無) (立会日)	
NTT (有・無) (立会日)	
九電 (有・無) (立会日)	
下水 (有・無) (立会日)	

使用材料	設計		精算		同時使用水量の計算	
	単位	口径	数量	口径	数量	口径
サドル (用)	個				台所流し	13
割丁字 (用)	個				洗たく流し	13
T字 (用)	個				洗面器	13
チーゾ (用)	個				浴槽 (和式)	13
給水管 (用)	m				シャワー	13
撤去 ()	ヶ所				大便器 (ロタンク)	13
メーター (地上式)	個				手洗器	13
メーター (地下式)	個				散水	13
メーター (パイプファット)	個				計	
チャッキバルブ	個				同時使用水量 =	× = l/分
メーター撤去	個				メーター口径 =	
メーターの有無	申請時 (有・無) (開・閉)	検査時 (有・無) (開・閉)	検査時 (有・無) (開・閉)	併・活水器の設置	(有・無)	

損失水頭計算、給水管口径の決定、貯水槽容量計算、その他

貯水槽水道（設置・変更・廃止）届

久留米市企業管理者 殿 設置届出者 住所 久留米市 氏名 電話番号 印	年 月 日
下記のとおり貯水槽水道を（設置・変更・廃止）するので、久留米市貯水槽水道維持管理指導要綱第4条第1項の規定により届出いたします。	
設置所在地 久留米市 管理形態 自主管理・委託管理（委託管理の場合は委託管理先を記入） 委託管理先 住所 氏名 電話番号 電話番号（知照連絡） 各戸別料金徴収 有・無	建物名称 主たる用途 共同住宅（戸）、個人住宅、事務所、店舗、学校、工場、病院、旅館、ホテル、その他（ ） 階数 地上 階、地下 階 設置場所 屋内・屋外 地下式、地上式 有効容量 槽 ㎥ ³ 材質 FRP・RC・鋼製、その他（ ） 設置場所 屋内・屋外 槽 ㎥ ³ 材質 FRP・RC・鋼製、その他（ ） 配管材料 ビニルライニング鋼管・その他（ ） その他 加圧ユニット： 有（ ） 無（ ） 重複水栓： 有（ ） 無（ ） 水道水・井水併用・その他（ ）
原水種別 備考	

貯水槽水道設備工事設計書

受付・承認 担当者 主査 課長 副課長 課長 完成 主査 課長 副課長 課長	水道番号 給水設備水道番号
給水設備工事業者 一括設計 承認 完成 日 日 日 日 日 日 日	
メータ口径・個数 単位 個 形状 数量 形状 数量 形状 数量 形状 数量	完成 形状 数量 形状 数量 形状 数量 形状 数量
名称 メータボックス 逆止水栓 ボール止水栓 単位 個 個 個	完成 形状 数量 形状 数量 形状 数量 形状 数量
備考 1.位置図 2.配置図 3.平面図 4.メータ廻り詳細図 5.受水槽構造図 6.高層水槽構造図 7.系統図	
給水器具 設計 数量 完成 数量 手洗器 飲水栓 計	設計 数量 完成 数量 手洗器 飲水栓 計
給水設備概要 オーバーフロー管 有・無 水撃防止装置 有・無 流量調整管 有・無 ポンプ容量、台数 加圧装置 有・無 制御方法 通気装置 有・無 六面点検 警報装置 有・無 法運用の種類 備考（容量計算書等）	

24.各種認証マーク

資 料

1. 第三者認証機関による認証マーク (例) 図 25. 1

<p>基本基準適合品</p> 	 <p>(財) 日本燃焼器具検査協会</p>	 <p>(財) 日本ガス機器検査協会</p>
<p>特別基準適合品</p>  <p>(社) 日本水道協会</p>	 <p>(財) 電気安全環境研究所</p>	 <p>アンダーライターズ・ラボラトリーズ・インク</p>

このマークは、第三者認証機関である次の5機関の認証マークとして、製品に求められる「性能基準」(耐圧・浸出・水撃限界・逆流防止・負圧破壊・耐久・耐寒)に適合した製品に、平成9年10月から表示できるようになりました。

表一 25. 1

認 証 機 関 名	住 所	問 い 合 わ せ 先
JWWA (社) 日本水道協会	〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-7-8 東京南新宿ビル7F	03(3264)2281(代) 認証センター
JHIA (財) 日本燃焼器具検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 字谷ノ前 1751	0467(45)6277 検査部
JET (財) 電気安全環境研究所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木 5-14-12	03(3466)5183 製品認証部
JIA (財) 日本ガス機器検査協会	〒105-0002 東京都港区赤坂 1 丁目 4 番 10 号	03(5570)5990 認証技術部
UL 株式会社 ユーエル エーペックス	〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383 番 326	0596(24)6735

2.5. 管の接合方法

1 鋳鉄管の接合

① NS形ダクタイト管

ア 接合部品、器具、工具の点検

継手の接合部品及び必要な器具、工具を点検し、確認する。

イ 管の据え付け

管のメーカーマークを上にして、管を所定の位置に静かに吊り降ろす。

ウ 管の清掃

受口溝の異物をドライバー等で取り除き、挿し口外面の端面から約30cmの間及び受口内面に付着している油、砂、滑剤、その他の異物をきれいに除去する。さらに、ゴム輪の当たり面に付着した水もふき取る。

エ 接合部品の預け入れ

- ・ロックリング心出し用ゴムを清掃して、受口の所定の位置にしっかりと張り付ける。

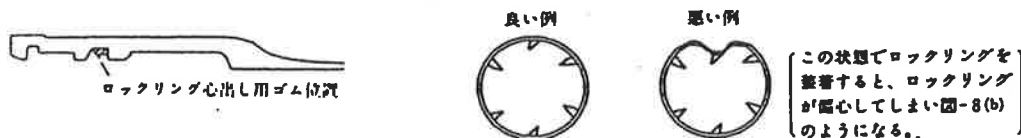


図-16.1 ロックリング心出し用ゴムのセット

- ・ロックリングを清掃して、絞り器具でロックリングを絞った状態で下図に示す溝内で、かつロックリング心出し用ゴムの上に正しくセットする。分割部の位置はどこでも良いが、ロックリング分割部を下方にしてセットしたほうがやりやすい。

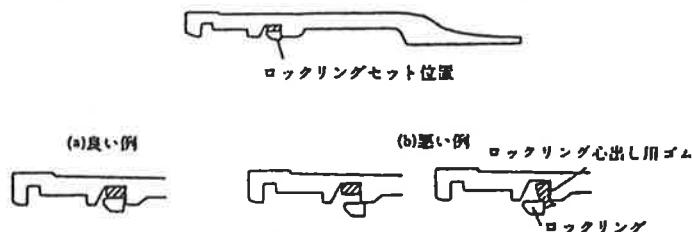


図-16.2 ロックリングのセット

注：ロックリングとロックリング心出し用ゴムがセットされた状態で出荷されている場合には、ロックリングとロックリング心出し用ゴムが正常な状態にあるか目視及び手で触って確認する。

- ・ゴム輪を清掃し、T形継手の接合要領と同様にゴム輪を受口内面の所定の位置に装着する。この時、ゴム輪がNS形用かを表示マークで必ず確認する。

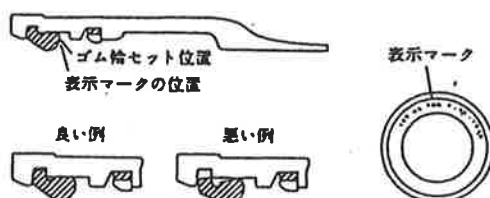


図-16.3 ゴム輪のセット

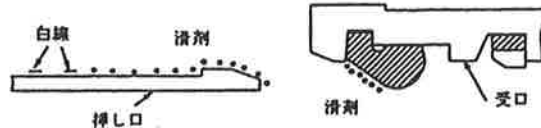
注：ゴム輪装着後プラスチックハンマでゴム輪を受口内面になじませるようにたたく。

接合部品が所定の位置に正常な状態で預け入れられてないと接合時に挿し口先端が引っかかり接合できない。

オ 滑剤の塗布

- ・滑剤は、“ダクタイト管継手用滑剤”を使用する。
- ・ゴム輪の内面及び挿し口外面のテーパ部から白線までの範囲にムラなく塗布する。

良い例



悪い例

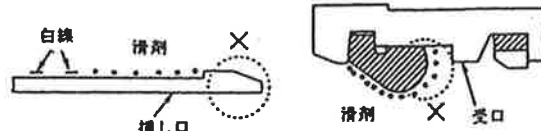


図-16.4 滑剤塗布範囲

注：滑剤はゴム輪のセット前に受口内面に塗らないこと。

カ 継手の接合

- ・管をクレーンなどで吊った状態にして挿し口を受口に預ける。この時2本の管が一直線になるようにする。

注：吊った管は地面から離れた状態にしておく。

- ・接合器具を下図のようにセットする。
- ・ジャッキ（レバーブロック）を操作し、ゆっくりと挿し口を受口に挿入する。その場合、挿し口外面に表示してある2本の白線のうち白線Aの幅の中に受口端面がくるように合わせる。（下図参照）

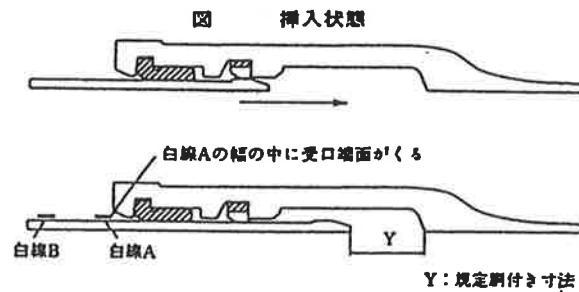


図-16.5 挿入状態

注：バックホーなどの強力な機械で管を挿入してはならない。

（異常が発見できない。）

- ・ワイヤーの一本掛けで管を吊ってはならない。
（接合時に管が振れやすく、曲がった状態になってしまい挿入できない場合がある。）
- ・挿入する際には、管が振れないように手でしっかり押さえておく。
- ・挿入する管をクレーンで浮かした状態で挿入しないと、既に接合した管の継手が伸びてしまい所定の接合状態からずれてしまう場合がある。
- ・屈曲した状態で挿入すると、ゴム輪がずれたり、挿し口先端がロックリングに引っかかったりして挿入できない場合がある。このような場合は、解体して管を真直ぐな状態に戻し、接合部品を再度セットし直して接合する。

キ ゴム輪の位置確認

- ・下図に示すように受口と挿し口の隙間に薄板ゲージを差し込み、その入り込み量を測定する。
- ・ゲージの入り込み量が他の部分に比べて異常に大きい場合は、継手を解体して再度点検する。

注：再度接合するときは、ゴム輪は新しいものと交換する。

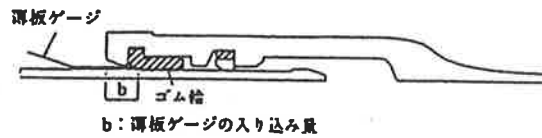


図-16.6 ゴム輪の位置確認

ク 曲げ配管施工

- ・最初に管をまっすぐに接合する。
- ・接合が正常であることを確認後、継手を許容角度の範囲内で徐々に曲げる。
- ・1本の管で許容角度一杯まで曲げるのではなく、複数の管で目的の角度まで曲げるようにする。

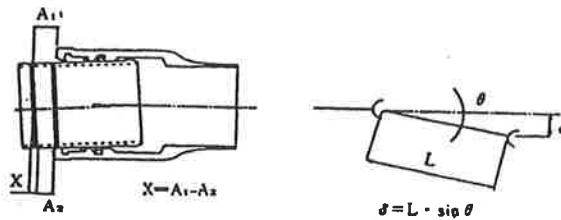


図-16.7 曲げ配管

表-16.1 許容曲げの角度、偏位

呼び径 (mm)	許容曲げ 角度 θ	A寸法の差 X (mm)	管一本当たりに許容される偏位 δ (cm)	
75	4°	6	管長 4 m	28
100	〃	8	〃	〃
150	〃	12	管長 5 m	35
200	〃	15	〃	〃
250	〃	19	〃	〃

② T形铸铁管

ア 受口部ゴム当り面、ゴム輪及びさし口外面白線部分までは、土砂、小石などの汚れや付着物を布などできれいにふきとること。清掃が不十分のときは漏水の原因になるので十分注意すること。

イ 清掃したゴム輪は、丸部（バルブ部）が、奥になるよう受口にはめこみ、ゴム輪の溝が受口内面の突起部に完全にはまりこむよう正確にはめこみ、さらに、確認すること。

ウ 管の挿入を容易にするために、所定の滑剤（JCPA Z 2002）をさし口先端から白線までの部分及びゴム輪内面テーパ部分にむらなく塗布し、受口の内面に流れこまないよう注意すること。

なお、グリースなどの油類はゴム輪に悪影響を与えるので、使用しないこと。

エ さし口端面の勾配をつけた部分がゴム輪内側の勾配部に正常に当るようにセットする。

なお、滑剤塗布後、さし口外面、ゴム輪内面に土砂、小石などの付着があれば必ず除去してからセットすること。

オ 挿入は、フォーク等を使用し、ゴム輪をセットした受口にさし口を挿入し、さし口端が受口の底に当たるまで十分差込むこと。

カ さし口の2本の白線の内、管端に近い方の白線が受口内に隠れ、次の白線が見えている時が正しい挿入状態である。

キ 挿入状態の確認と同時にゴム輪が正しい位置にあるかどうかを薄板ゲージを用いて、受口とさし口のすき間より確認すること。

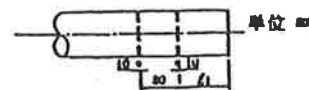
ク 切管した場合又は他形式の管でさし口に面取りを施していない場合は、荒いヤスリ又はポータブルグラインダーで面取りすること。

面取りは、ゴム輪を損傷しないようにまるみをつけ、ダクタイル管補修用塗料 (JISK5516アクリル系又はアルキッド系) で修復すること。

ケ 切管又は他形式の管は、所定寸法の位置に必ず白線を入れて使用すること。

(ア) さし口部白線表示位置 (A形・T形)

呼び径	l_1	
	A形	T形
75	60	70
100		75
150		80
200		85
250		90



備考 $l_1 = P - 5$ とし端数は丸めた。

(イ) 面取寸法 (T形)

呼び径	面取寸法	
	X	Y
75	9.5	3.2
100	〃	〃
150	〃	〃
200	〃	〃
250	〃	〃

面取加工図

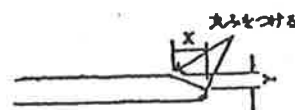


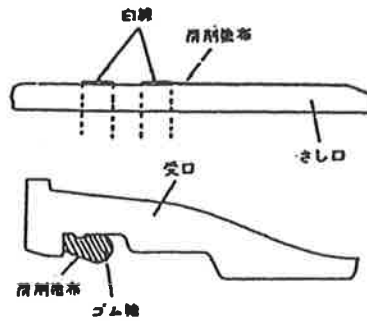
図-16.8

(ウ) 滑剤の使用量 (T形)

滑剤 2 kg缶を使用して接合できるジョイント数 (標準)

呼び径	ジョイント数
75	160カ所
100	120カ所
150	90カ所
200	65カ所
250	50カ所

滑剤塗布範囲



コ 管の切断

- (ア) 管の切断には、管種・口径に適した切断機を使用すること。 図-16.9
- (イ) 管の切断は、管軸方向に対して直角に行うこと。
- (ウ) 異形管は、切断して使用してはならない。
- (エ) 管切断後の内面モルタルは、グラインダー等で丁寧に仕上げること。
- (オ) 切管については、ダクタイト管補修用塗料 (JISK5516アクリル系又はアルキッド系) を施すこと。

③ K形鋳鉄管

ア 接合にあたっては、次の事項を注意しなければならない。

- (ア) 押輪及びゴム輪はボルト・ナットにより片締めにならないよう、平均に締付けること。
- (イ) 曲管部には、逸脱防止押輪を使用し、離脱のないようにすること。

なお、押輪の作業と同様にボルト・ナットを均等に締付けた後、さし口鉄管を固定し、外周の押ネジを十分締付けること。

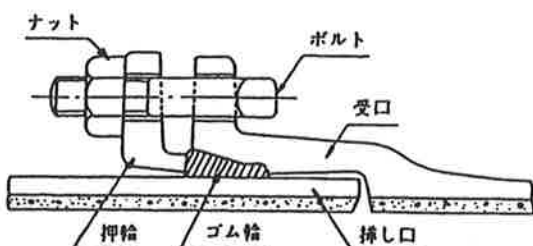
イ さし口端から40cmの間の外周及び受口内面に、油、土砂等の異物が付着しないように十分清掃し挿入すること。

ウ さし口に押輪を挿入し、次にゴム輪を挿入すること。

エ 押輪をセットし、ボルト・ナットをラチェットレンチで固く締付けること。その場合、ボルト・ナットは片締めにならないように対角線状に交互に均等に締め、押輪面と受口端面との間隔が同じように進める。

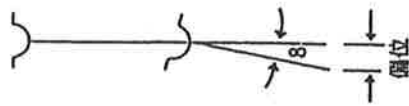
締め終わったら、所定の締付けトルクに達したかトルクレンチ等を用いて確認すること。

図-16.10 K形継手の構造



呼び径 (mm)	ボルトの寸法 (mm)	締付けトルク kgf・cm (N・cm)
75	M16×85	600 (5.880)
100~250	M20×90	1,000 (9,810)
300~500	M20×100	1,000 (9,810)

許容曲げ角度及び許容胴付間隔は、次のとおりである。



許容曲げ角度

呼び径 (mm)	管 1 本あたりに許容される偏位(cm)			許容曲げ 角度
	4 m	5 m	6 m	
75	35	—	—	5° 00
100	”	—	—	”
150	”	43	—	”
200	”	”	—	”
250	28	35	—	4° 00
300	23	—	35	4° 20
350	34	—	50	4° 50

許容胴付間隔

呼び径 (mm)	許容胴付間隔 K形
75	2.0
100	”
150	”
200	”
250	”
300	3.2
350	”

図-16.11

2 鋼管の施工

- (1) ねじ接合は、管の切断・ねじ加工等接合前の加工が重要であり、専用のねじ切機を使用するなど確実に行わなければならない。
- (2) 切断は、正しく寸法を出し、帯のこ又は丸のこで管軸に対し直角に行うこと。
- (3) 面取りは、防食継手のコア挿入の際、特に重要となるので、専用の工具（スクレーパ等）で必ず行うこと。
- (4) ねじ切りは、自動ねじ切機（切り上げ装置付）を使用し、JIS B0203（管用テーパねじ）に適合するよう慎重に行うこと。この場合、ねじ切り油が管内に入らないように注意すること。
なお、ねじ切りにあたっては、管が振れないよう固定金具・パイプ受けを使用すること。
- (5) ねじ切り油は、日本水道協会規格（JWWA K137）に適合する「水道用ねじ切り油剤」を使用すること。
- (6) ねじ切り加工が終了したら、仕上がり状態を目視及び手触り（多角・山欠け等）により確認し、さらに、テーパねじリングゲージでねじ径の確認を行うこと。

テーパねじリングゲージによるねじ径の確認

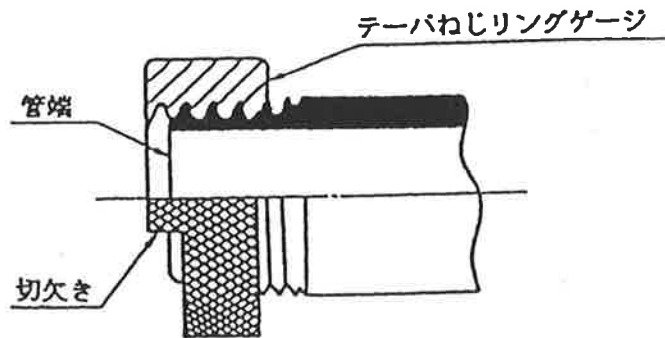


図-16.12

管用テーパおねじ長さ

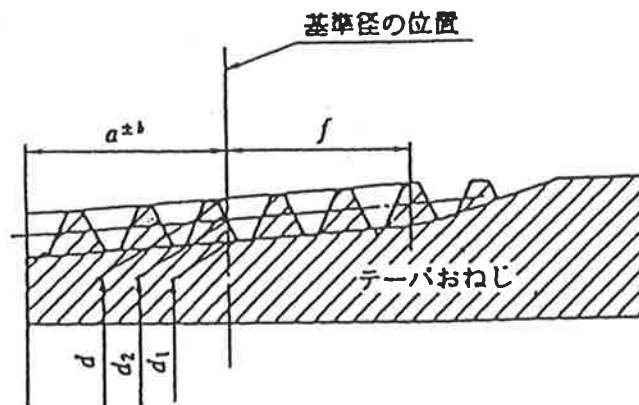


図-16.13

表-16.2

(単位: mm)

ねじの 呼び径	ねじ山数 〔25.4mm に付き〕 n	基 準 径					有効ねじ部の 長さ (最小)
		外 径 d	有効径 d ₂	谷 の 径 d ₁	基 準 の 長 さ a	軸線方向 の許容差 ±d	基準径の位置から 大径に向かって f
R 1/16	28	7.723	7.142	6.561	3.97	0.91	2.5
R 1/8	28	9.728	9.147	8.566	3.97	0.91	2.5
R 1/4	19	13.157	12.301	11.445	6.01	1.34	3.7
R 3/8	19	16.662	15.806	14.950	6.35	1.34	3.7
R 1/2	14	20.955	19.793	18.631	8.16	1.81	5.0
R 3/4	14	26.441	25.279	24.117	9.53	1.81	5.0
R 1	11	33.249	31.770	30.291	10.39	2.31	6.4
R 1 1/4	11	41.910	40.431	38.952	12.70	2.31	6.4
R 1 1/2	11	47.803	46.324	44.845	12.70	2.31	6.4
R 2	11	59.614	58.135	56.656	15.88	2.31	7.5
R 2 1/2	11	75.184	73.705	72.226	17.46	3.46	9.2
R 3	11	87.884	86.405	84.926	20.46	3.46	9.2
R 4	11	113.030	111.551	110.072	25.40	3.46	10.4
R 5	11	138.430	136.951	135.472	28.58	3.46	11.5
R 6	11	163.830	162.351	160.872	28.58	3.46	11.5

備考 JWVA K116 解説表 (参考) による。

(7) シール剤 (液状) は、日本水道協会規格 (JWVA K137) に適合する「水道用シール剤 (液状)」を使用すること。また、シール剤の塗布にあたっては、切粉、ねじ切り油、ほこり等をウエス、ブラシ等で完全に除去すること。

(8) シール剤は、ねじ部 (全ねじ山及び管端) にむらなく丁寧に塗布すること。

シール剤の塗布量は、次のとおりである。

シール剤の標準塗布量 表-16.3 (単位: g)

呼び径 (A)	ね じ 部	端 面 部
15	0.5	0.2
20	0.7	0.3
25	1.0	0.4
32	1.2	0.5
40	1.5	0.6
50	2.0	0.8
65	2.6	1.1
80	2.9	1.3
100	4.5	1.6
125	7.3	2.0
150	10.5	2.4

なお、低温時は、シール剤を常温状態に保ち、塗布すること。

- (9) 接合にあたっては、シーリング剤の溶剤が蒸発するよう数分間置くこと。
 (10) 継手は「給水装置用材料名簿」に示す防食継手を使用すること。
 (11) 接合は、管口径に適したパイプレンチを使用し、適正なトルクで締付けを行うこと。

トルク値

表-16.4 単位：kgf・cm(N・cm)

呼び径(A)	標準トルク値
	kgf・cm(N・cm)
15	400 (3,920)
20	600 (5,880)
25	1,000 (9,810)
32	1,200 (11,800)
40	1,500 (14,700)
50	2,000 (19,600)
65	2,500 (24,500)
80	3,000 (24,500)
100	4,000 (39,200)
125	5,000 (49,000)
150	6,000 (58,800)

備考 JWVA K116 解説表(参考)による。

- (12) 通水は、24時間乾燥(常温)した後、行うこと。

3 ビニル管の施工

- (1) 硬質塩化ビニル管・耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合

ビニル管の接合は、接着剤を用いたTS継手、ゴム輪型継手、メカニカル継手を使用する。

① TS継手による接合

ア. 接着剤は、均一に薄く塗布する。

イ. 接着剤を塗布後、直ちに継手に挿し込み、管の戻りを防ぐため、口径50mm以下は30秒以上、口径70mm以上は60秒以上そのまま保持すること。

ウ. はみ出した接着剤は、直ちに拭きとる。

接着剤は、速乾性(JWVA S 101)「水道用硬質塩化ビニル管の接着剤」、「耐熱性硬質塩化ビニル管用の接着剤」を用いること。

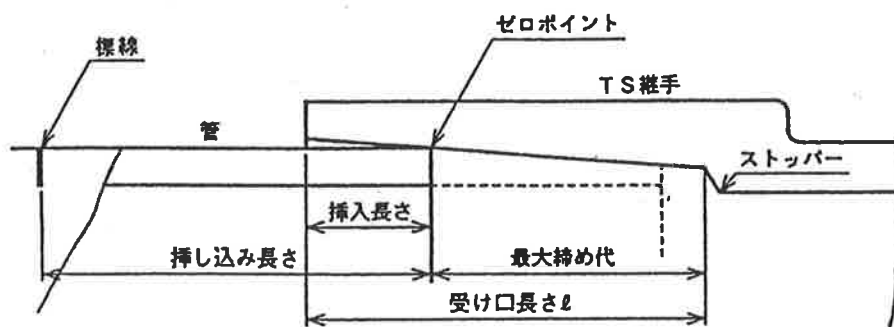


図-16.14 TS継手の接合

② ゴム輪形継手による接合

- ア. 管の切断面は面取りを行う。
- イ. ゴム輪とゴム輪溝、管挿し口の清掃を行う。
- ウ. ゴム輪は、前後反対にしたり、ねじれないように正確に装着する。
- エ. 挿し込み荷重を軽減するため、ゴム輪及び挿し口の表示線まで、専用の滑剤を塗布する。
- オ. 接合は、管軸を合わせた後、一気に表示線まで挿し込む。
- カ. 接合後、ゴム輪のねじれ、離脱がないかチェックゲージを用いて全円周を確認する。
- キ. 曲管の接合部は、水圧によって離脱するおそれがあるので、離脱防止金具又はコンクリートブロックにより防護すること。

③ メカニカル継手による接合

- ア. 管理者が指定した継手を使用する。
- イ. 継手を組み込む際、部品の装着順序に注意する。
- ウ. 継手は、適切な挿し込み深さを確保し、確実に締め付ける。

④ 作業上の注意事項

- ア. TS継手の場合、接合後の静置時間は十分に取り、この間は接合部分に引っ張り及び曲げの力を加えてはならない。
- イ. メカニカル継手の締め付けは確実にを行い、戻しは漏水の原因になるので避けること。
- ウ. 管の切断は、管軸に対して必ず直角に行い、面取りを行うこと。
- エ. 挿し口は挿し込み長さを確認するための表示を行うこと。

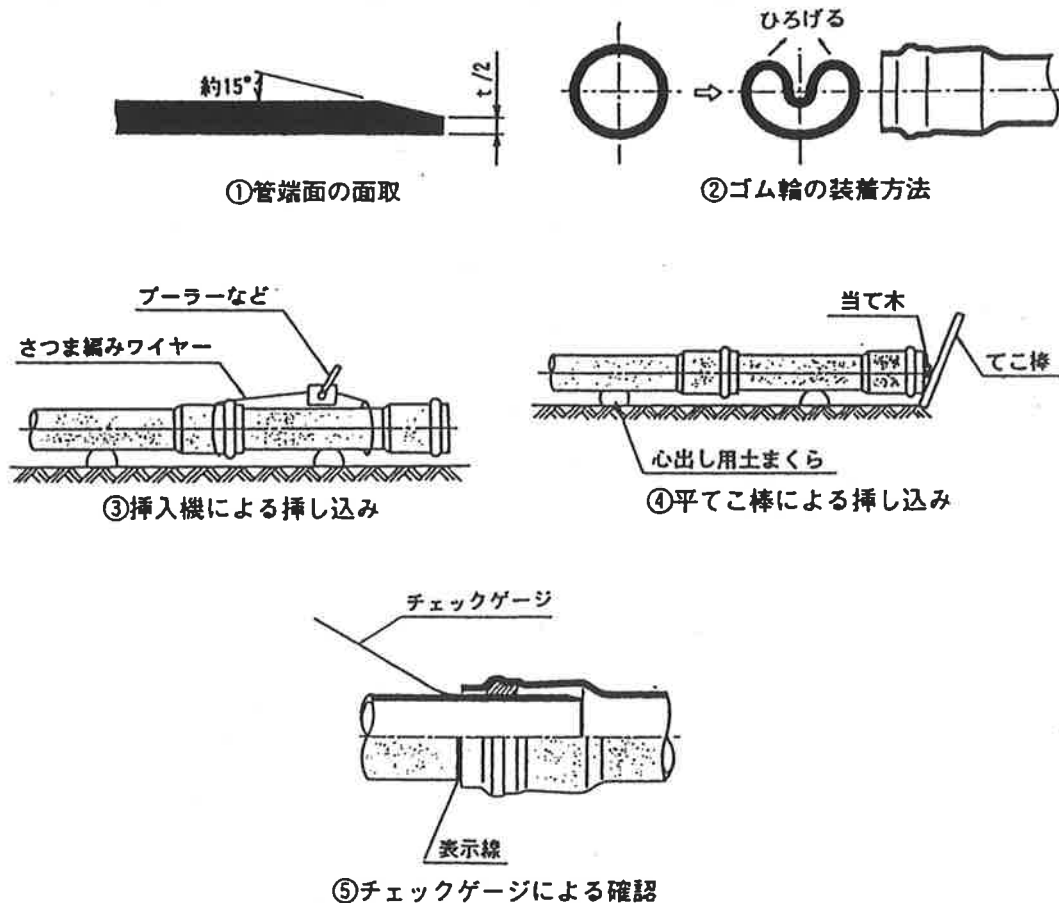
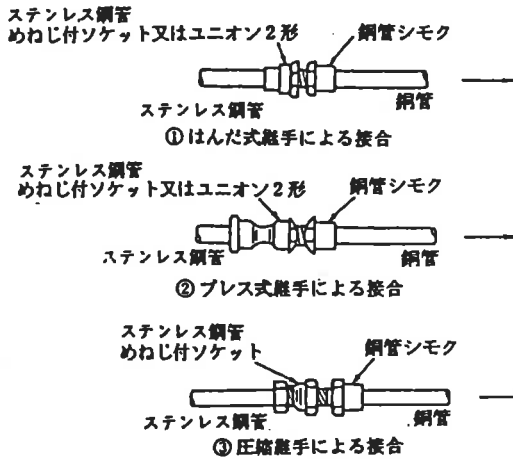


図-16.15 ゴム輪形継手の接合

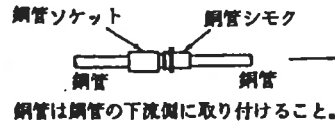
資料

材質が異なる給水管の接合 (例)

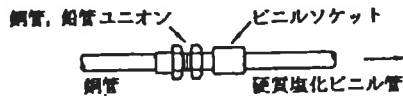
(1) ステンレス鋼管と鋼管



(2) 鋼管と鋼管

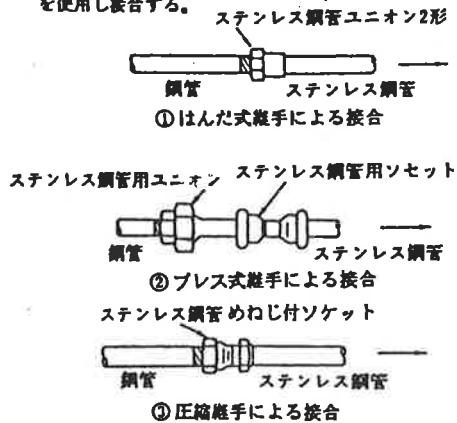


(3) 鋼管と硬質塩化ビニル管

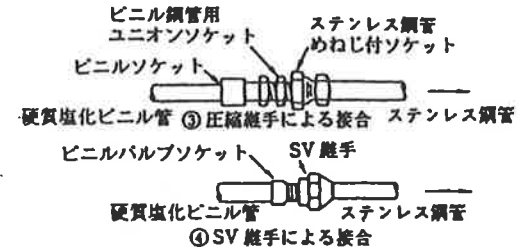
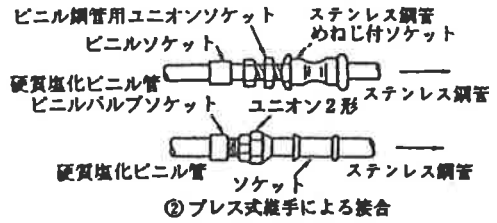
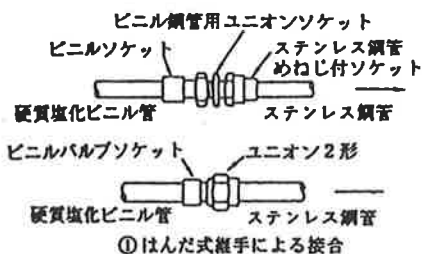


(4) 鋼管とステンレス鋼管

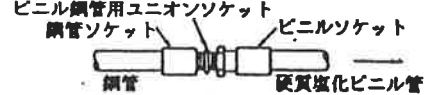
金属電位差による腐食を防止するため、必ず次の継手を使用し接合する。



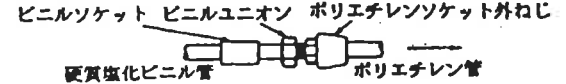
(5) 硬質塩化ビニル管とステンレス鋼管



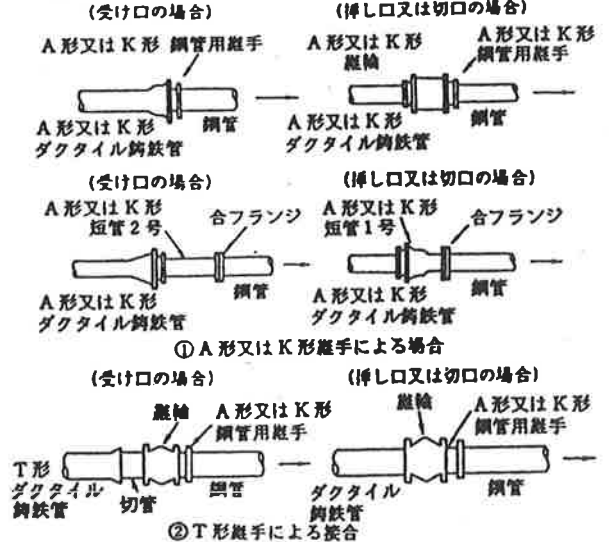
(6) 鋼管と硬質塩化ビニル管



(7) 硬質塩化ビニル管とポリエチレン管



(8) ダクタイル鉤鉄管と鋼管



(9) ダクタイル鉤鉄管と硬質塩化ビニル管

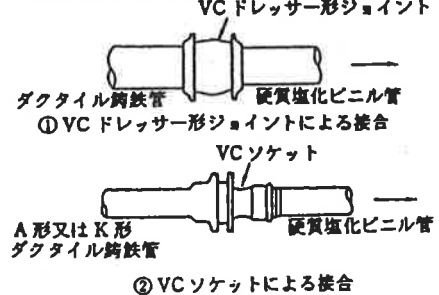


図-16.16

26. 道路復旧標準図

国道路面復旧及び埋設深度標準図

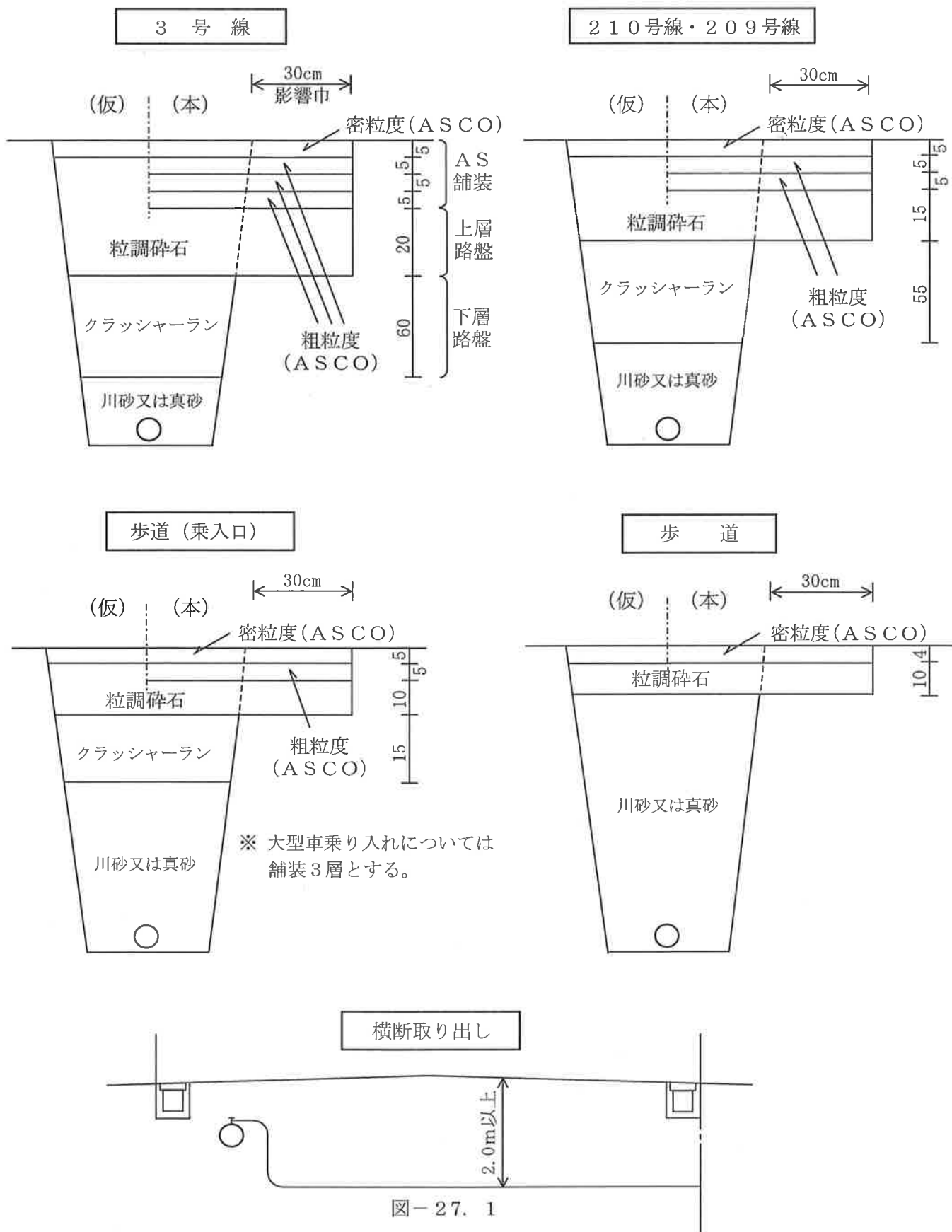


図-27.1

国道路面復旧参考図

国道 3 号線・国道 210 東合川バイパス (車道部)

表層 (密粒度Gアスコン改質II型)	↑	50
中間層 (粗粒度As・改質II型)	↓	50
中間層 (再生粗粒度As)	↓	50
基層 (再生粗粒度As)	↓	50
上層路盤 (粒調碎石)	↓	200
下層路盤 (クラッシュラン、切込碎石)	↓	400
真砂土		

国道 209 号線・国道 210 号線 (車道部)

表層 (密粒度アスコン)	↑	50
中間層 (粗粒度As)	↓	50
基層 (粗粒度As)	↓	50
上層路盤 (粒調碎石)	↓	100
下層路盤 (クラッシュラン、切込碎石)	↓	400
真砂土		

国道 209 号線バイパス (車道部)

表層 (高粘度改質アスコン)	↑	50
中間層 (再生粗粒度アスコン)	↓	50
基層 (再生粗粒度アスコン)	↓	50
上層路盤 (再生粒調碎石)	↓	100
下層路盤 (再生クラッシュラン)	↓	200
路床	↓	1,000

国道 209 号線バイパス (歩道部)

表層 (透水性アスコン)	↑	40
基層 (再生密粒度アスコン)	↓	30
路盤工 (再生クラッシュランRC-40)	↓	70

車道部 仮復

表層 (粗粒度アスコン)	↑	50
上層路盤 (粒調碎石)	↓	200
下層路盤 (クラッシュラン、切込碎石)	↓	400
真砂土		

歩道部 仮復

表層 (密粒度アスコン)	↑	30
再生クラッシュラン	↓	110
真砂土		

歩道部 本復

表層 (密粒度アスコン)	↑	40
再生クラッシュラン	↓	100
真砂土		

タイル舗装復旧

タイル	30
均しモルタル	20
生コン (18-8-20)	200
溶接金網 φ150×150	200
再生クラッシュラン	200

歩道コンクリート舗装

コンクリート (18N-40~20-8)	70
クラッシュラン	100

- ※ 歩道乗り入れ部については問い合わせください。
- ※ 透水性舗装については問い合わせください。
- ※ 乗入れ部については問い合わせください。

インターロッキング舗装 (一般部)

インターロッキング	60
敷砂	30
クラッシュラン	100

排水性舗装

排水性舗装	50
粗粒 (20) 改質工型	50
粗粒 (20)	50
瀝青安定処理	10
流調碎石	150
クラッシュラン	350

排水ドレン

- ※ 排水ドレンはφ25mm 以上のスプリング管又は網状管と同等以上とし、耐熱・耐圧変形・耐候性が施されているものを使用すること。

水性舗装復旧参考図

歩道舗装 (一般部)

表層 (透水性舗装As)	40
路盤 (再生クラッシュラン)	100
フィルター層	70

乗り入れ舗装Ⅰ種

表層 (透水性舗装As)	50
上層路盤 (再生クラッシュラン)	150
フィルター層 (砂)	150

乗り入れ舗装Ⅱ種

表層 (排水性舗装As)	50
基層 (再生粗粒度As)	50
上層路盤 (再生粒調碎石)	100
下層路盤 (再生クラッシュラン)	150

乗り入れ舗装Ⅲ種

表層 (排水性舗装As)	50
中間層 (再生粗粒度As)	50
基層 (再生粗粒度As)	50
上層路盤 (再生粒調碎石)	100
下層路盤 (再生クラッシュラン)	200

県道路面復旧標準図

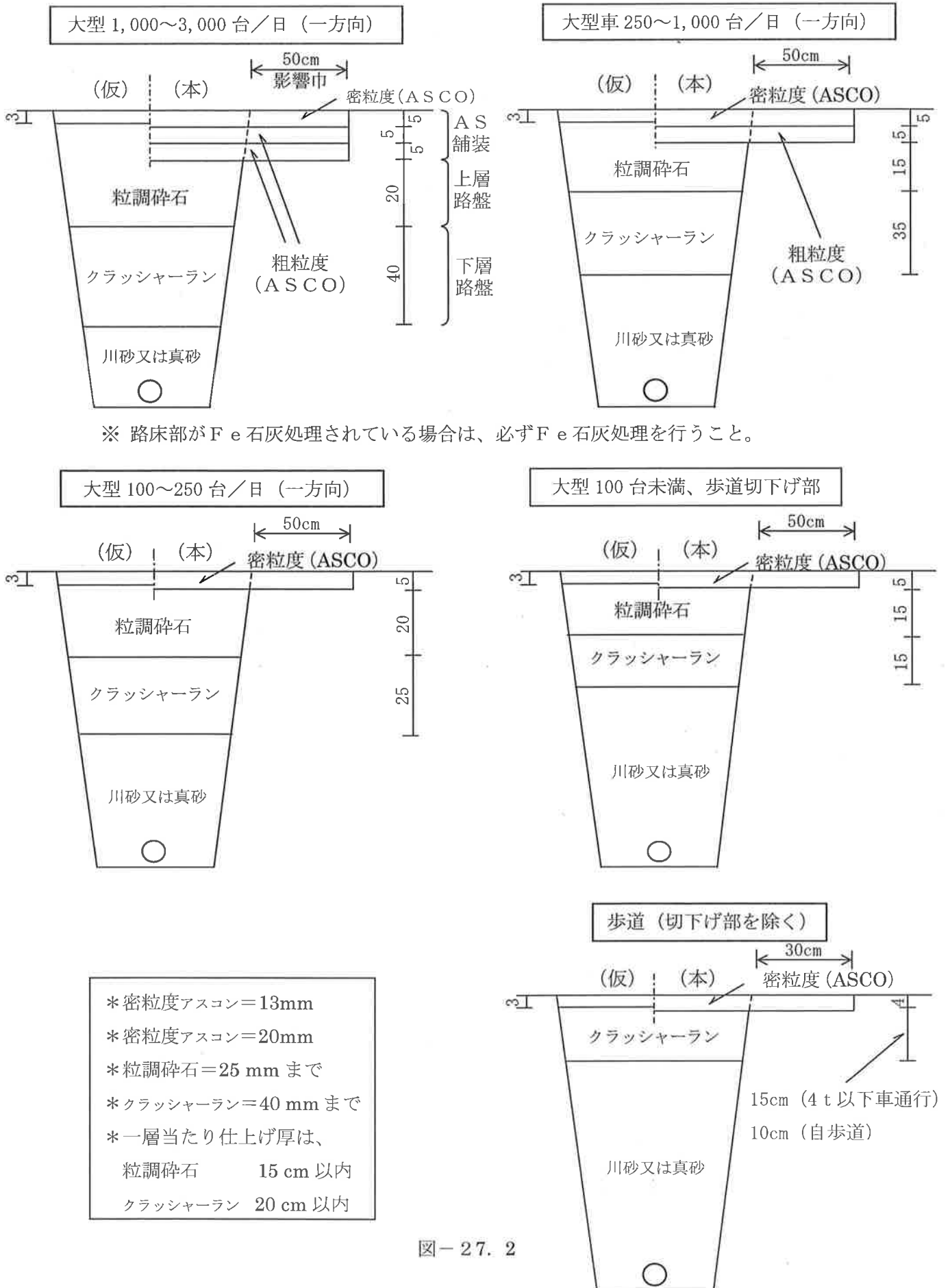
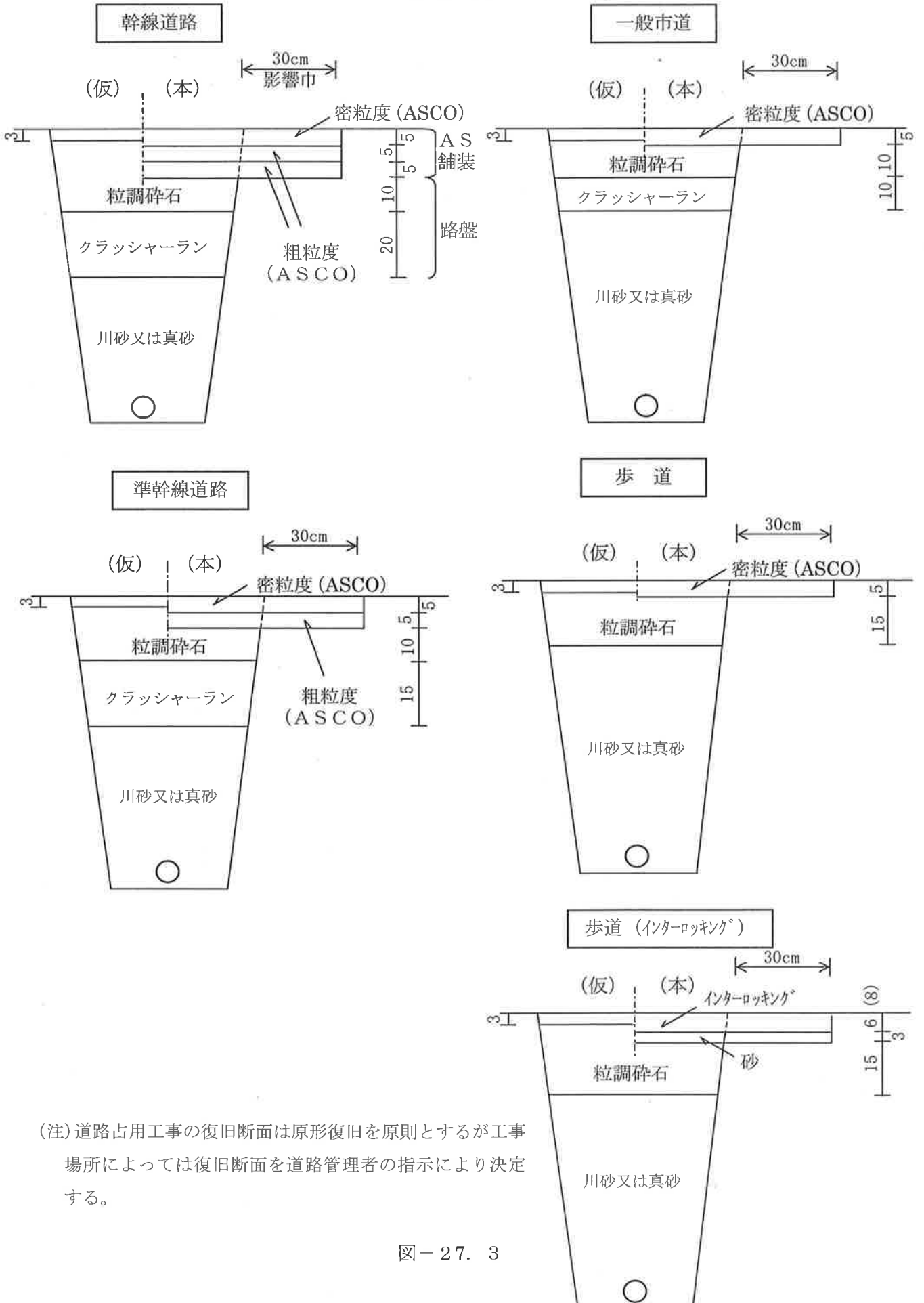


図-27.2

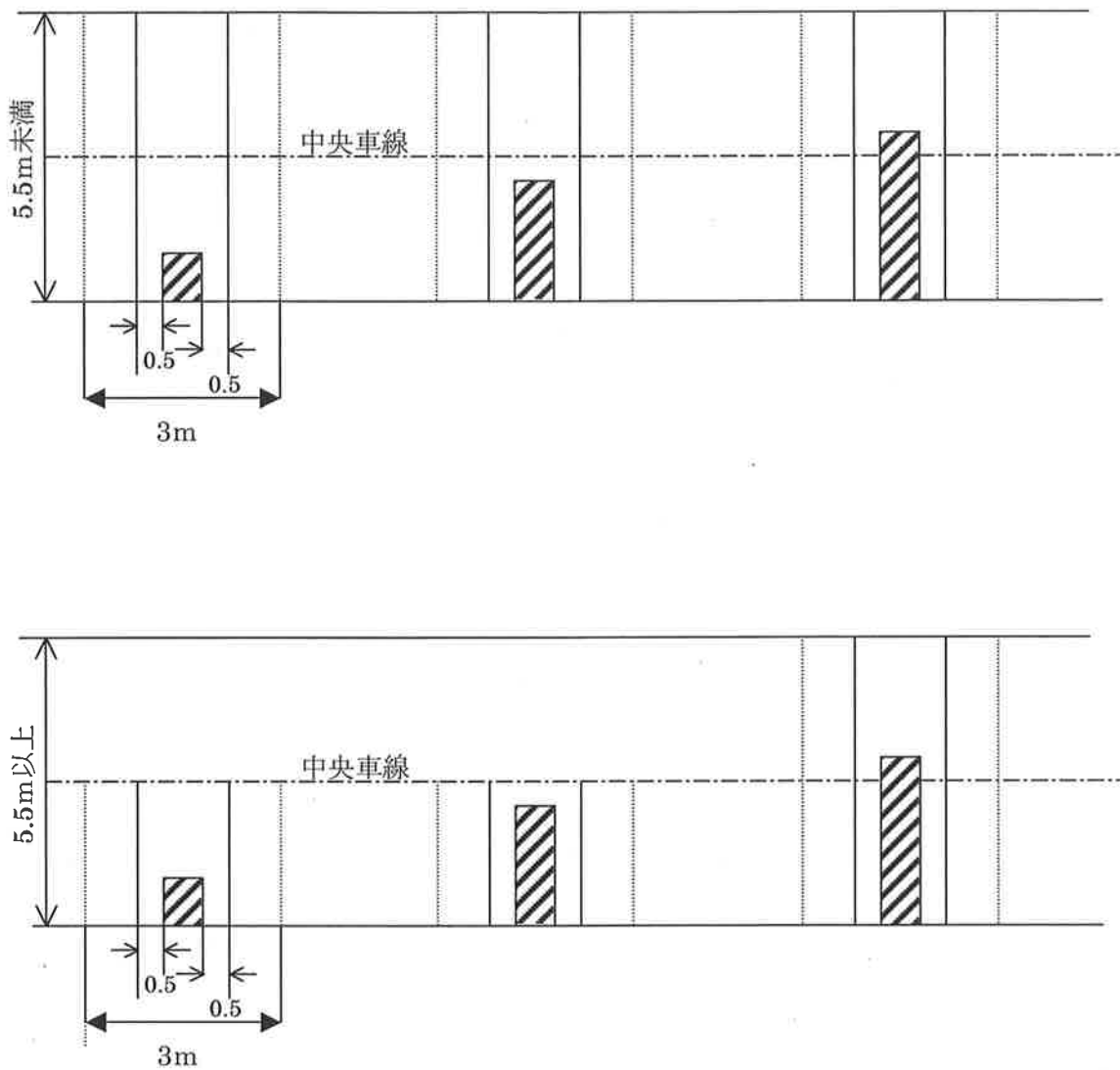
市道路面復旧標準図



(注) 道路占用工事の復旧断面は原形復旧を原則とするが工事場所によっては復旧断面を道路管理者の指示により決定する。

図-27.3

県道復旧基本図（破線は舗装後3年未満の復旧幅で3m）

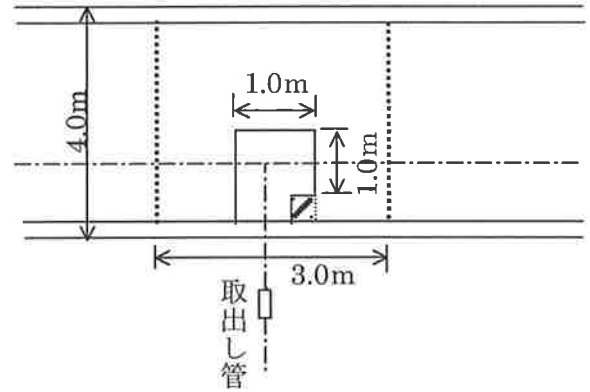
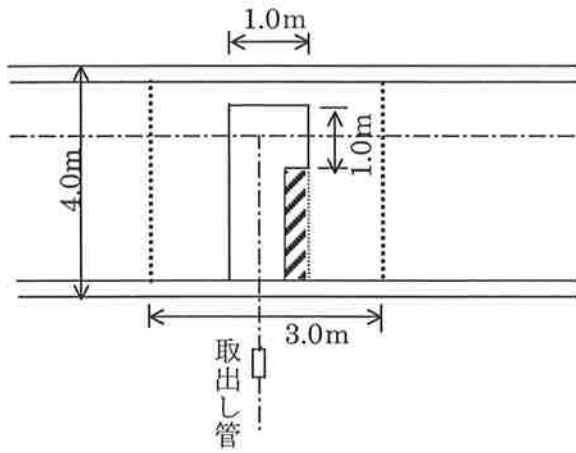


- * 歩道は全復旧すること。
- * 車道は車線単位で復旧すること。ただし、車道の復旧幅が、5.5メートルに満たないときは全復旧すること。

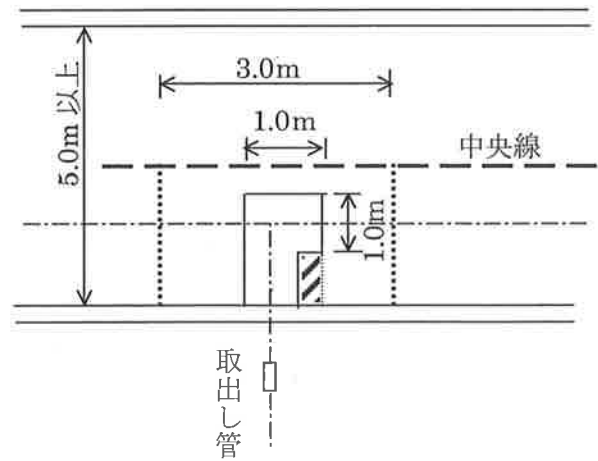
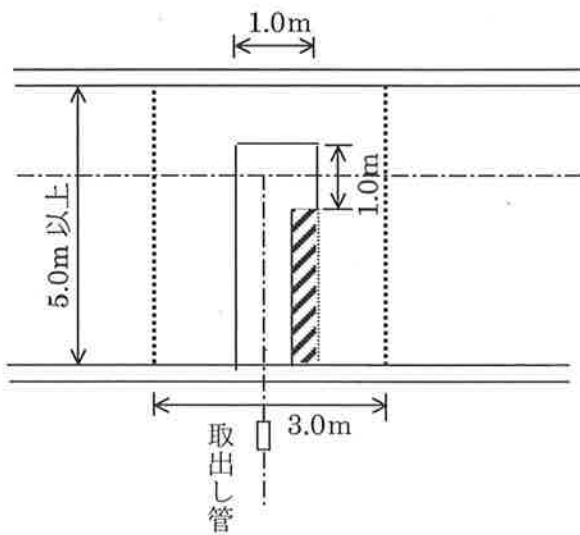
図一27.4

市道復旧基準図（舗装後3年未満）

Ⓐ 幅員 5 m 未満の道路の復旧



Ⓑ 幅員 5 m 以上の道路の復旧



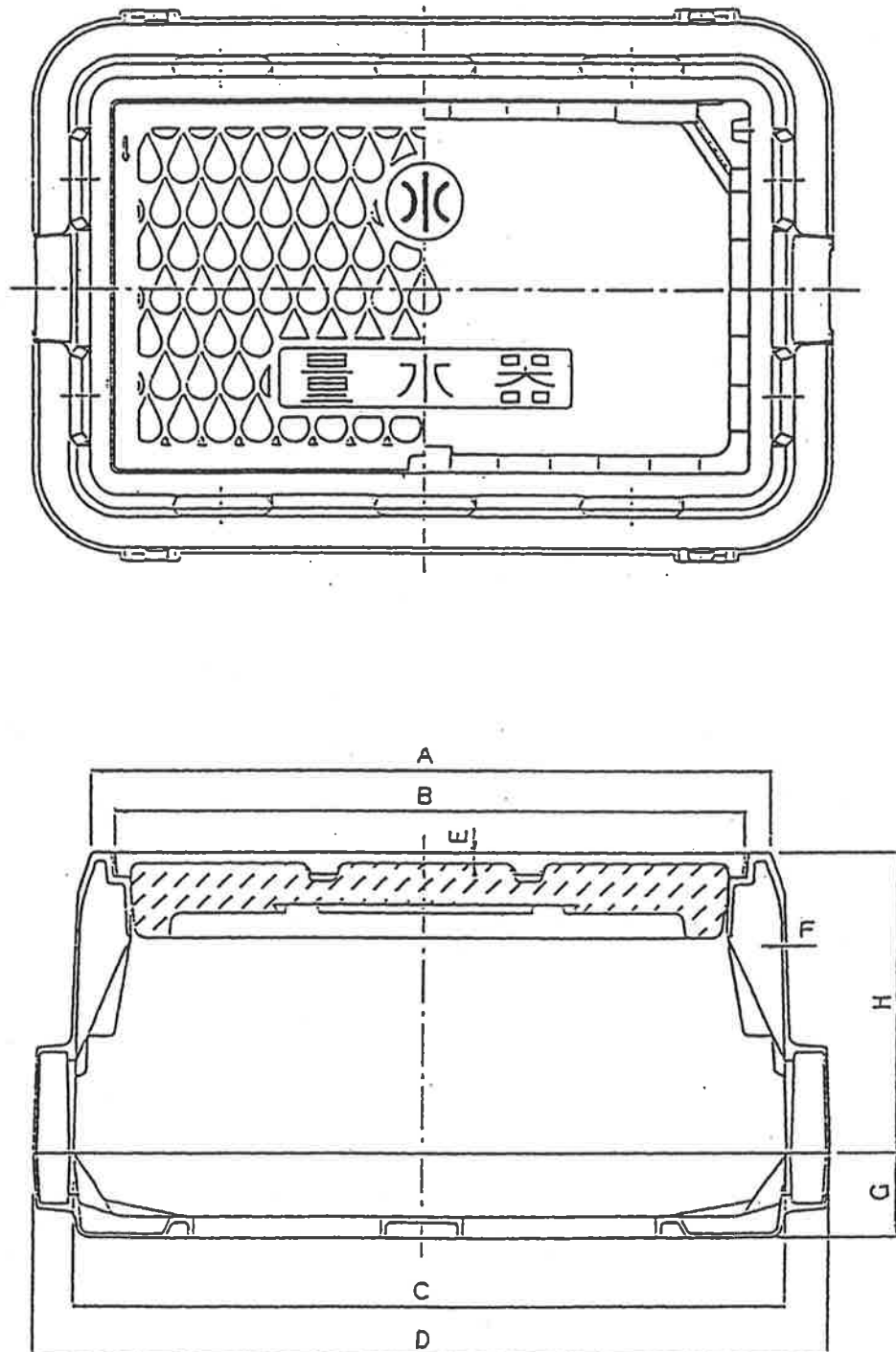
(注) 縦断的に道路を掘削する場合で本管より取出しがある場合は全幅員本復旧する。
舗装の残地幅員が 1 m 未満の場合は、残地箇所まで舗装復旧すること。

図—27.5

27.メータボックス構造図

地下式メータボックス (φ13~50)

平面図・側断面図



※ φ50については、城島・三瀨地区のみ使用する。

地下式メータボックス (φ13~50)

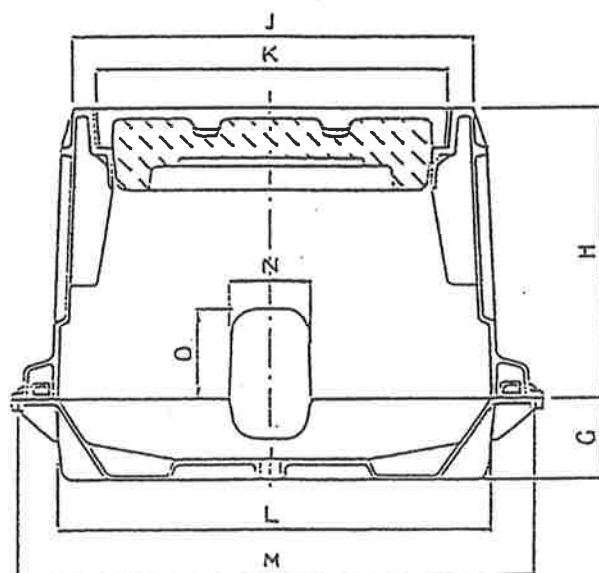
寸法表・正断面図

鋳鉄製メータボックス

口径	A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N	O
13・20	400	370	420	470	7	2	50	180	250	220	270	320	50	55
25	476	440	504	554	7	3.5	50	180	266	230	294	344	50	55
40	560	520	580	640	10.7	3	60	200	330	290	350	410	80	40
50														

樹脂製メータボックス

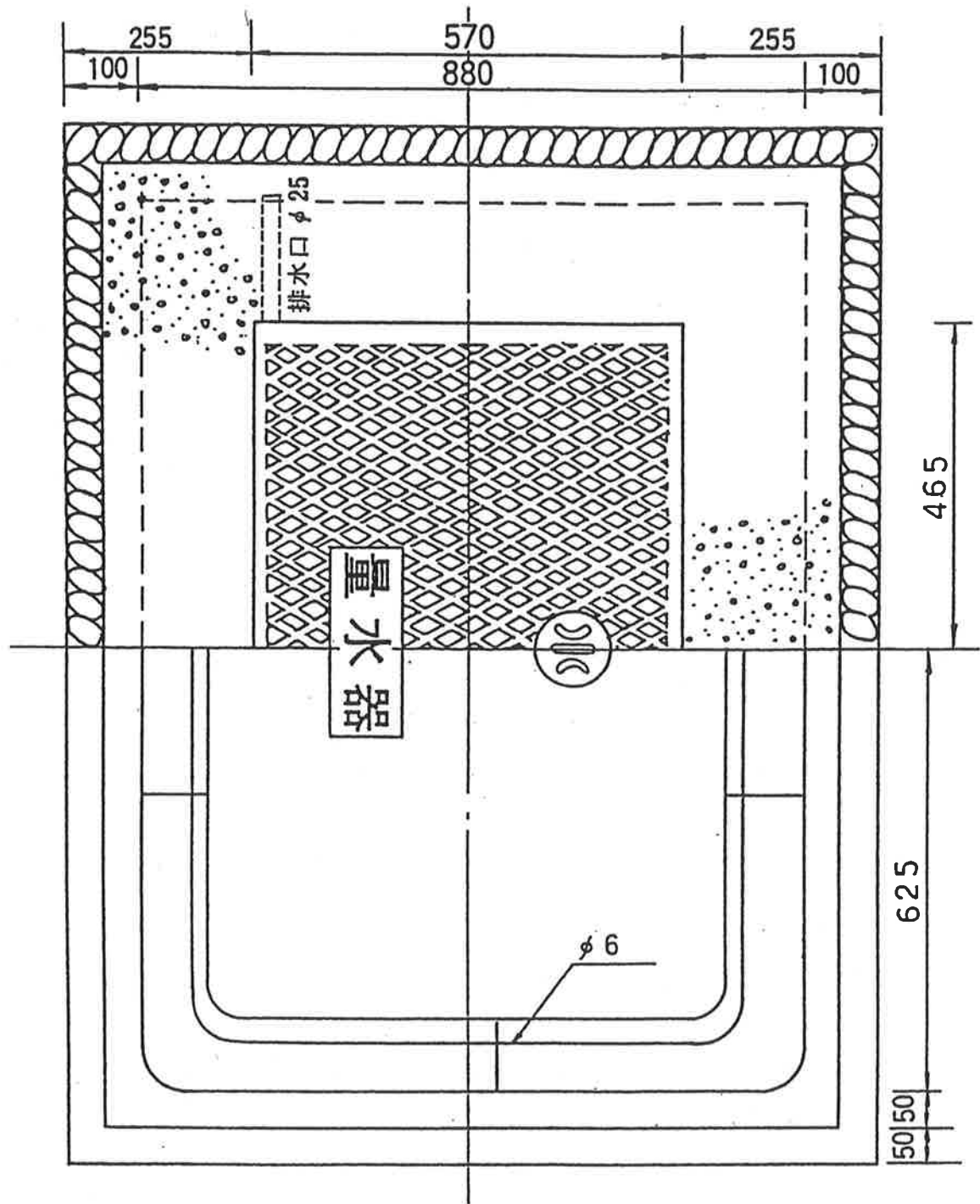
口径	A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N	O
13・20	400	370	420	470	7	2	50	180	250	220	270	320	50	55
25	476	440	504	554	7	3.5	50	180	266	230	294	344	50	55
40	540	491	560	626	7	4	50	210	300	251	320	388	50	70
50														



※ φ50については、城島・三瀬地区のみ使用する。

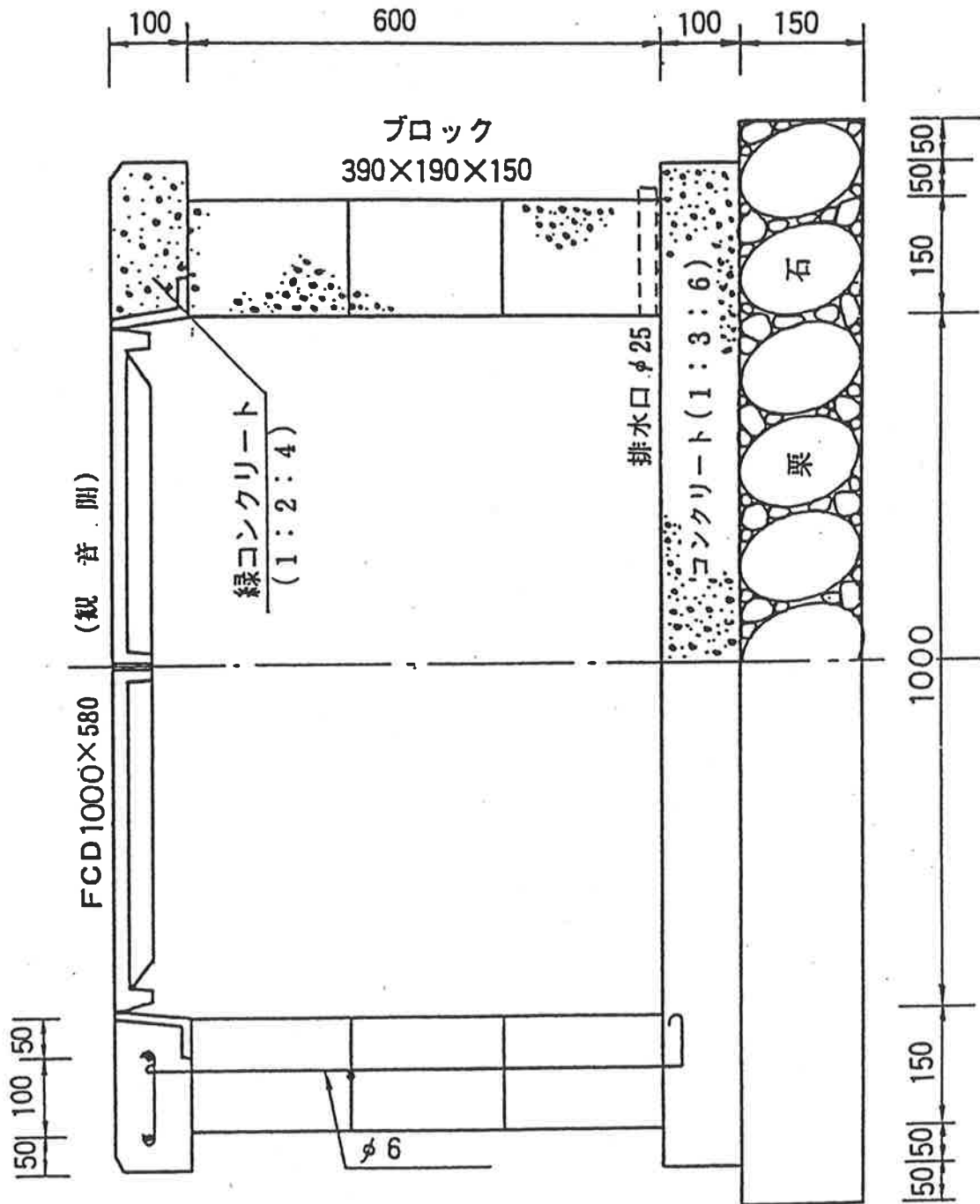
メータ室 (φ50)

平面図



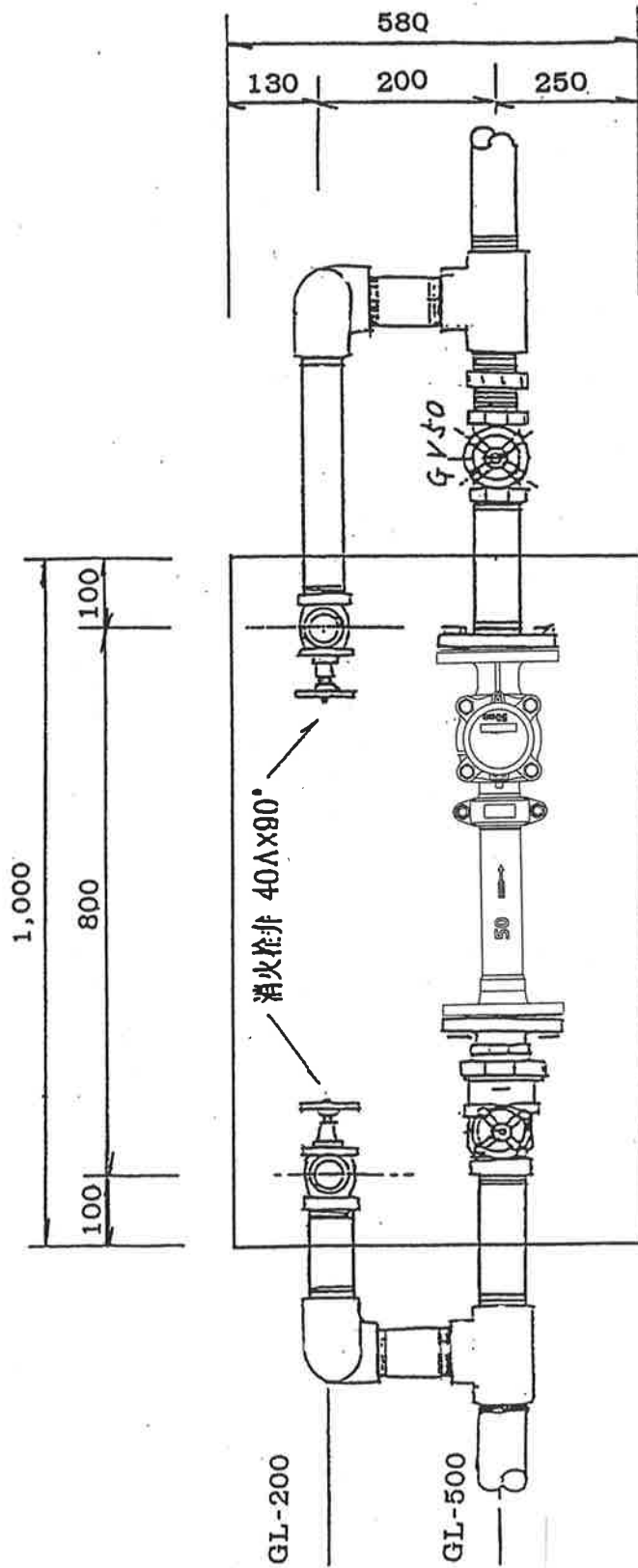
メータ室 (φ50)

断面図



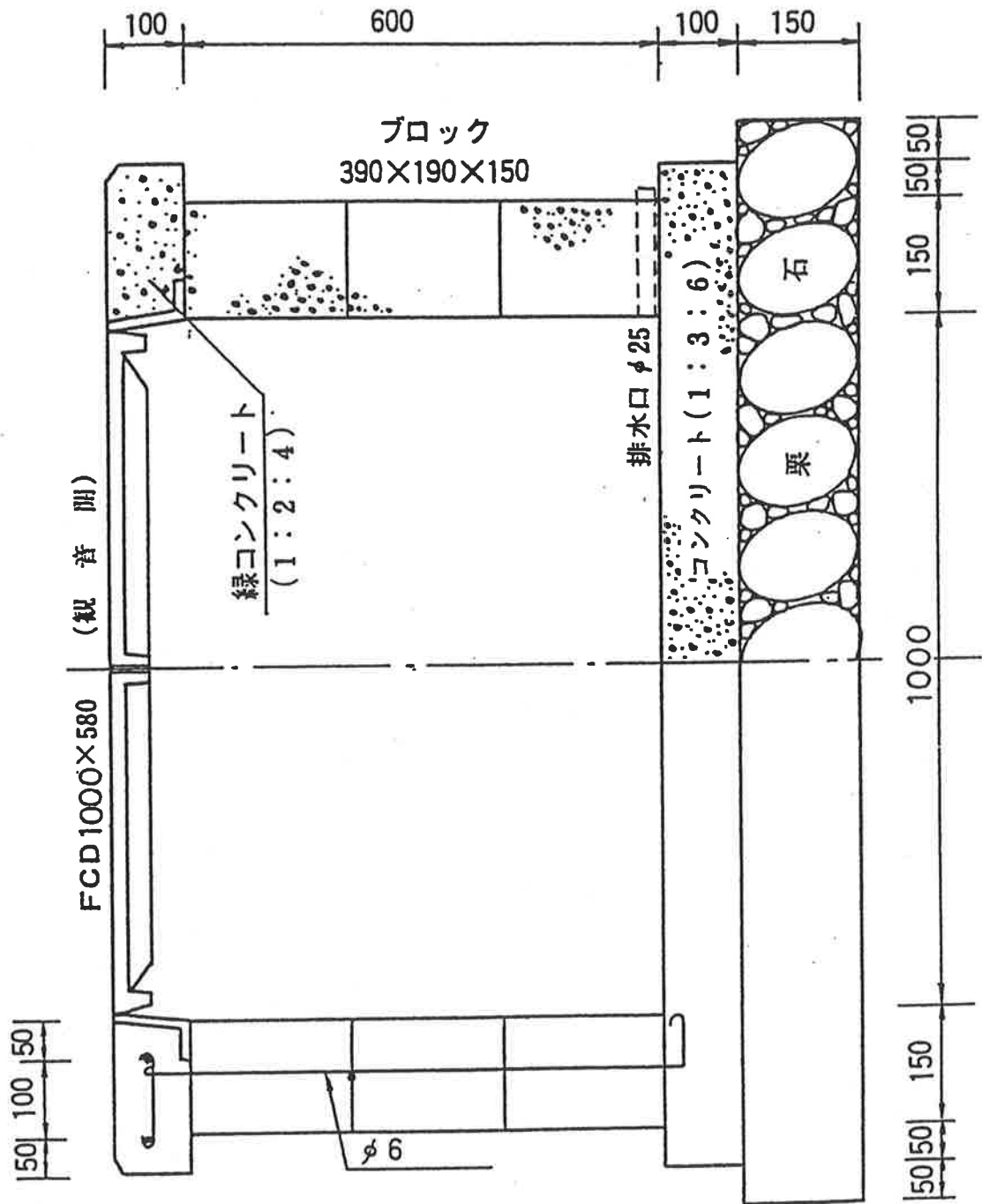
メータ室 (φ50)

平面図 (バイパスφ40設置)



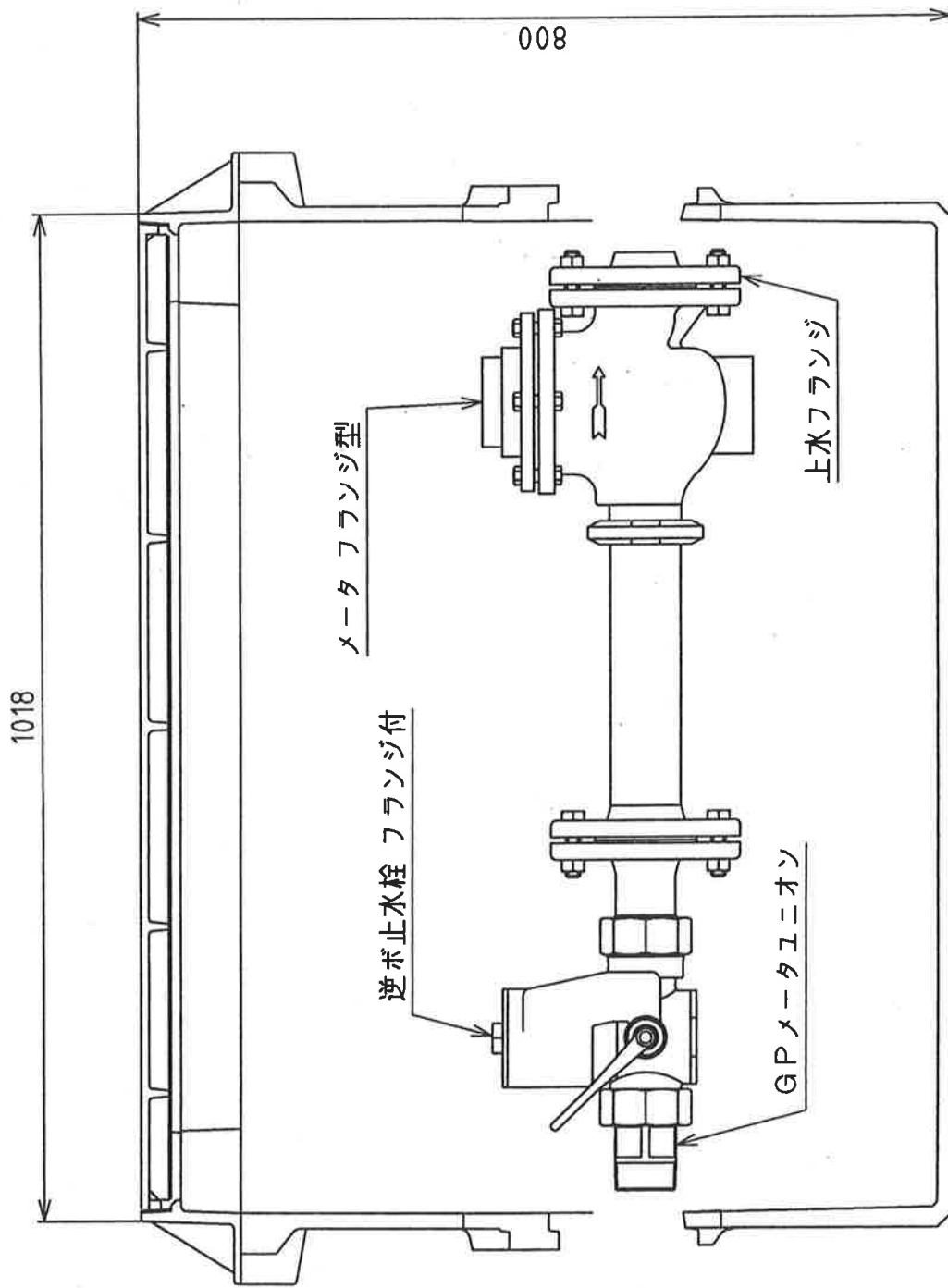
メータ室 (φ50)

断面図



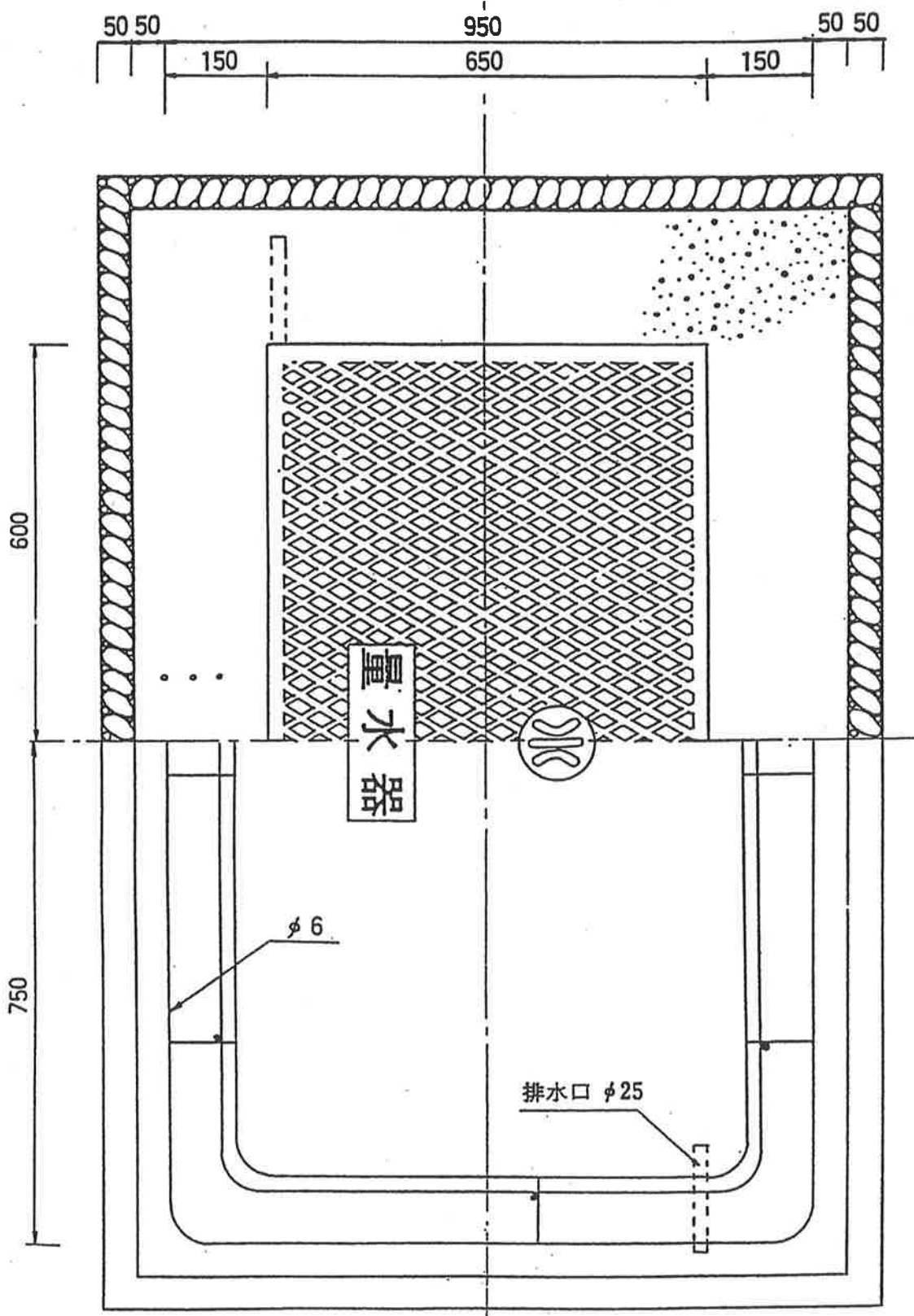
メータ室 (φ50)

平面図



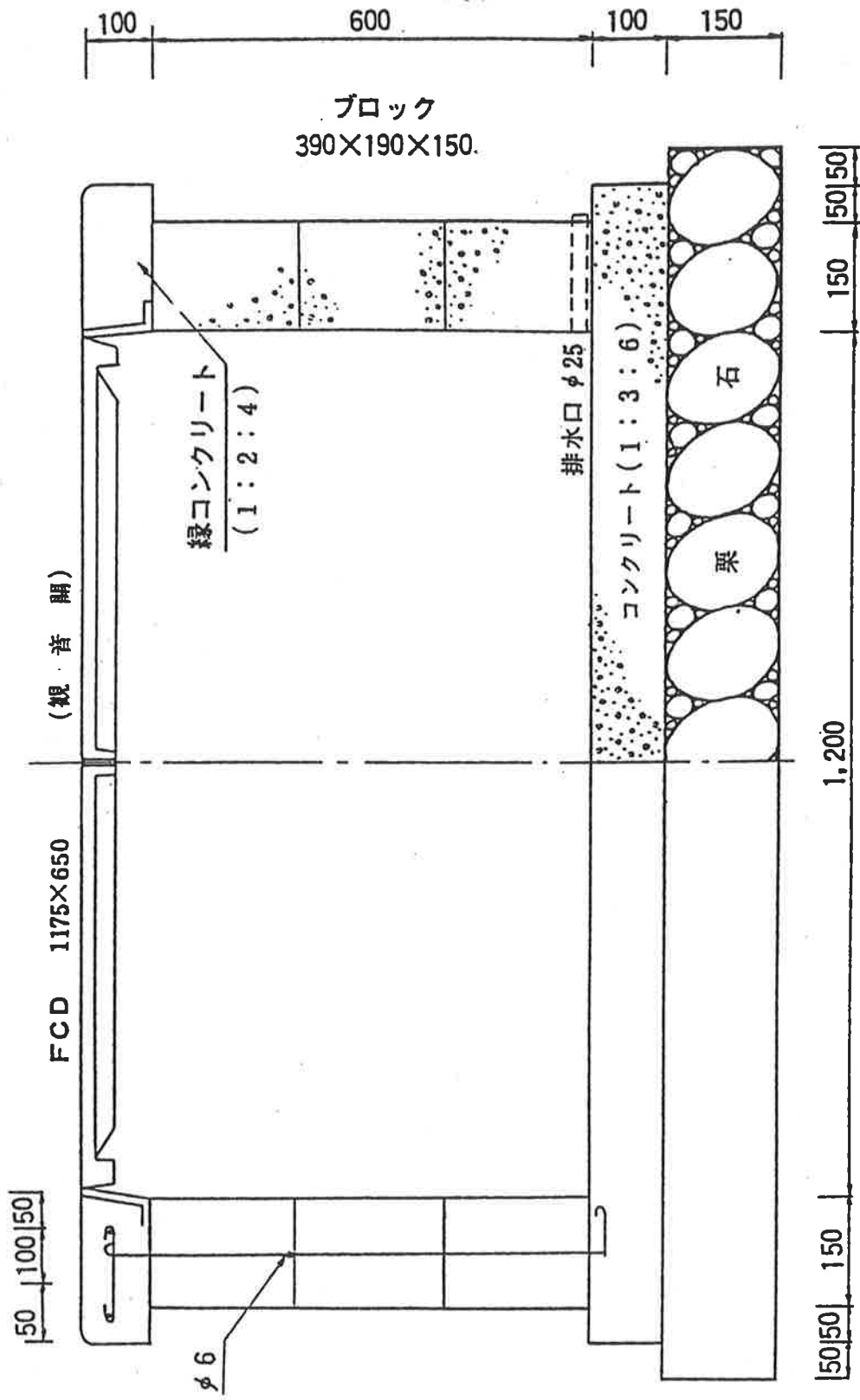
メータ室 (φ75~100)

平面図



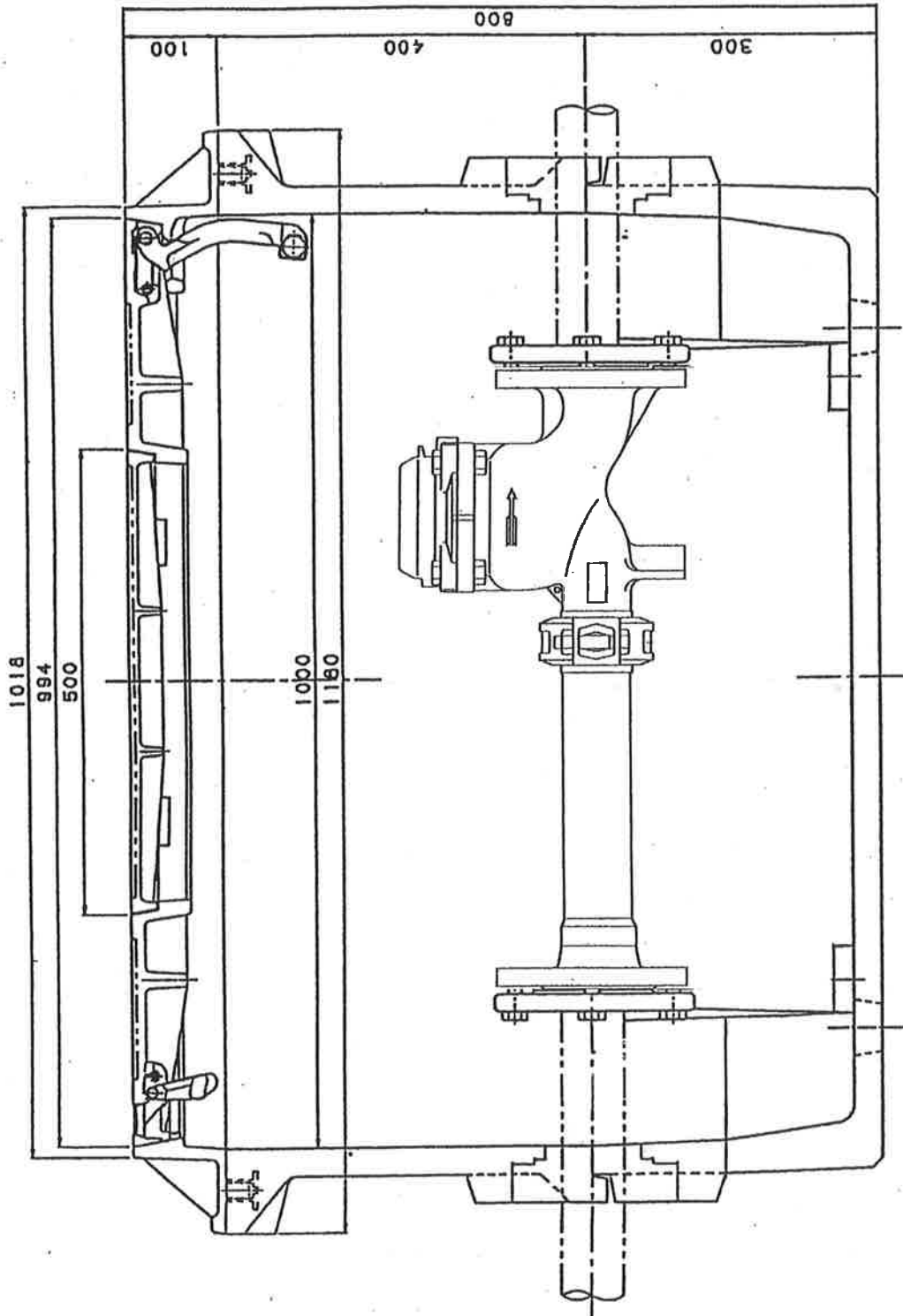
メータ室 (φ75~100)

断面図



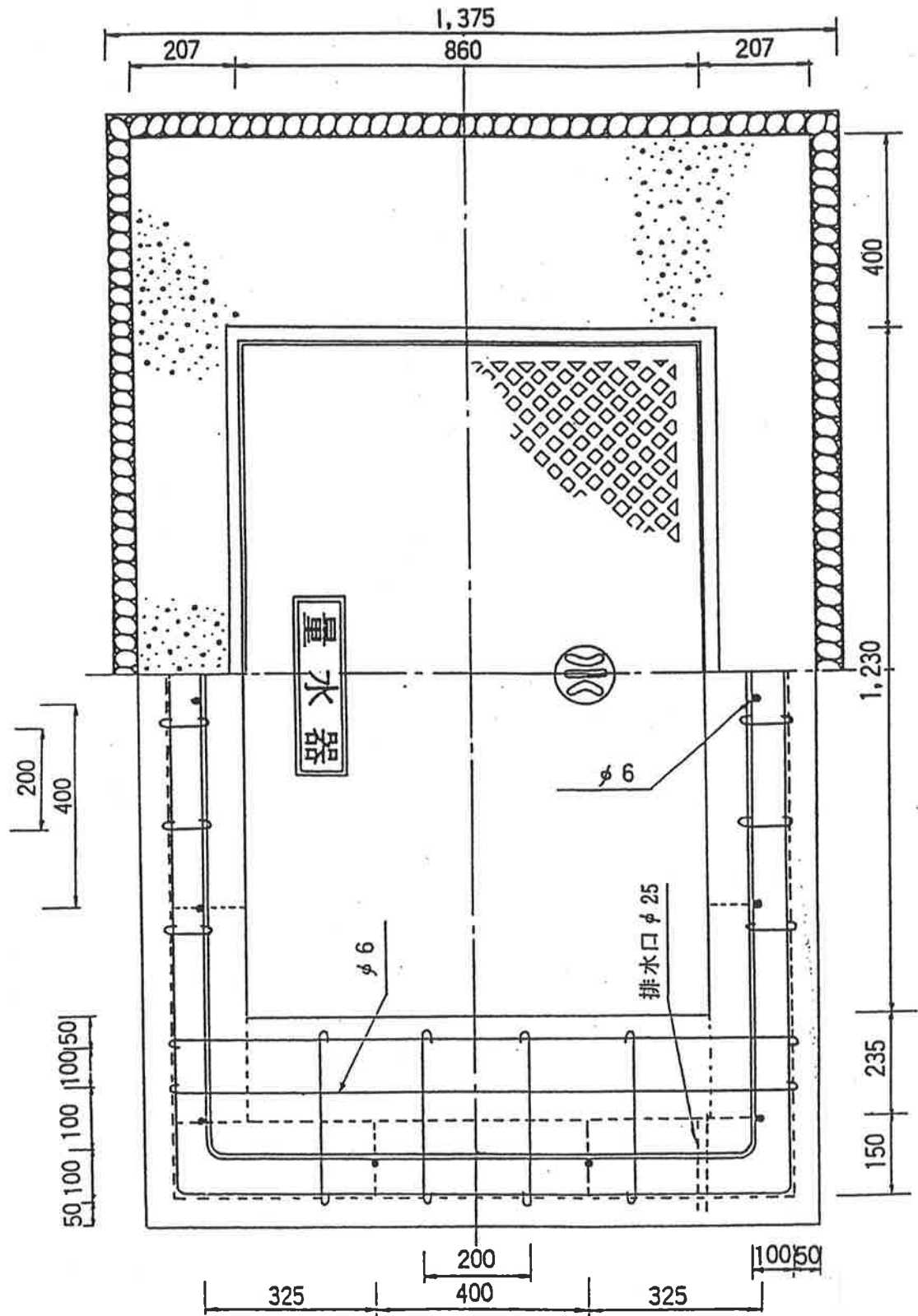
メータ室 (φ75~100)

断面図



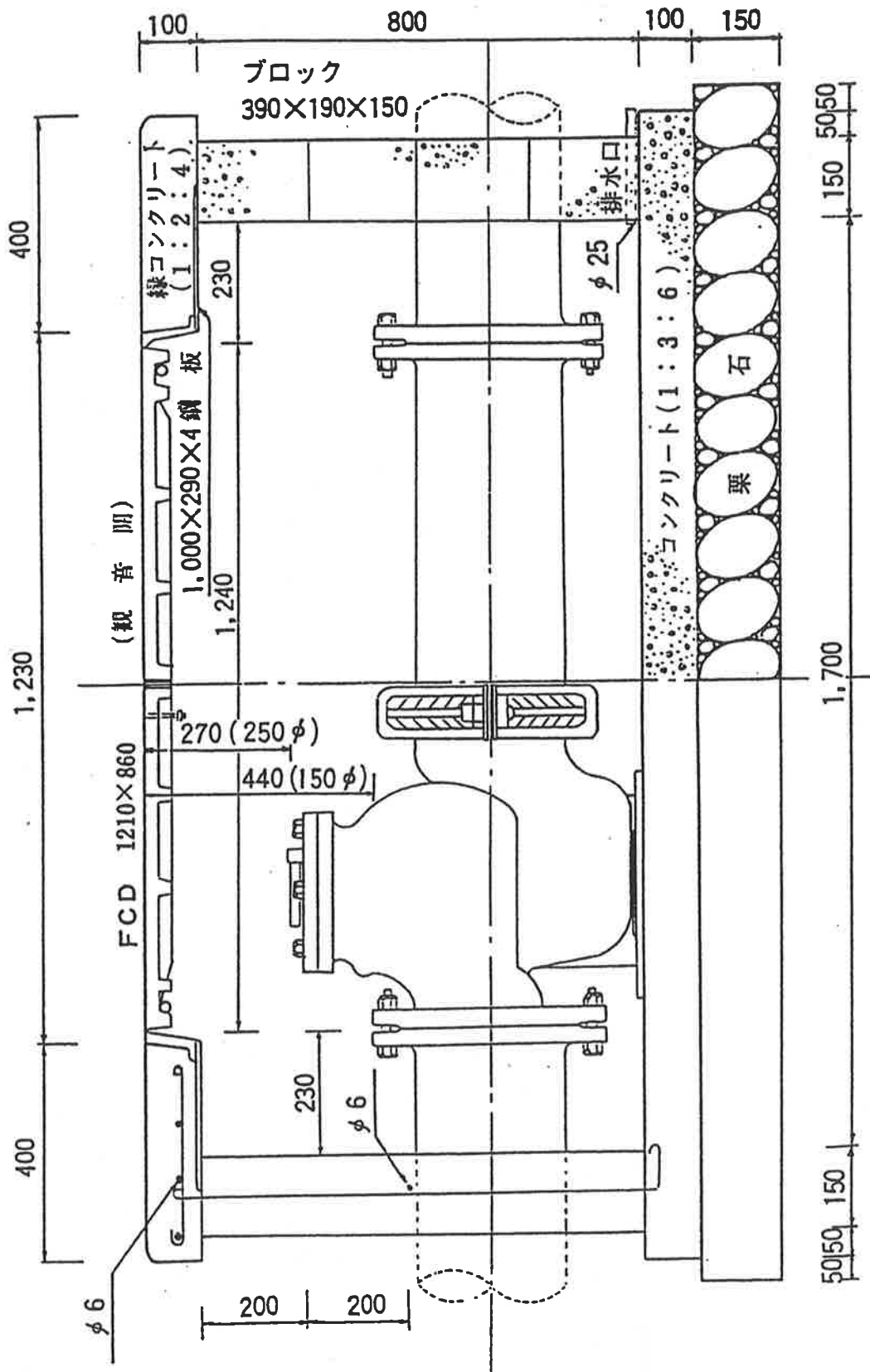
メ一夕室 (φ150)

平面図



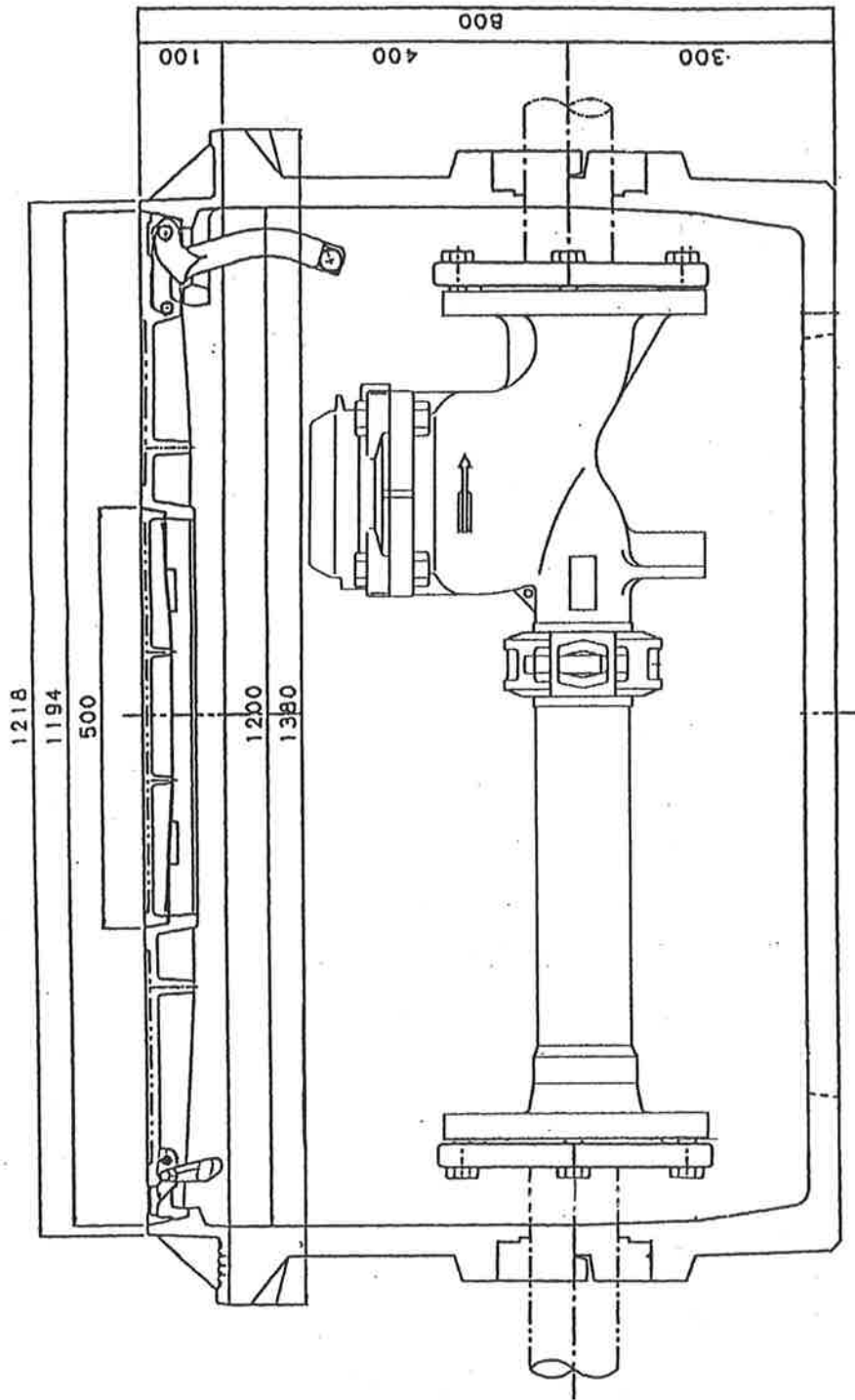
メータ室 (φ150)

断面図



メータ室 (φ150)

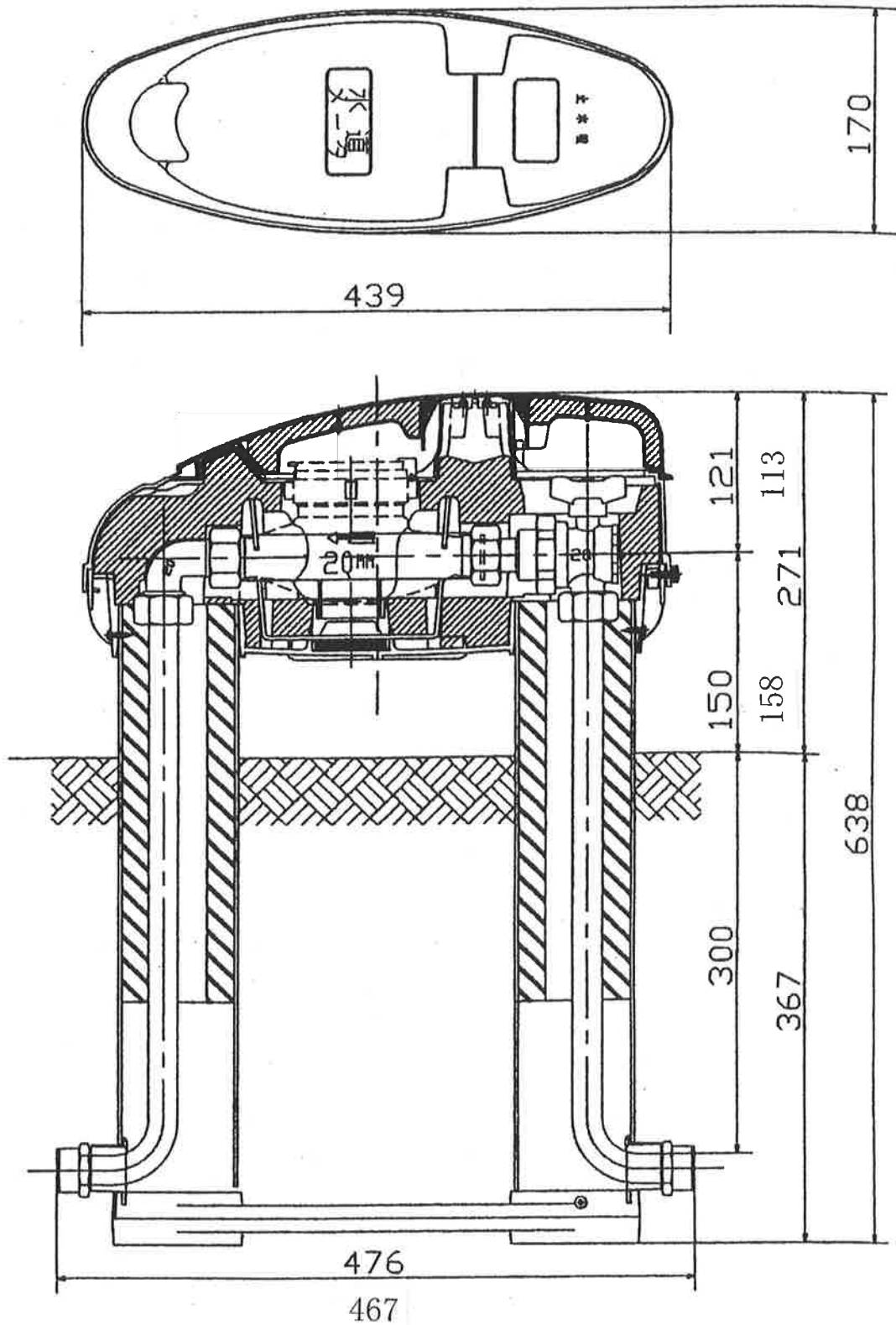
断面図



地上式メータボックスユニット (φ13、φ20)

平面図・側面図

寸法表示 上段 φ20
下段 φ13

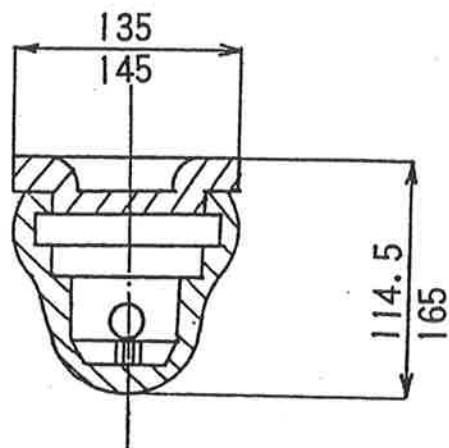
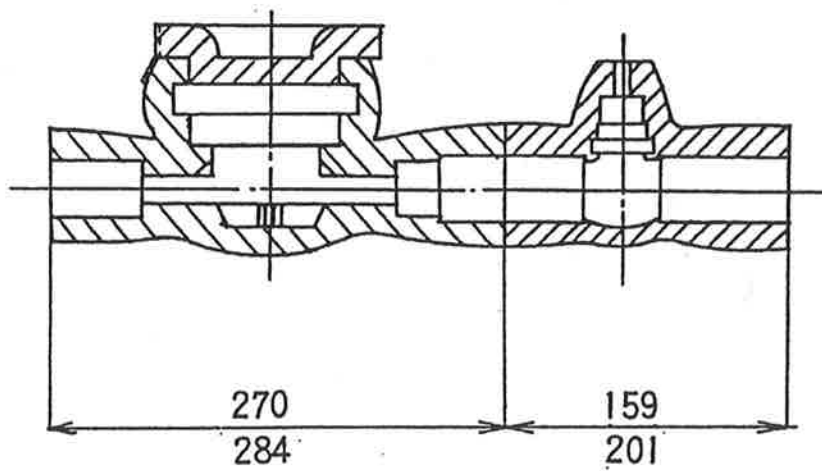
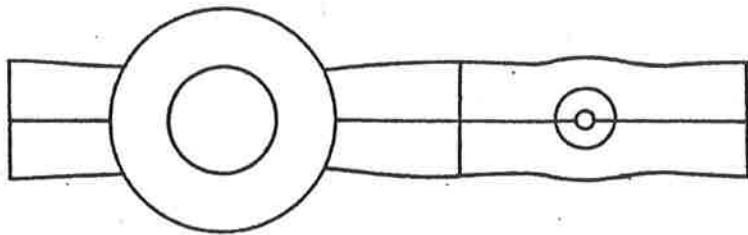


中高層用メータ保温カバー (φ13φ20)

平面図、側断面図、正断面図

ポリエチレンフォーム

寸法表示: 上段φ13
: 下段φ20

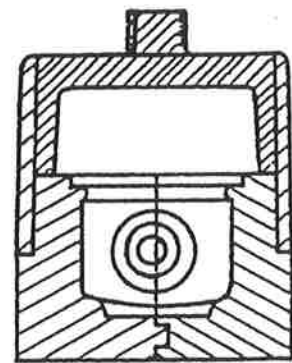
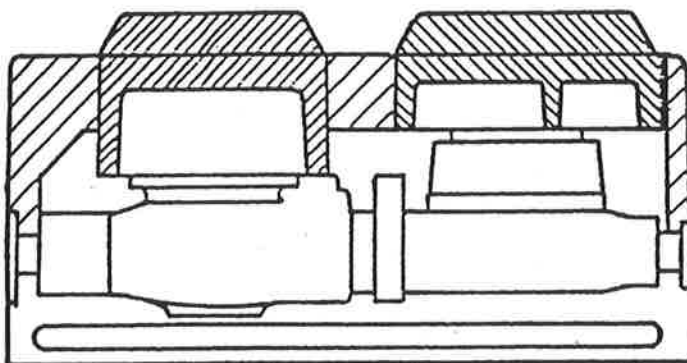
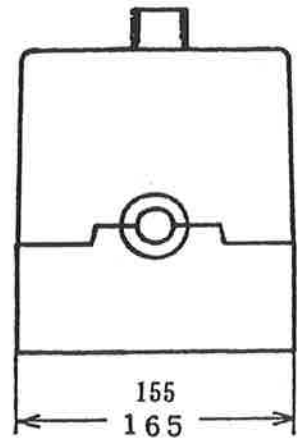
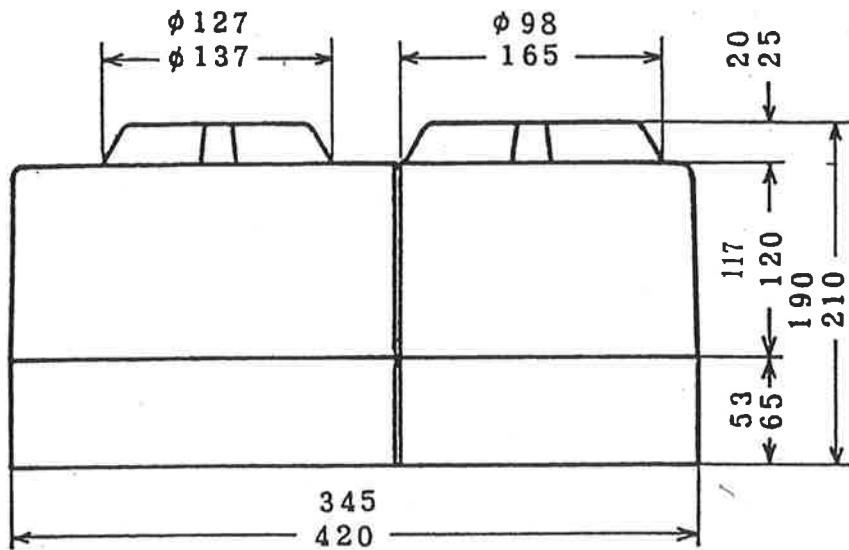
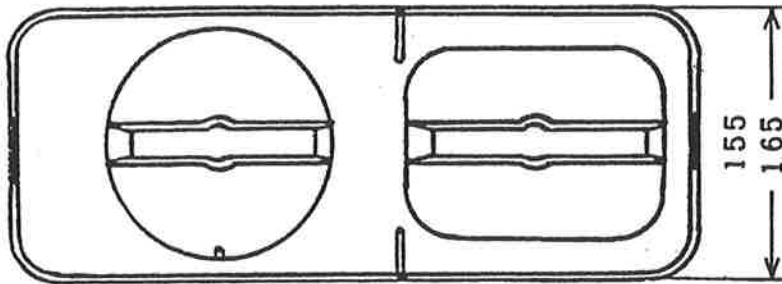


中高層メータ保温ボックス (φ13φ20)

平面図、側面図、正面図、側断面図、正断面図

スチロール (ピオセラン処理)

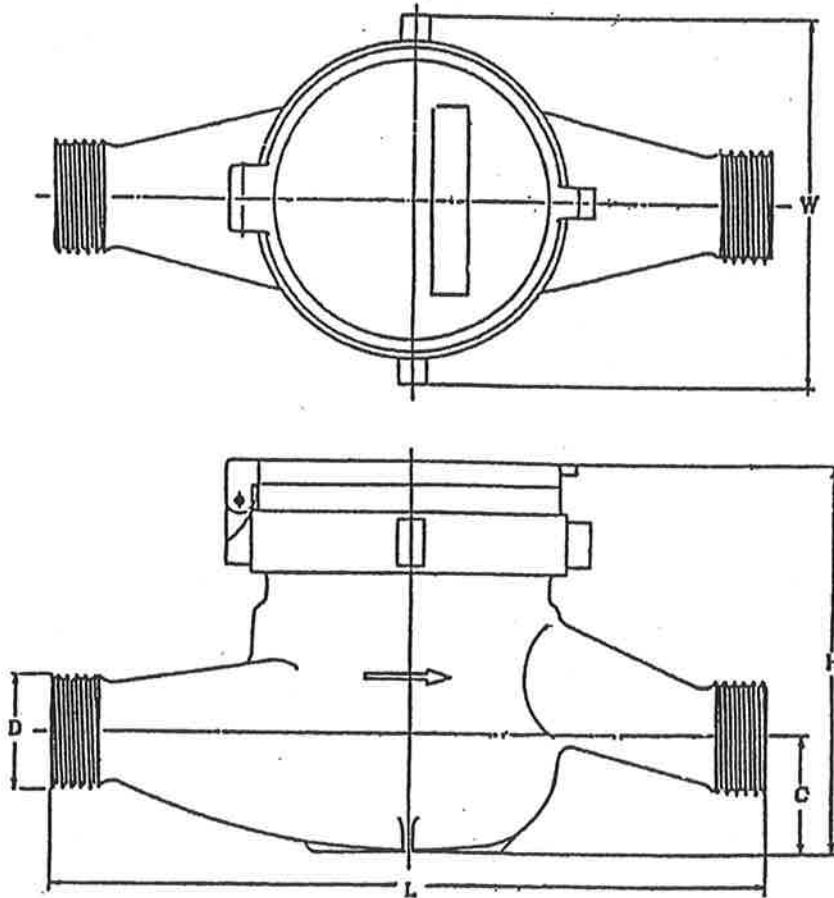
寸法表示: 上段φ13
: 下段φ20



水道メータ

平面図、側面図、寸法表

- ※ 城島・三瀨地区では、φ13メータはショートタイプを使用する。
- ※ 城島・三瀨地区では、上水ユニオン使用地区とする。
- ※ 城島・三瀨地区では、φ50メータはユニオンタイプを使用する。

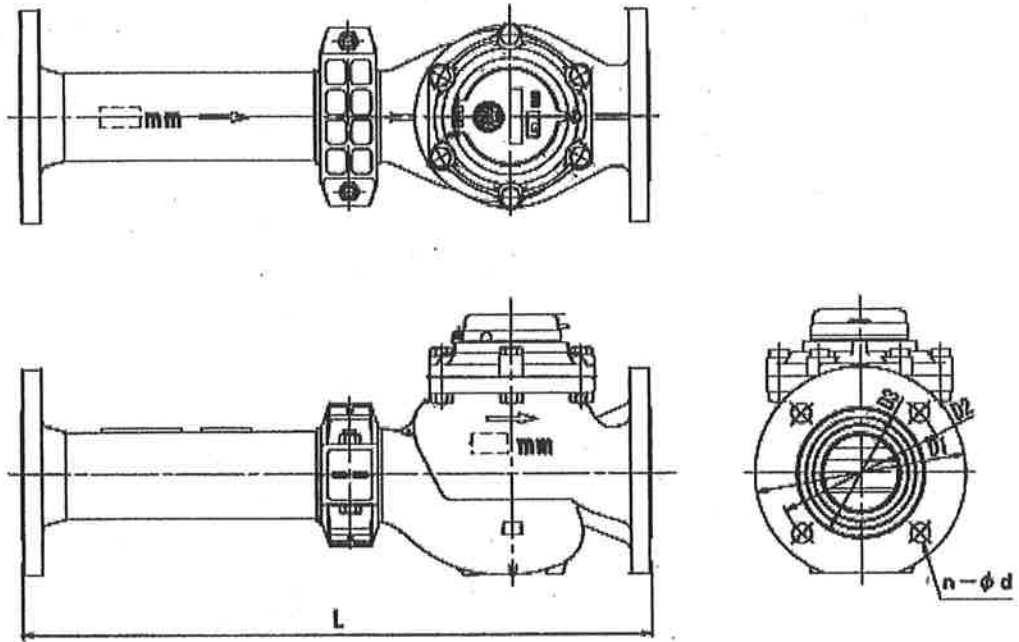


寸法単位 mm

口径 mm	L		C	H (参考)	W (参考)	D	
	金門	上水				ねじ外径	
						金門	上水
13 (ショート)	100	100	23	93	89	25.8、山14	26.4、山14
13 (ロング)	165	165	23	93	89	25.8、山14	26.4、山14
20	190	190	35	110	98	33.0、山14	33.2、山11
25	210	225	35	110	98	39.0、山14	41.9、山11
40	245	245	45	147	128	56.0、山11	59.6、山11
50	245	245	55	159	128	—	75.18、山11

軸流羽根車式水道メータ

平面図、側面図、寸法表



伸縮補足管を使用

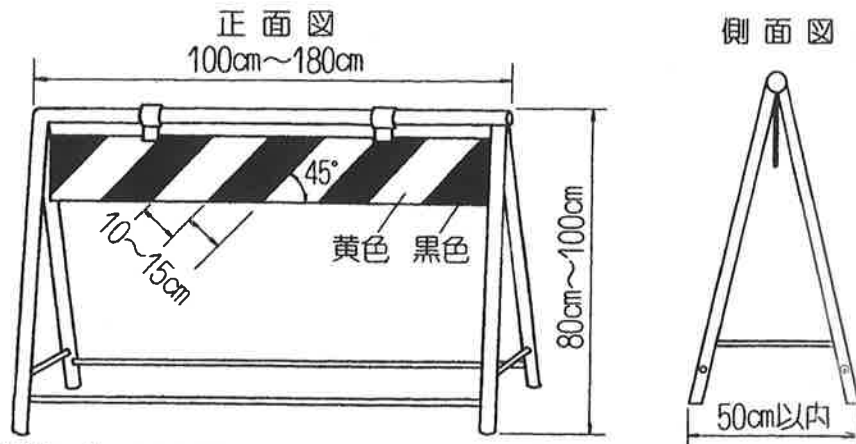
寸法単位 mm

口 径 mm	L	D1	D2	D3	ボルト穴	
					n	d φ
50	560	186	143	100	4	19
75	630	211	168	125	4	19
100	750	238	195	152	4	19
150	1000	290	247	204	4	19

28.保安施設図

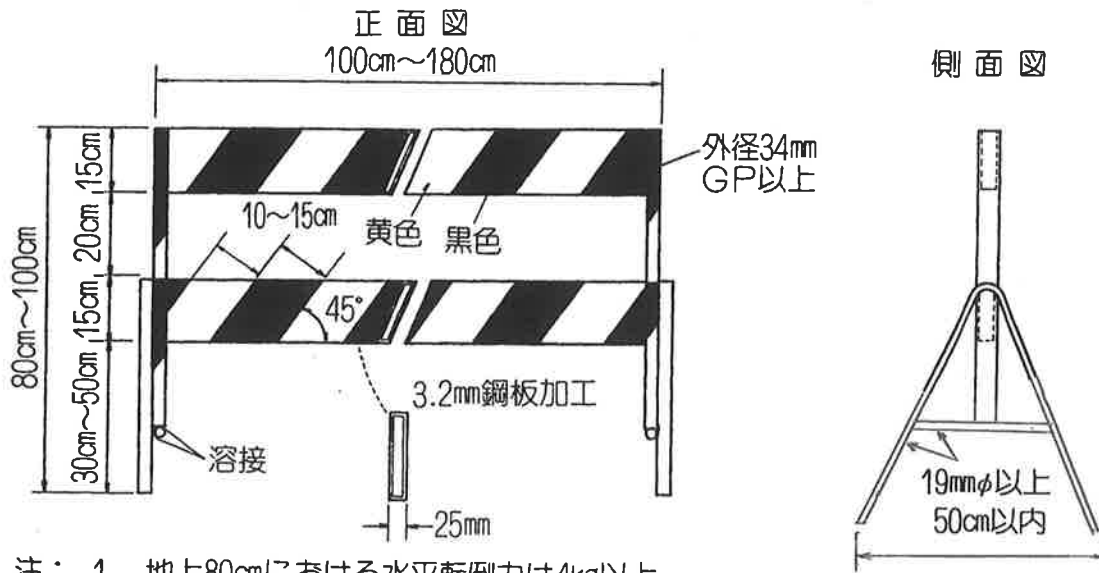
■保安施設の様式

様式1-1 保安さく



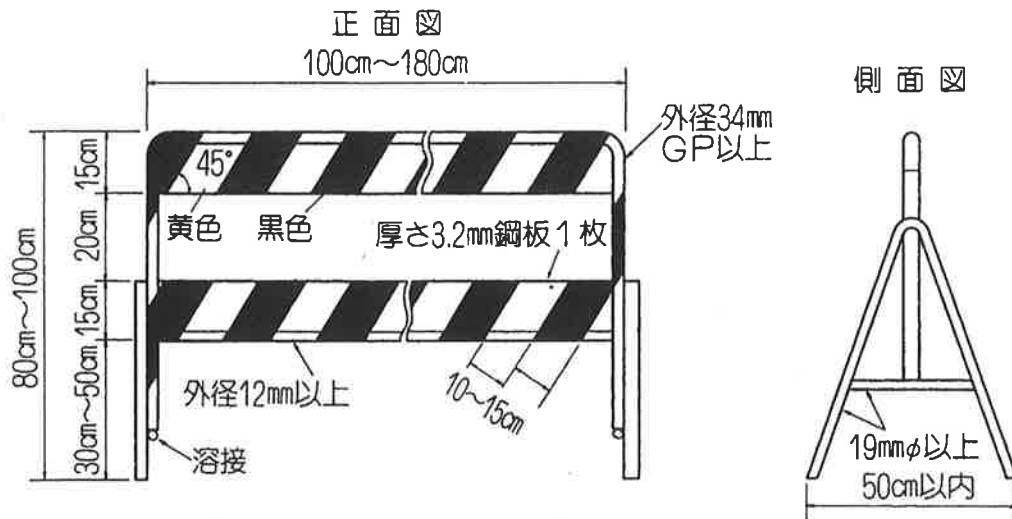
- 注： 1 地上80cmにおける水平転倒力は4kg以上
 2 横板は、風圧による抵抗を少なくするため固定しない

様式1-2 保安さく



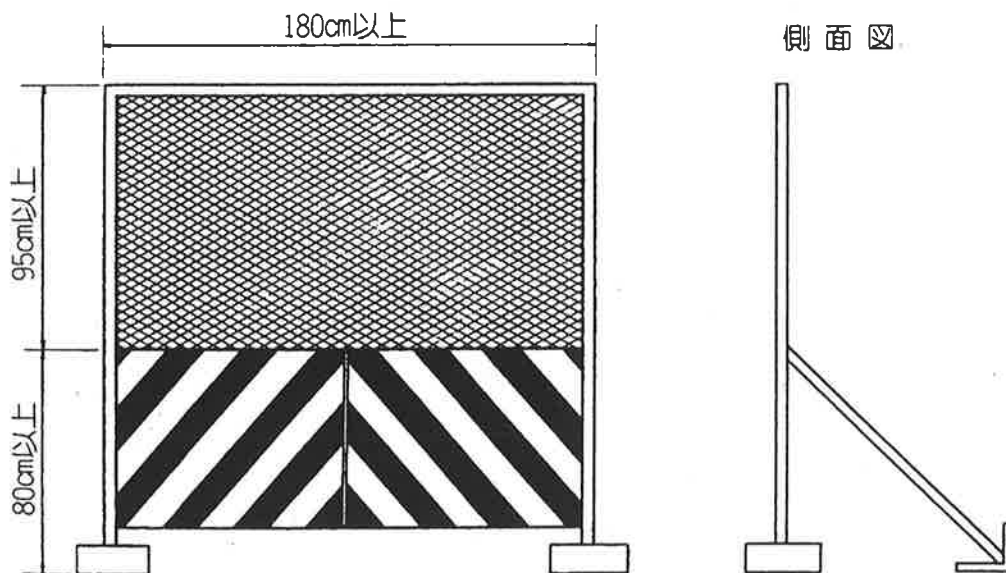
- 注： 1 地上80cmにおける水平転倒力は4kg以上
 2 下段横板は、木製（厚さ15mm以上）でよい。

様式1-3 保安さく



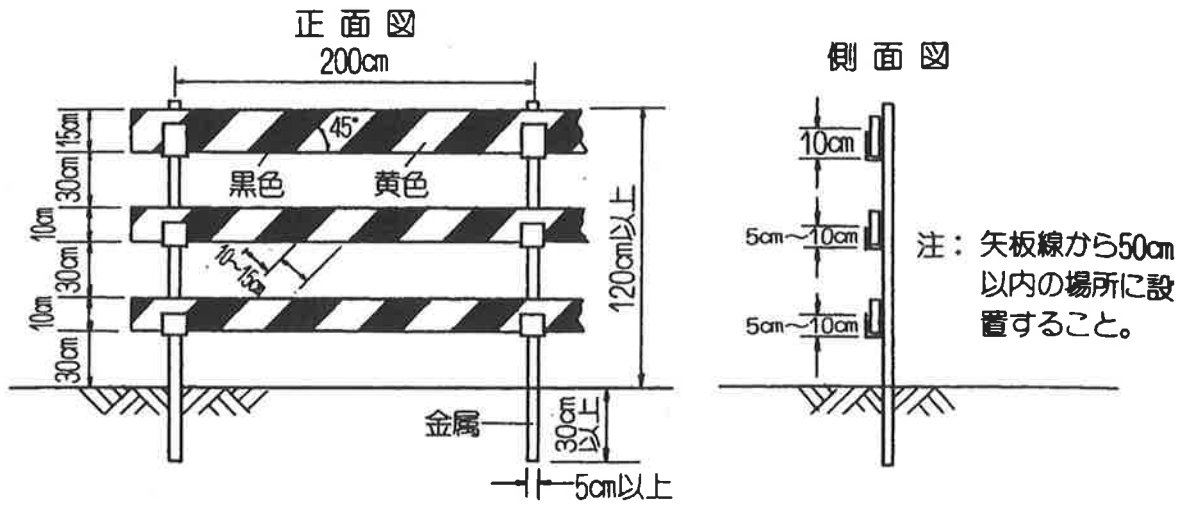
注：地上80cmにおける水平転倒力は4kg以上

様式2 保安さく

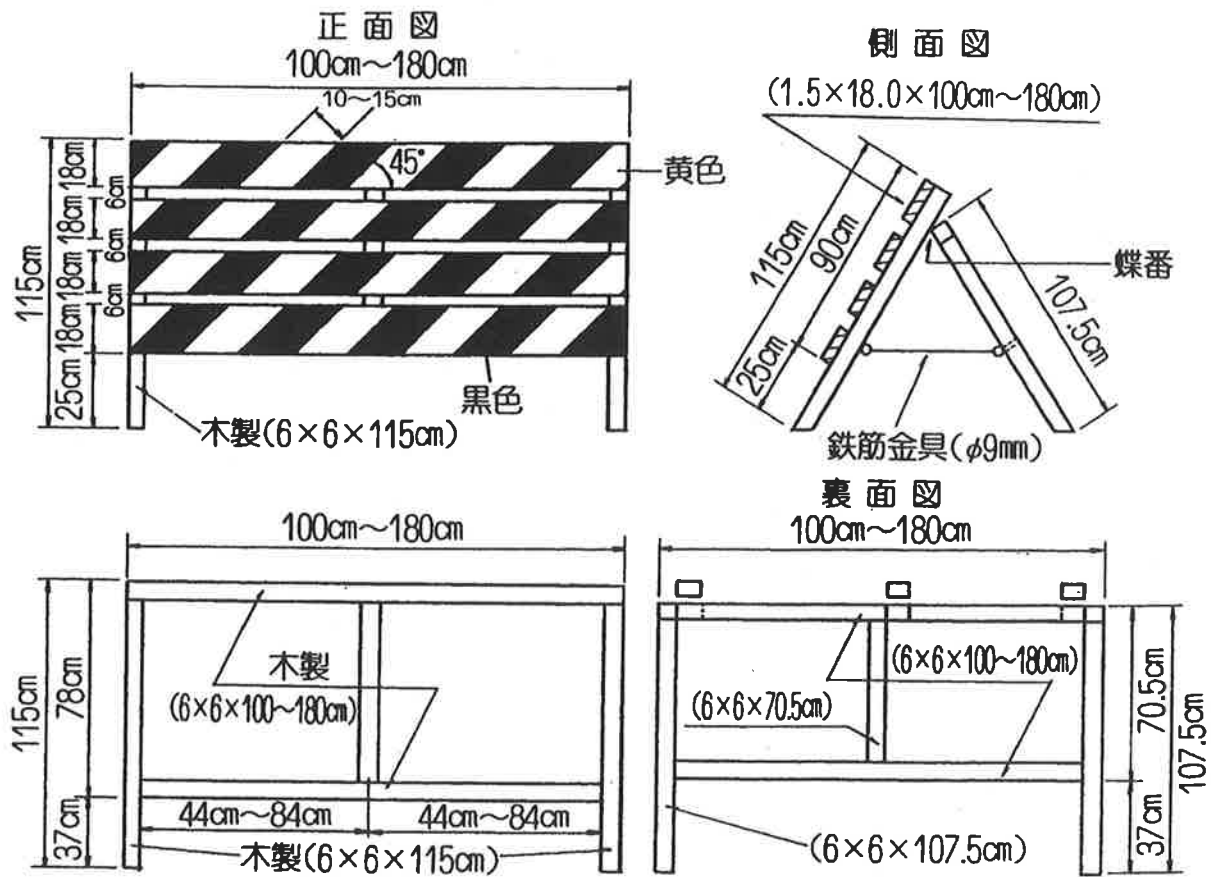


- 注
- 1 連続して設置することを原則とする。
 - 2 突風等による対策が十分であること。
 - 3 車両の通行側及び歩行者の通行側には赤色灯を3m間隔に設置すること。
 - 4 金網付ネットフェンスは、歩行者通路及び車道との境に、残土等が飛散しないよう防護をするために設置する。
 - 5 高さ80cm以上の部分は透視できるものであること。
 - 6 支柱等は十分安全であること。

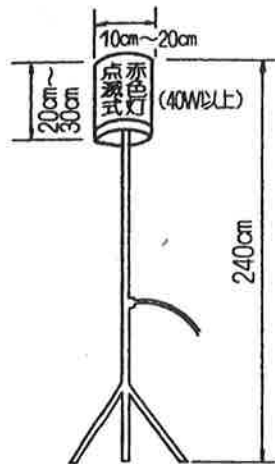
様式3-1 保安さく



様式3-2 保安さく

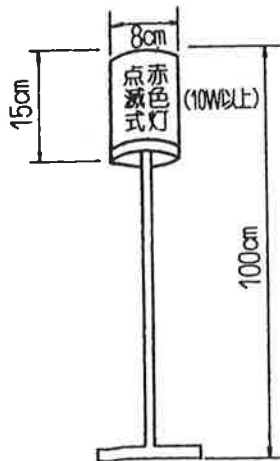


様式4-1 保安灯



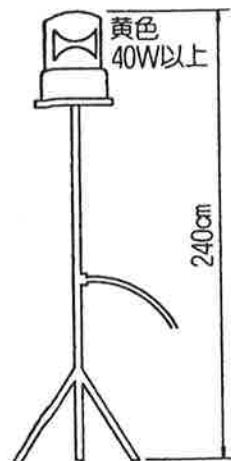
注： 灯器の大きさ，高さ，光度等がこれと同等以上の効果があるものについては，この規格によらないことができる。

様式4-2 保安灯



注： 灯器の大きさ，高さ，光度等がこれと同等以上の効果があるものについては，この規格によらないことができる。

様式5 注意灯



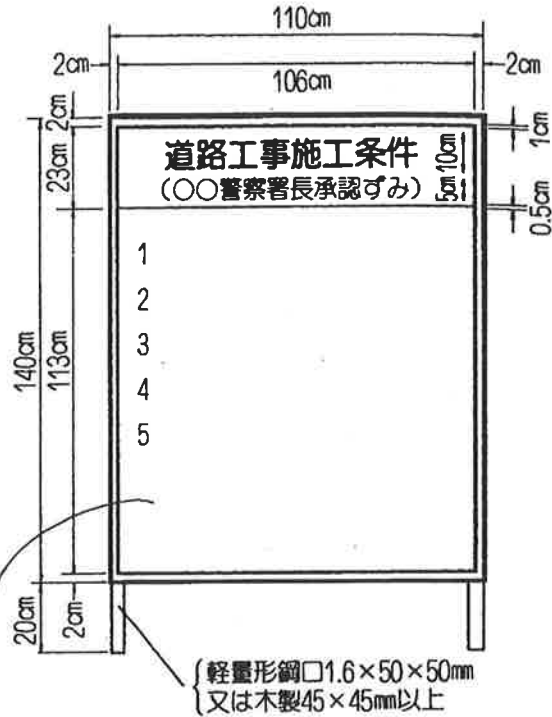
注： 灯器の大きさ，光度等がこれと同等以上の効果のあるものについては，この規格によらないことができる。

様式6-1 工事標示板 (道路管理者の行う場合)

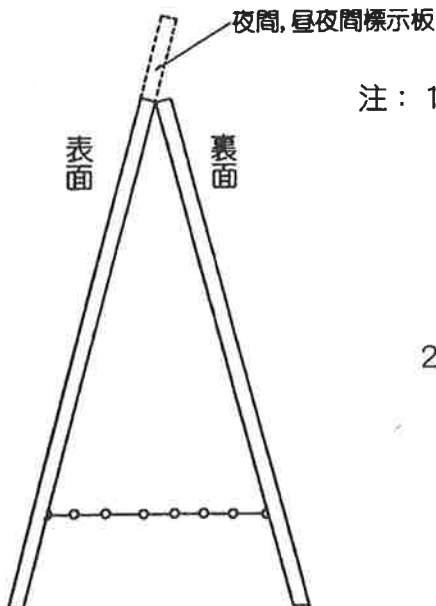
表面図



裏面図



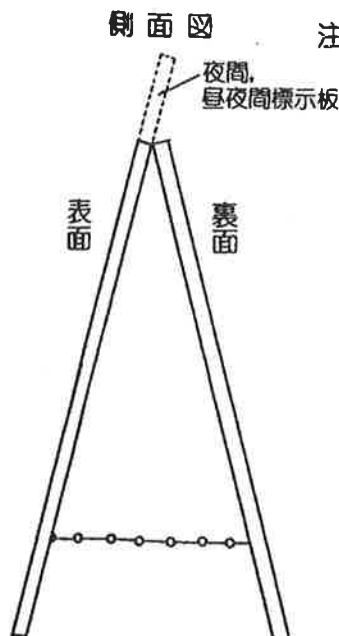
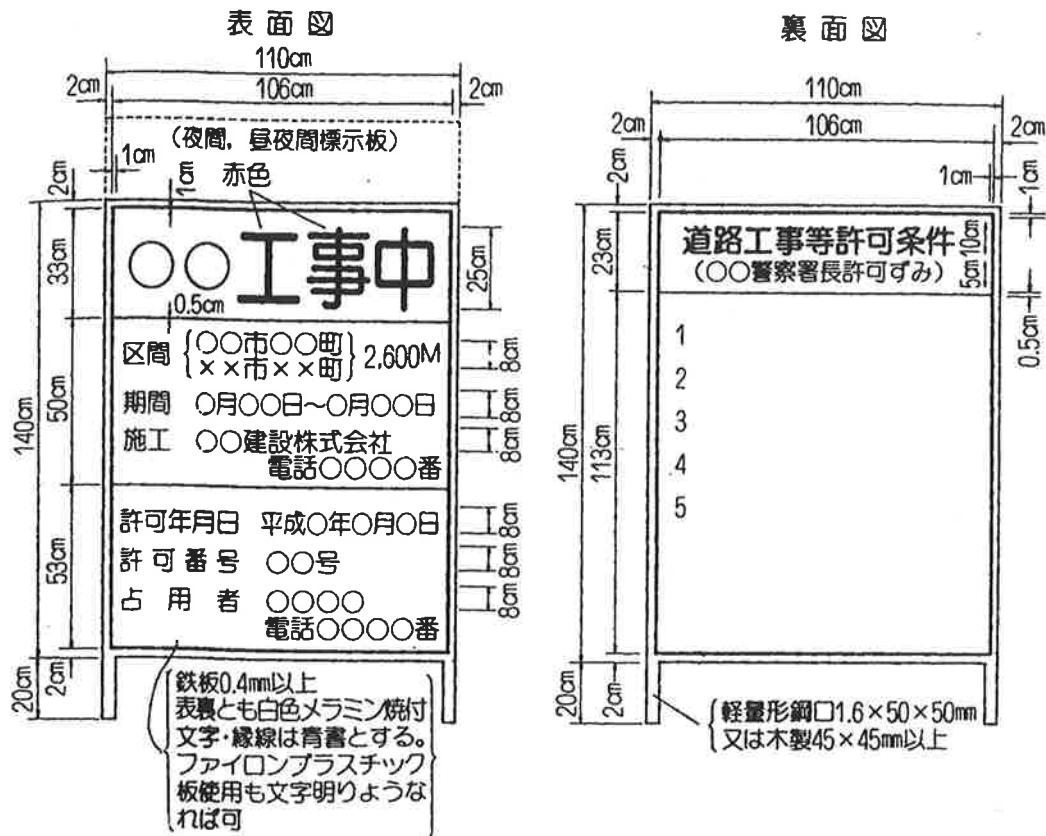
側面図



注：1 色彩は、「ご迷惑をおかけします」、「△△舗装修繕工事」等の工事名表記部分については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容の説明に関する部分については青色文字、その他の文字及び縁線は黒色、地を白色とし、素材は高輝度反射材を用いるものとする。

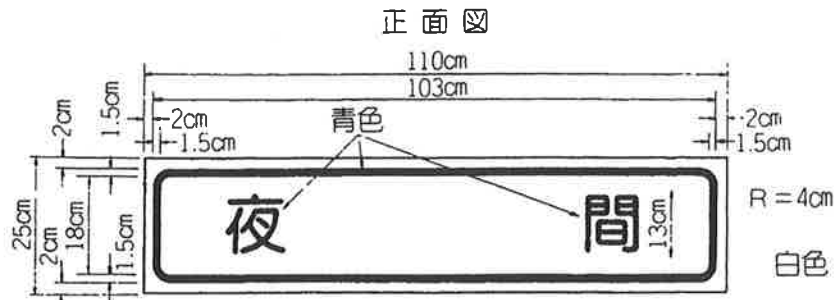
- 2 記載する条件は、次のとおりとする。
- (1) 作業時間に関するもの
 - (2) 1工区の延長に関するもの
 - (3) 工事現場における道路の有効幅員に関するもの
 - (4) 路面覆工埋戻しに関するもの
 - (5) 保安要員の配置などに関するもの
- 等のほか所轄警察署長から指定されたもの

様式6-2 工事標示板 (道路管理者以外の者が行う場合)



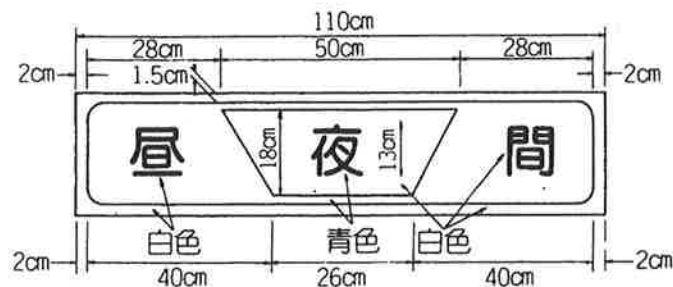
- 注:
- 1 上部枠内の「〇〇工事中」は、水道、電話、下水、電気、ガス、軌道、舗装復旧、地下鉄工事中等と記載すること。
 - 2 上部枠内の「〇〇工事中」の赤色文字は反射性とする。
 - 3 許可の年月日及び番号は、道路管理者の許可に係るものを記載すること。
 - 4 占有者は、〇〇市水道局工務部〇〇建設事務所 }
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区管理部 }
等の例により記載すること。
 - 5 記載する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 作業時間に関するもの
 - (2) 1工区の延長に関するもの
 - (3) 工事現場における道路の有効幅員に関するもの
 - (4) 路面覆工埋戻しに関するもの
 - (5) 保安要員の配置などに関するもの等のほか所轄警察署長から指定されたもの

様式7-1 夜間工事標示板



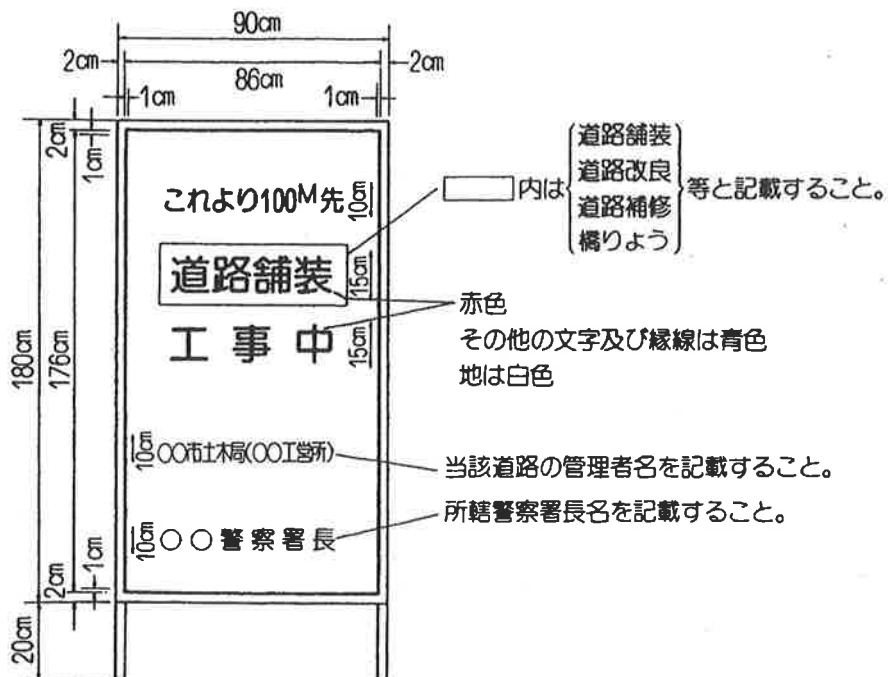
- 注：1 表裏ともメラミン焼付塗装を施す。
2 縁部分を除いた白色部分を反射性とする。

様式7-2 昼夜間工事標示板

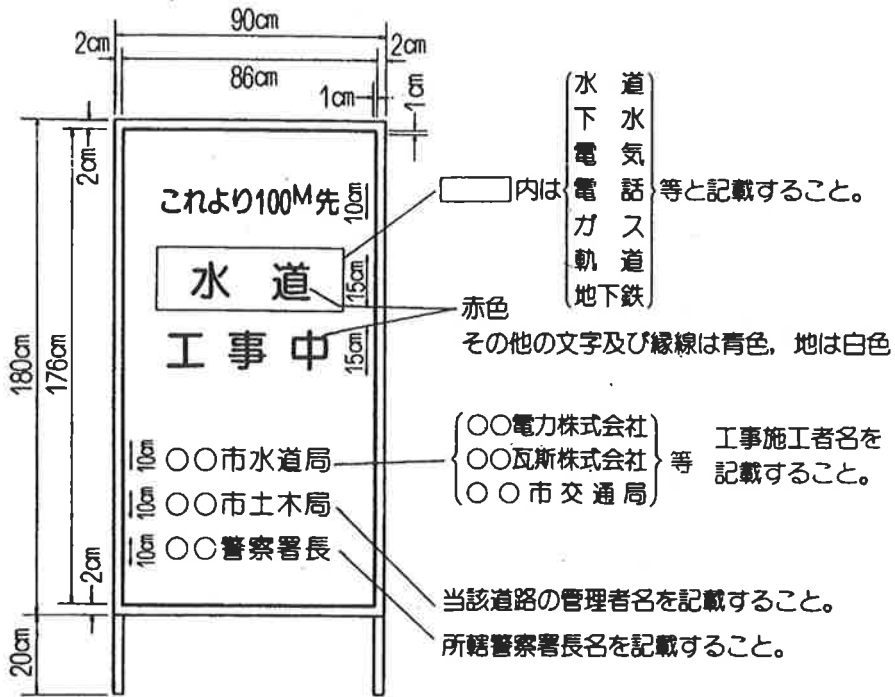


- 注：1 表裏ともメラミン焼付塗装を施す。
2 「夜」の文字を囲む白色部分を反射性とする。

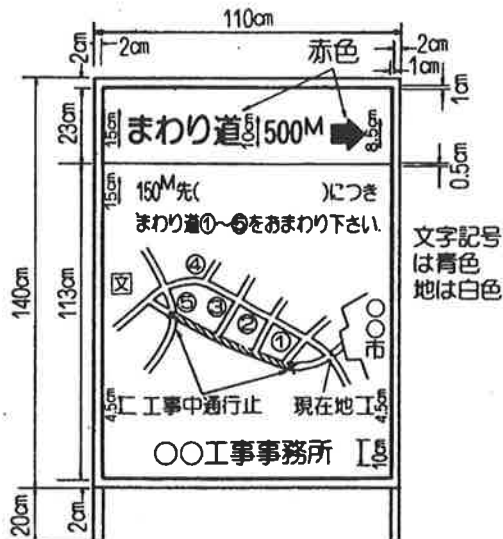
様式8-1 工事予告標示板（道路管理者が行う場合）



様式 8 - 2 工事予告標示板 (道路管理者以外の者が行う場合)

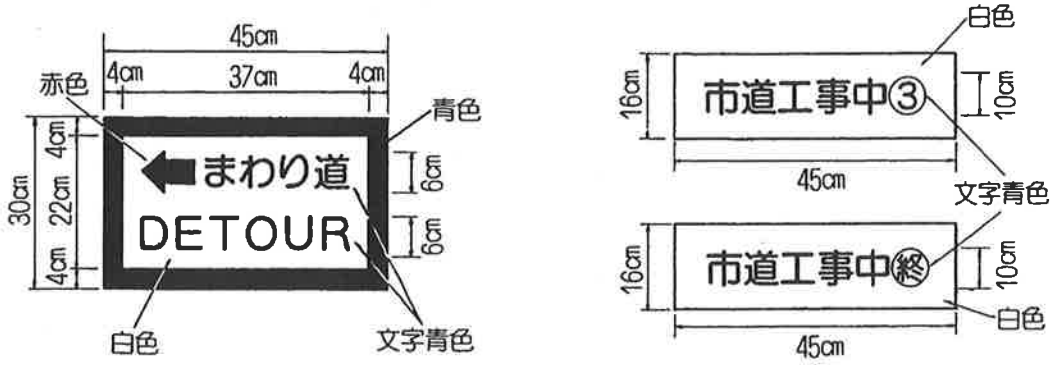


様式 9 う回路標示板

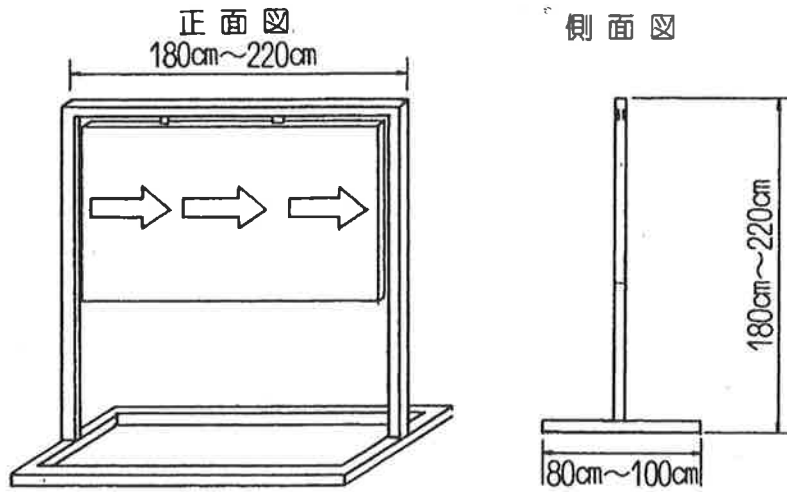


- 注：1 上部枠内の「まわり道 500M ➡」は、反射性とすること。
2 上部「150M先 ()」内には、道路工事，水道工事，下水工事，電話工事，ガス工事，地下鉄工事等と記載すること。

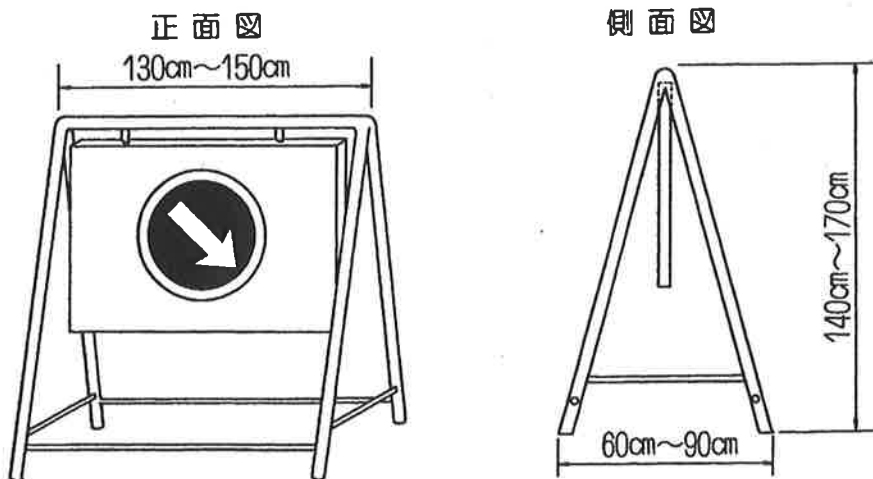
様式10 う回路補助標示板



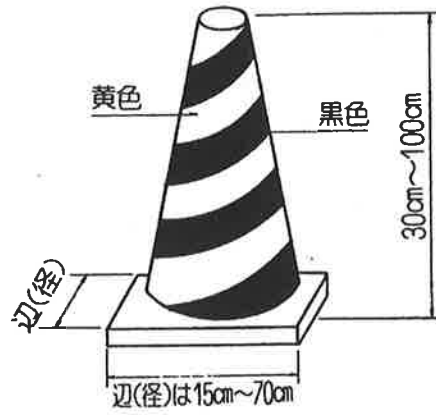
様式11-1 方向指示板



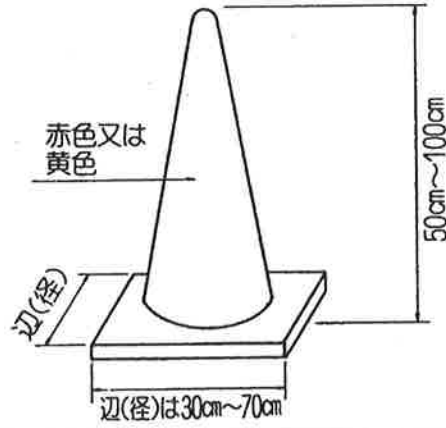
様式11-2 方向指示板



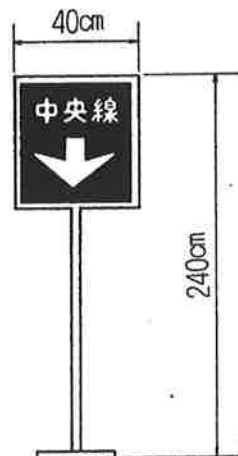
様式12-1 セフティコーン



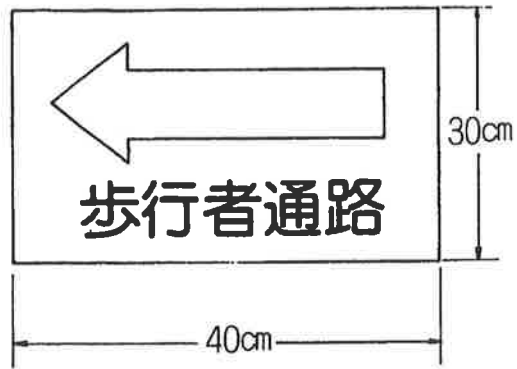
様式12-2 カラーコーン



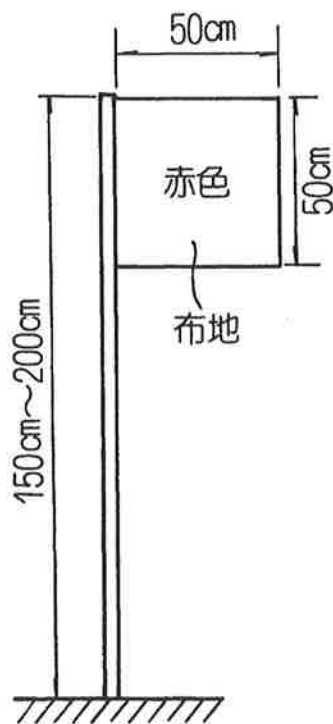
様式13 中央線位置標示板



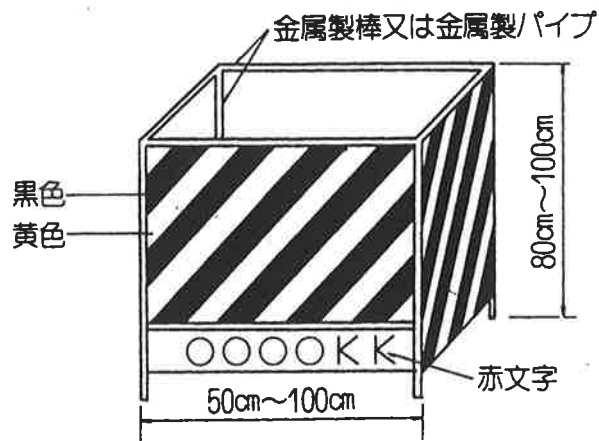
樣式14 步行者通行路標示板



樣式15 作業指示旗

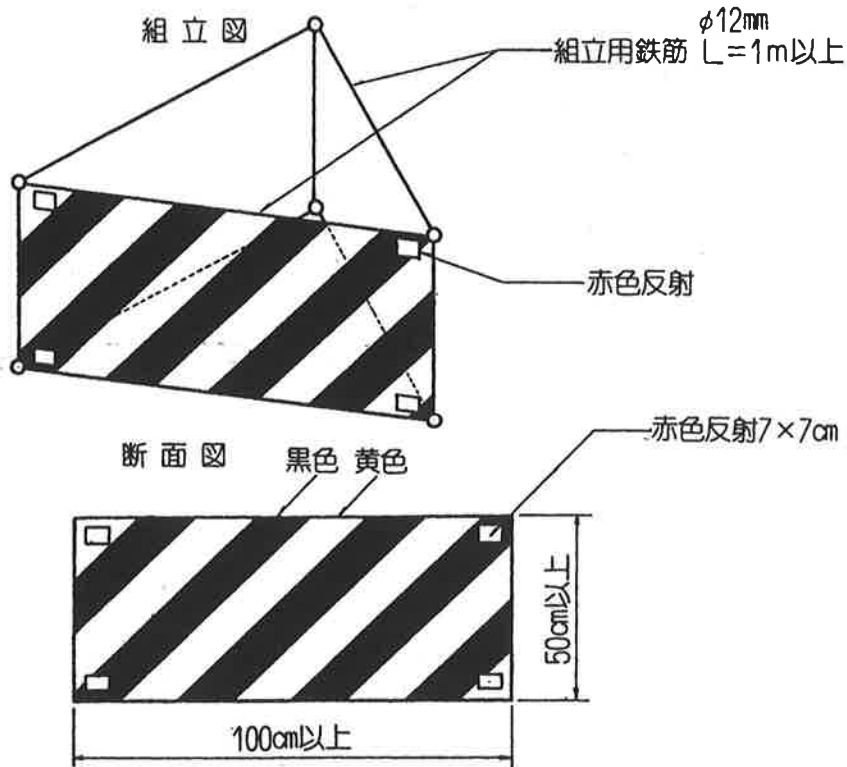


様式16-1 マンホールびょうぶ



注：下端の枠内には工事施工者名を記載すること。

様式16-2 マンホールびょうぶ

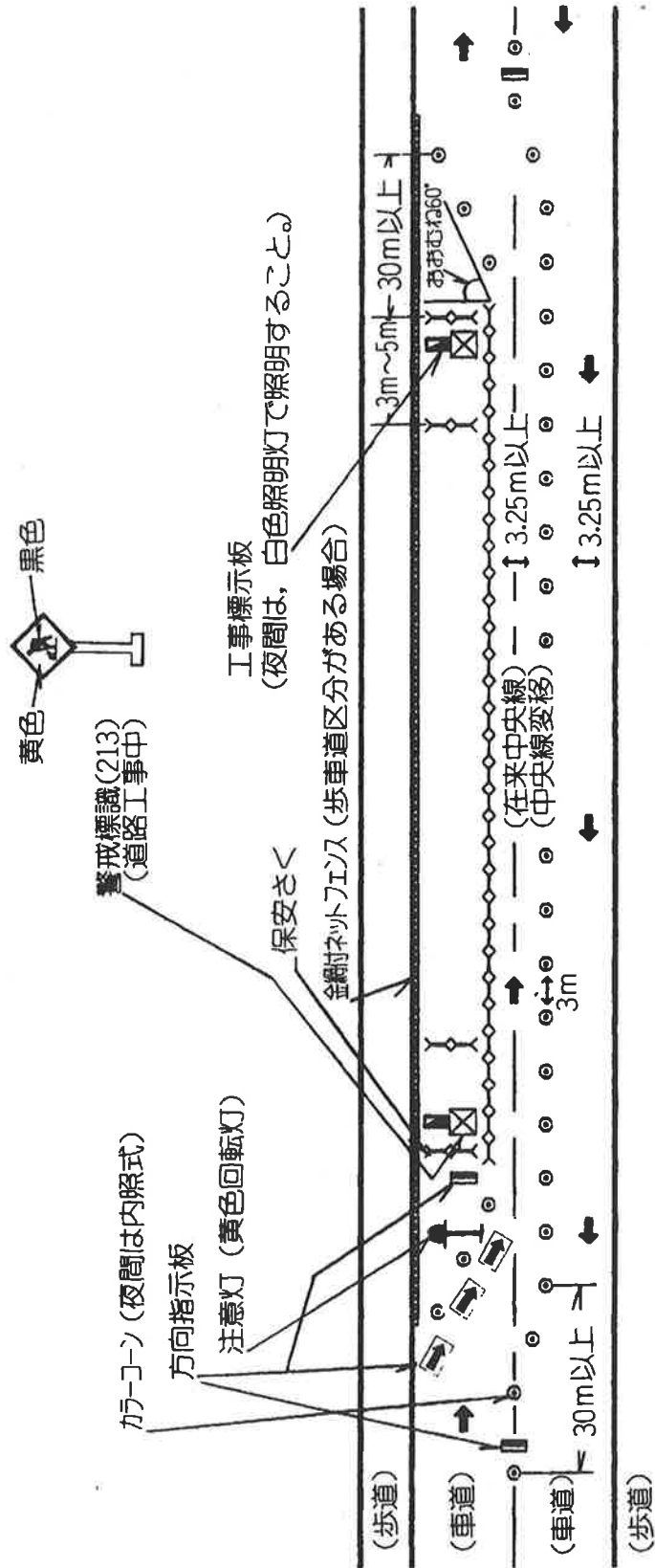


注：1 びょうぶ地はテント地又はナイロン，ポリエチレン(網目)を使用し，2面取付けとする。

2 すえ付けは縦又は横倒しとし，移動しないようにおもりを使用する。

■別記：保安施設設置要領

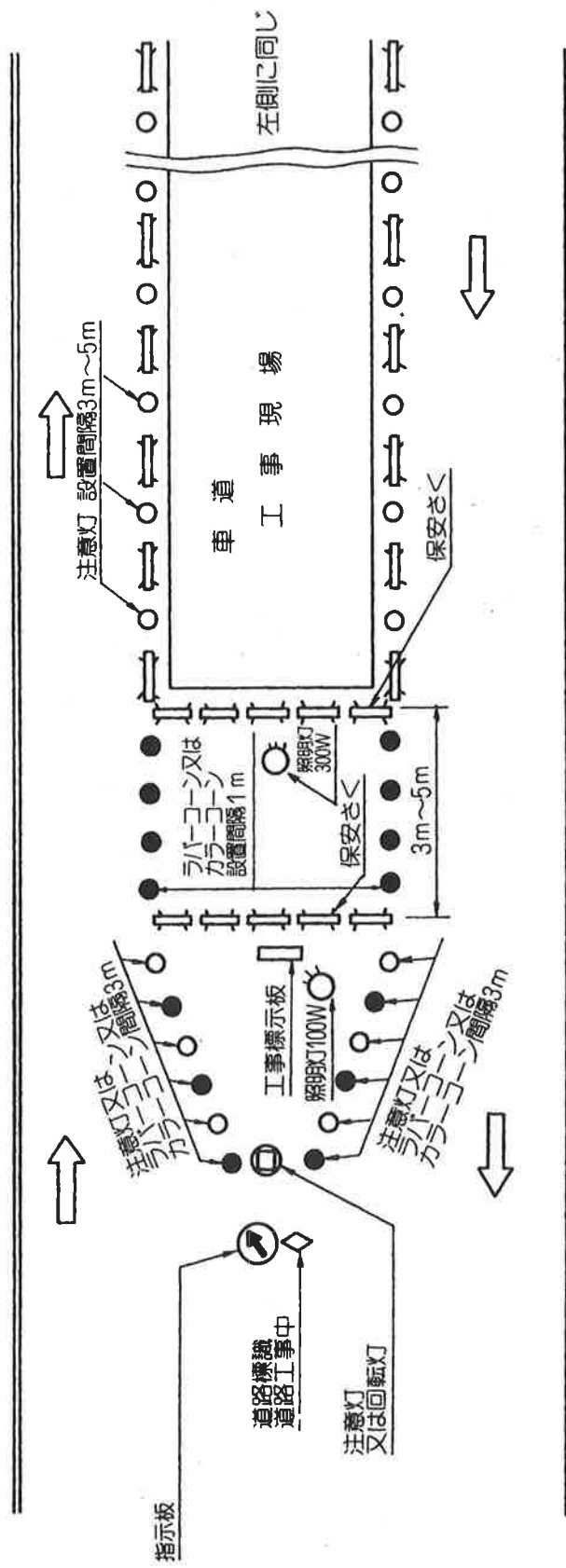
1 道路の片側で施工する場合



注：1 中央線変移の措置は、交通課の具体的な指示を受けて実施すること。

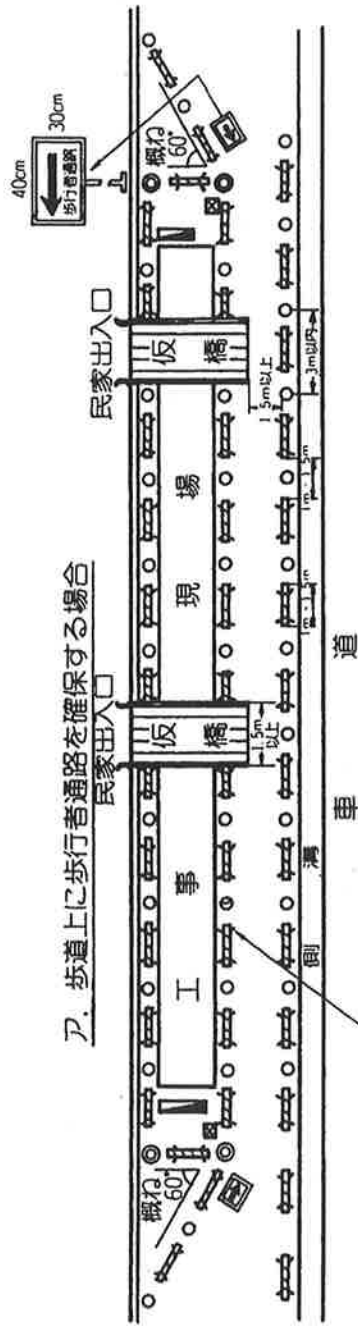
2 道路幅員等によって相互通行できる幅員が確保できないときは、これ以外の方法で規制することになる。

2 道路中央部で施工する場合



- 注： 1 掘削現場と保安さくとの距離は、工作業中に限り車両の出入に必要な最小限の長さに拡大できる。
 2 工事現場延長が80m以上に及びぶ場合は、側方30m間隔に100W以上の照明灯を設置する。
 3 照明灯、注意灯類は、夜間のみで昼間は除外してもよい。

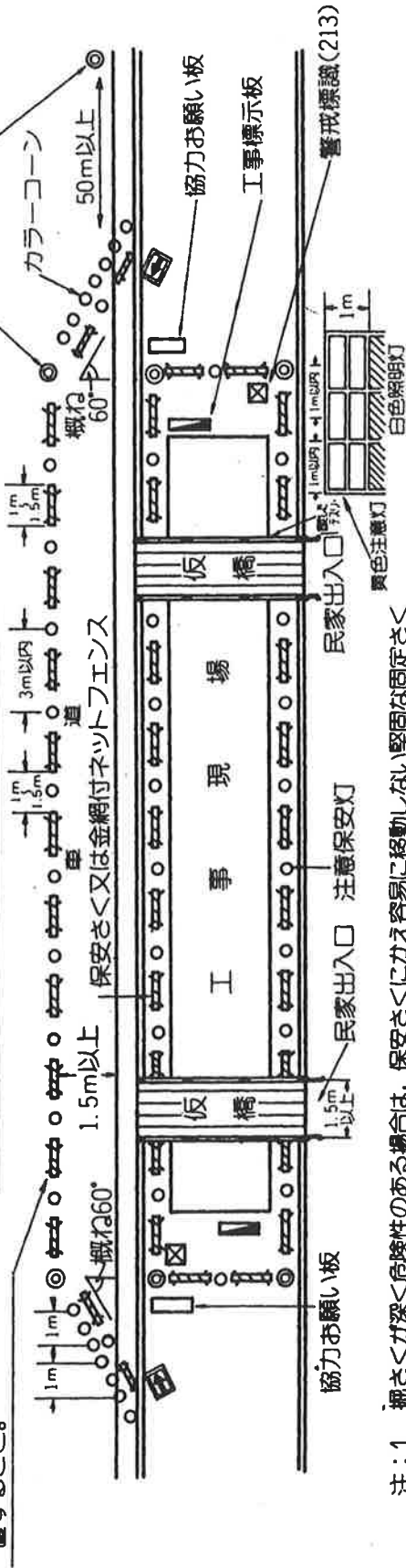
3 歩道上で施工する場合



歩行者通路の工事現場側市
よび車両通行路側は、パネ
ルを間隔なしに連続して設
置すること。

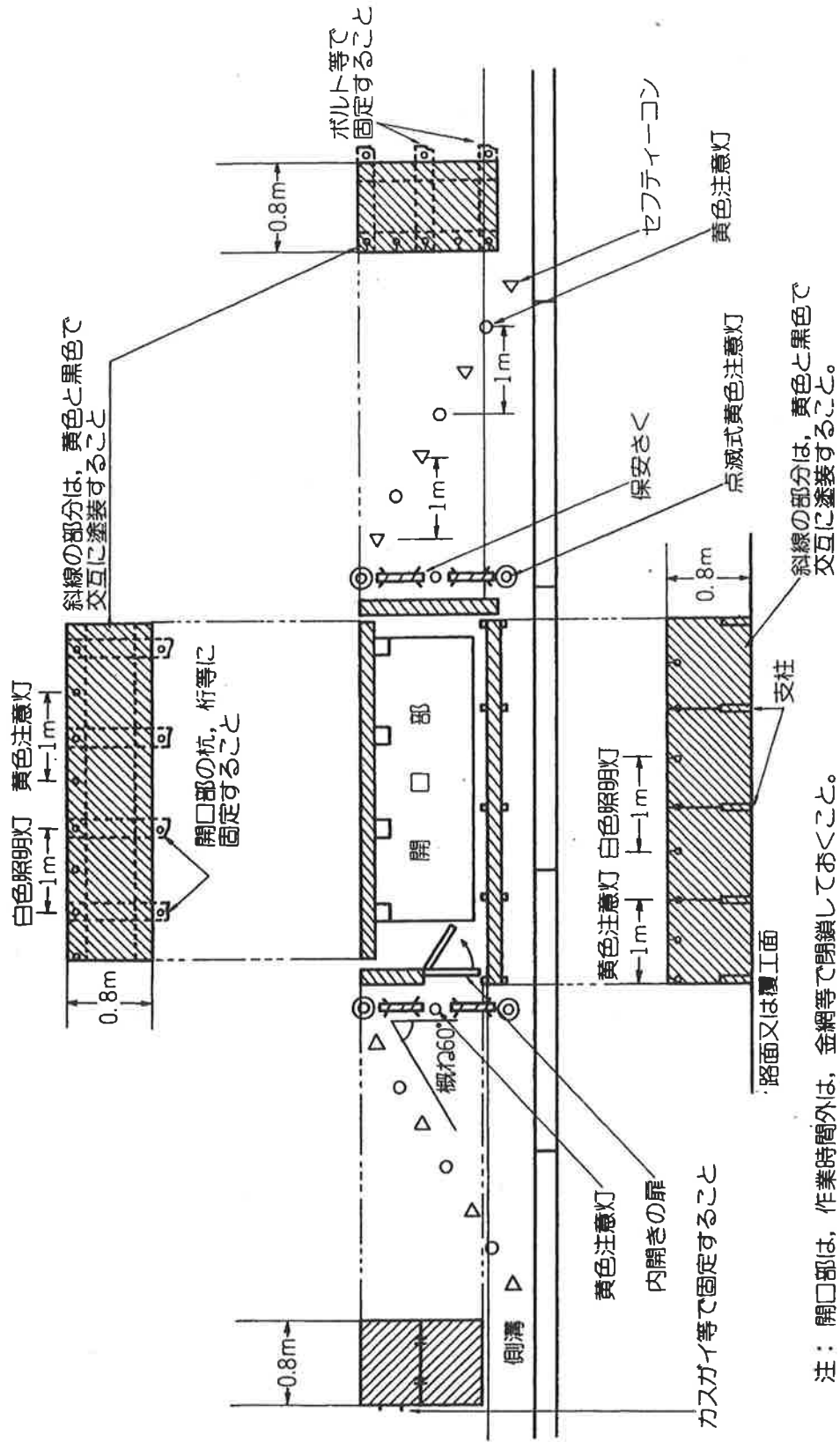
歩行者通路の工事現場側および車両通行路側は、パネルを両側に連続して設置すること。

イ. 歩道を全面柵さくし、車道上に歩行者通路を確保する場合

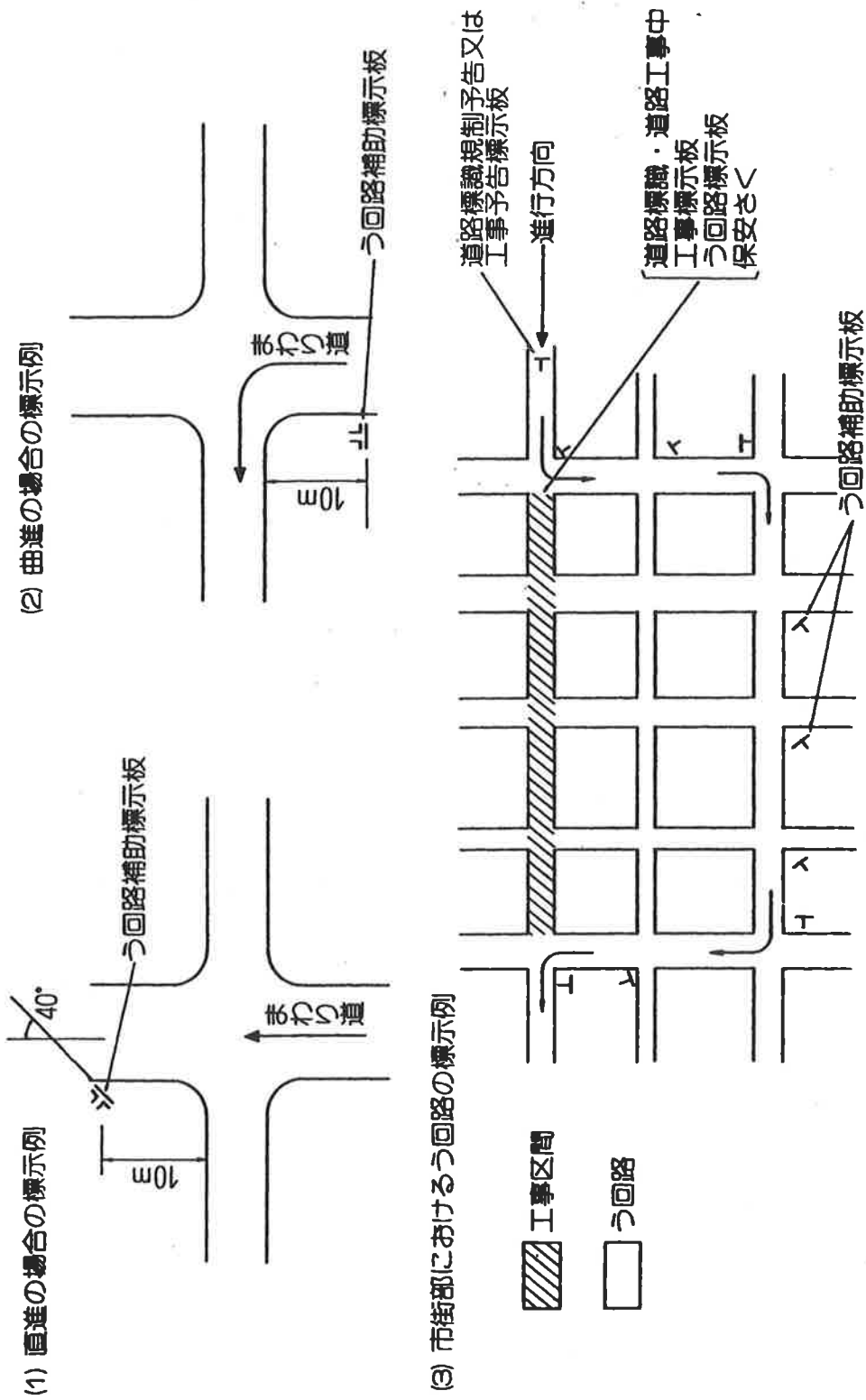


- 注：1 柵さくが深く危険性のある場合は、保安さくにかえ容易に移動しない堅固な固定さくとする。
- 2 柵さく開口が長期(概ね1ヶ月以上)にわたる場合は、歩行者通路の両側の保安さくは、金網付ネットフェンスとする。

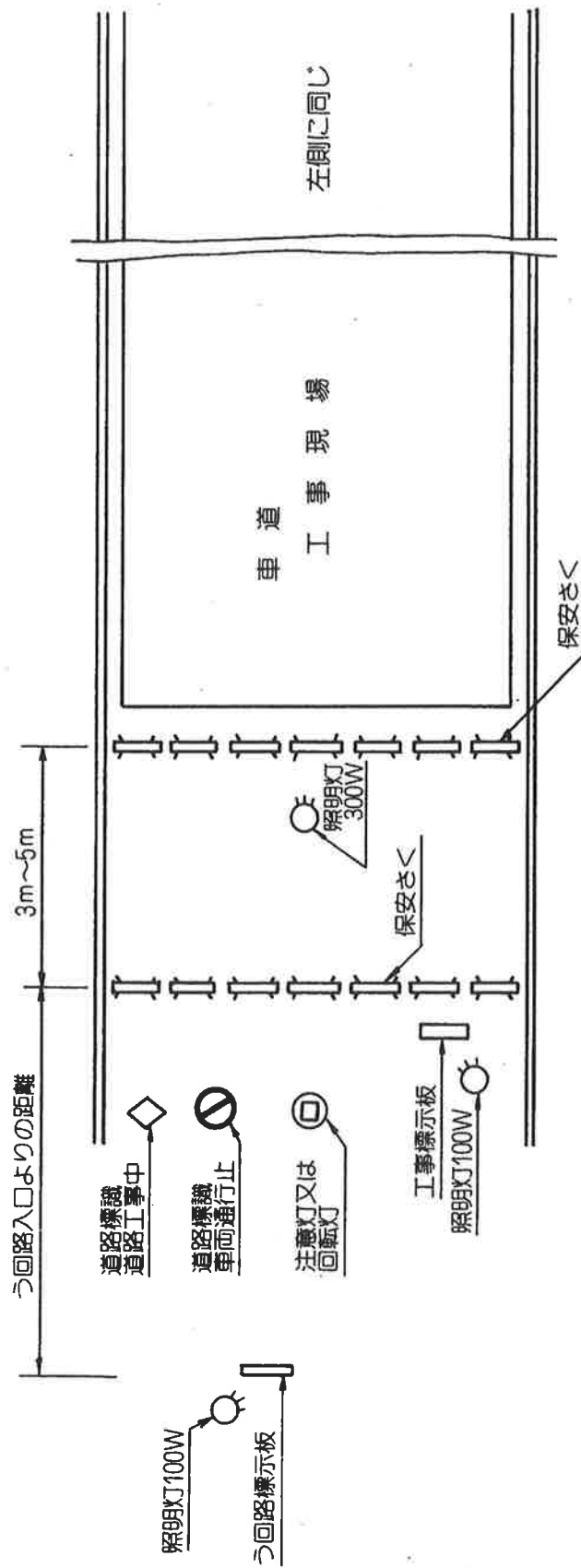
4 開口部周辺



5 う回路を設置する場合



6 通行止の場合



- 注： 1 車両通行止，二輪自動車以外の自動車通行止の場合は，片道又は両側面に保安さくを必要とする。
- 2 う回路標示は，これ以外に道路標識規制予告又は工事予告標示板をう回路手前の交差点等に設置する。

29.地下埋設物緊急連絡先

地下埋設物の緊急連絡及び問い合わせ

国土交通省福岡国道事務所 久留米維持出張所

上津町2199-38 〒830-0052 TEL 21-6103

福岡県久留米県土整備事務所用地課管理係

東合川町816-1 〒839-0807 TEL 44-5505

久留米市上下水道部下水道業務課

合川町2190-3 〒839-8501 TEL 30-8565

久留米市都市建設部路政課

城南町15-3 〒830-8520 TEL 30-9076

久留米市上水道部上水道給水課

合川町2190-3 〒839-8501 TEL 30-8525

久留米市ガス株式会社供給部導管グループ

本町2-14 〒830-0044 TEL 36-2603

NTT 西日本 ホームテクノ九州

原古賀町26-5 〒830-0046 TEL 0120-393194

九州電力営業所配電運用課制御

原古賀町30-6 〒830-0046 TEL 32-4471

九州電力電力所久留米工務所送電

津福本町478-1 〒830-0047 TEL 39-7979